

(様式 3)

(調 書)

自己点検・評価書

平成 28 年 5 月

星薬科大学薬学部

■薬科大学・薬学部（薬学科）の正式名称

星薬科大学 薬学部 薬学科

■所在地

東京都品川区荏原 2 丁目 4 番 41 号 （〒142-8501）

■大学の建学の精神および大学または学部の理念

大学の使命は、「知」の創造と継承にある。大学は、高度の教育および学術研究の中心的機関として、学問の自由を基礎に、有為な人材を育成し、学問の進歩を図ることによって、社会及び人類に貢献する責務を担っている。その中で薬学は、人類が疾病の苦しみから逃れ、健やかで衛生的な環境のもとに過ごせるように「薬」の側面から寄与しようとするものである。

本学の創立者である星一（ほし はじめ）は、「日本は世界一の製薬国になり得る国である。薬は文化の母であるから日本は世界一の良い薬をつくり、これを世界に供給していくことが、日本の文化的使命である」との強い信念を持ち、大正年間に星製薬株式会社を設立した。星製薬株式会社は、モルヒネ、キニーネ、コカイン、アトロピンなどのアルカロイドの日本での工業的生産に成功し、これらを世界に輸出し、国産医薬品の国際的供給に先鞭をつけた。

こうした信念を成就するために星一は「一に人、二に人、三に人」と薬学人の育成が大切であると考え、「本学は、薬学を通じて、世界に奉仕する人材育成の揺籃である。日本の日本であると同時に、世界の日本であることを銘記せよ」を建学の精神とする星薬科大学の創設を行うに到った。人の育成の根本理念として「親切第一」を掲げ、「親切第一を主義として、自己に親切なれ、何人にも親切なれ、物品に親切なれ、時間に親切なれ、学問に親切なれ、金銭に親切なれ、親切は平和なり、繁栄なり、向上なり、親切の前には敵なし、親切は世界を征服す」と説いた。創立以来 100 年以上の長きに亘って、こうした創立者の精神は本学の建学の精神として全学生に浸透すべく教育が行われてきた。

そのような根本理念の下、大学（学部）は、教育研究上の目的を「薬学に関する学理および応用を教授、研究し人格の陶冶を図り、医療、福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに、文化の創造と発展に貢献すること」と定めており、薬剤師を養成するための薬学科の教育研究上の目的を「臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指すものとする」としている。

本学ではこれらの目的を具現化すべく、多岐に渡る臨床の分野において、実際に役立つ高度な専門の知識、技能、創造力・判断力を含む問題解決能力や課題探求能力を備えるとともに、幅広い教養、豊かな人間性と愛情、高い倫理観を身につけることにより、「社会奉仕」と「患者への奉仕」という目的意識を強く持ち、かつ「人格」、

「実力」、「情熱」を兼ね備え、国民から信頼され尊敬される薬剤師の養成を目指している。

これらの教育及び研究活動を通して、真に社会と患者に奉仕する精神を培い、世界に貢献する人材育成を達成せんとするものである。

■ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー

[ディプロマ・ポリシー]

(2015 (平成 27) 年度 1 年生)

「薬学科」にあっては 6 年以上在学し、本学の「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて設定した授業科目を受講し、卒業に必要な単位数（「薬学科」は 188 単位以上）を履修した者に対して、臨床現場で必要な倫理観を有し、薬学領域における幅広い知識と専門性を修得したことにより、薬学の発展の一翼を担う能力を有しているものと認定し、「学士（薬学）」の学位を授与します。

(2015 (平成 27) 年度 2 年生以上)

「薬学科」にあっては 6 年以上在学し、本学の「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて設定した授業科目を受講し、卒業に必要な単位数（「薬学科」は 188 単位以上）を履修した者に対し、卒業を認定し、卒業決定者には「学士（薬学）」の学位を授与します。

なお、学位授与の判定にあたっては、以下のことも考慮します。

1. 修得した知識・技能により社会に貢献できる能力を有していること。
2. 大学卒業者にふさわしい態度・倫理観・責任感を有していること。

[カリキュラム・ポリシー]

(2015 (平成 27) 年度 1 年生)

本学では、「薬学科」（6 年制）の教育目的である「臨床の場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成」を実現するために、次の方針でカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 見識ある医療人としての豊かな人間性や高い倫理観を備えた薬剤師を育成するために、全学年を通じて薬学教養教育科目を配置します。
2. 高度化、専門化する医療に対応できる薬剤師を育成するために、低年次では物理、化学及び生物を基盤とする薬学基礎教育科目を配置し、高年次では医療薬学を中心とした薬学専門教育科目を配置します。
3. 科学的・論理的な思考能力を基礎として、問題を構造化し、解決する能力を備えた薬剤師を育成するために、低年次から研究能力を培う薬学基礎教育科目と実

習科目を配置します。

4. チーム医療や地域医療において、薬の専門家として活躍できる薬剤師を育成するために、臨床現場で必要な実践的な技能とコミュニケーション能力を修得する演習・実習科目を配置します。
5. グローバル化に対応した国際感覚や言語力を有する「世界に奉仕する薬剤師」を育成するために、全学年を通じて語学能力を培う薬学教養教育科目を配置します。

(2015 (平成 27) 年度 2 年生以上)

本学薬学部では、「薬学科」(6 年制)の目的である「臨床の場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成」を実現するために、次の方針でカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 薬学の基礎科目を重視するとともに、幅広い視野を育成するよう教養科目を配置する。
2. 専門知識ならびに技能を高めるよう講義および実習を配置する。
3. コミュニケーション・スキルの習得ならびに充実を図る科目を配置する。
4. 豊かな人間性をもった医療人としての倫理観の養成を図る科目を配置する。
5. 問題解決能力の醸成を図る科目を配置する。

[アドミッション・ポリシー] (薬学科のみ抜粋)

本学の教育理念は、創立者 星一の建学の精神に基づき、「世界に奉仕する人材育成の揺籃である」と定められています。この理念に基づき「薬学科」(6 年制)は、「臨床の場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成」を目的としています。また、薬学を総合的に学ぶためには幅広い視野と知識が求められます。また、海外文献を読みこなしたり、外国語によるコミュニケーション・スキルの習得も必要不可欠であり、高等学校時代に特に自然科学系分野の科目と外国語をしっかりと学習しておくことが薬学部での充実した学習の実現につながります。

本学では、入学志願者の能力・適性等を多面的に判定するために複数の選抜制度を設けており、将来、薬学の様々な分野においてリーダーシップを発揮できる意欲的な学生を受け入れることを目指しています。

■ 自己点検・評価書作成のプロセス

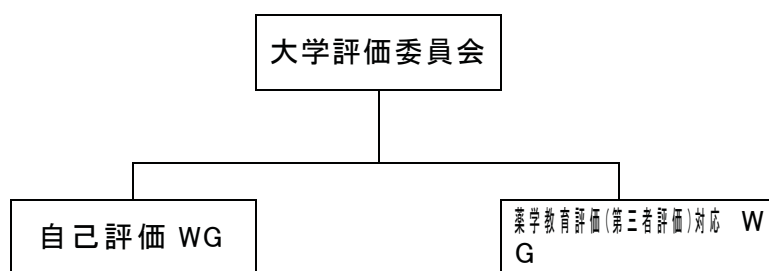
【自己点検・評価体制】

- 1) 自己点検・評価委員会の設置と構成

本学は、従来、大学独自の自己点検評価及び認証評価のための自己点検評価を

行う組織として「自己評価委員会」を設置し、運営を行ってきた。加えて、2012（平成 24）年度には薬学教育評価の評価基準に対応する自己点検評価を行う組織として、「薬学教育評価（第三者評価）対応委員会」を設置し、運営を行ってきた。同対応委員会は、薬学教育評価の本評価の受審の準備のため、試行的に自己点検評価書の作成作業を行い、「自己評価 25-26」を 2014（平成 26）年度に完成させた。2015（平成 27）年度からは、自己点検評価を行う組織は次のとおり改組された。すなわち、「自己評価委員会」及び「薬学教育評価（第三者評価）対応委員会」は、それぞれ、ワーキンググループ(WG)となり、両 WG の上位に大学全体の自己点検評価を統括する「大学評価委員会」が設置された。「薬学教育評価（第三者評価）対応 WG」の構成員は、4 名の教授（教務部長補佐 3 名及び教養科担当教員 1 名）、2 名の准教授（実務家教員 1 名及び専門科目担当教員 1 名）と事務職員 4 名（総務部職員 2 名、教務部職員 2 名）である。また、副学長（教務部長を兼務）がアドバイザーとして参加している。「大学評価委員会」の構成員は、学長、副学長、薬学教育評価（第三者評価）対応 WG 長及び外部委員 2 名（嶋田一夫・東京大学大学院薬学系研究科長、神尾彰彦・東京工業大学名誉教授）、並びに事務職員 3 名（事務局長、総務部長、教務部次長）である。

2015（平成 27）年度の自己点検・評価体制



2) 自己点検・評価 項目担当責任者

2015（平成 27）年度第 1 回の薬学教育評価（第三者評価）対応 WG において決定された自己点検・評価の項目担当の責任者は以下のとおりである。

- 中項目 1：浅井和範 教授
- 中項目 2：浅井和範 教授
- 中項目 3：浅井和範 教授
- 中項目 4：浅井和範 教授
- 中項目 5：浅井和範 教授
- 中項目 6：細江智夫 教授
- 中項目 7：細江智夫 教授
- 中項目 8：細江智夫 教授
- 中項目 9：輪千浩史 教授
- 中項目 10：佐藤史朗 総務部課長

- 中項目 11：輪千浩史 教授
中項目 12：佐藤史朗 総務部課長
中項目 13：佐藤史朗 総務部課長

3) 自己点検・評価書の最終確認体制

2015（平成 27）年 8 月 28 日開催の 2015（平成 27）年度第 4 回薬学教育評価（第三者評価）対応 WG において確認された自己点検・評価書の草案について、同年 10 月 15 日に開催された 2015（平成 27）年度第 1 回大学評価委員会で審議した。その後、同委員会での指摘を踏まえ修正した自己点検・評価書の草案を同年 10 月 28 日開催の教授会で報告し、全学的に内容の確認を行った。その後も、薬学教育評価（第三者評価）対応 WG による作成作業、大学評価委員会への報告を行い、最終的に 2016（平成 28）年 3 月 22 日開催の理事会報告を経て自己点検・評価書を完成させた。

【改訂モデル・コアカリキュラムへの対応】

2015（平成 27）年度から、改訂モデル・コアカリキュラムを導入し、1 年生のみ改訂モデル・コアカリキュラムに対応したカリキュラムを実施した。

【自己点検・評価書作成の経緯】

<2012（平成 24）年度>

- 1 月 16 日：教授会
- ・薬学教育評価（第三者評価）対応委員会委員の委嘱承認
- 2 月 27 日：2012（平成 24）年度第 1 回薬学教育評価（第三者評価）対応委員会
- ・本委員会発足の経緯説明
 - ・第三者評価の概要説明
 - ・本学の第三者評価受審のプロセスの方針検討
 - ・第三者評価受審の準備のための、自己点検・評価書の実施の手順検討
- 3 月 13 日：教授会
- ・薬学教育評価（第三者評価）対応委員会の活動報告
 - ・薬学教育評価（第三者評価）対応委員会委員の追加委嘱承認
- 3 月中旬：第三者評価受審の準備のための、自己点検・評価書の原稿作成担当者 決定
- 3 月 22 日：教授会
- ・薬学教育評価（第三者評価）対応委員会の活動報告

3月下旬 : 第三者評価受審の準備のための、自己点検・評価書の原稿作成依頼

<2013（平成25）年度>

- 6月26日 : 2013（平成25）年度第1回薬学教育評価（第三者評価）対応委員会
- ・第三者評価関連情報
 - ・事前調査、自己評価25、委員会活動計画
 - ・2013（平成25）年度版自己点検・評価書の評価依頼
 - ・事前調査評価の記述例
- 7月1日 : 2013（平成25）年度版自己点検・評価書の評価依頼
- 9月25日 : 教授会
- ・2013（平成25）年度版自己点検・評価書の作成作業の進捗状況を報告
- 11月13日 : 2013（平成25）年度第2回薬学教育評価（第三者評価）対応委員会
- ・2014（平成26）年度評価委員依頼
 - ・薬学教育評価機構
 - ・自己点検・評価におけるエビデンスの再調査
 - ・自己評価25
 - ・今後の委員会活動
- 2月12日 : 「自己評価25評価報告会～薬学教育評価に向けて～」を開催（全教職員対象）

<平成26年度>

- 6月11日 : 2014（平成26）年度第1回薬学教育評価（第三者評価）対応委員会
- ・2013（平成25）年度薬学教育評価結果
 - ・本委員会の役割確認
 - ・論点の整理
 - ・優先課題
 - ・タイムスケジュールの確認
- 6月11日 : 教授会
- ・薬学教育評価の2016（平成28）年度本評価申請承認。
- 6月24日 : 理事会
- ・薬学教育評価の2016（平成28）年度本評価申請報告。
- 7月16日 : 2014（平成26）年度第2回薬学教育評価（第三者評価）対応委員会
- ・本学の薬学教育評価の評価年度は2016（平成28）年度に決定した。（報告）
 - ・本学の薬学教育評価への対応（論点の整理）
 - ・優先課題への対応報告
 - ・優先課題への対応協議

- ・タイムスケジュールの確認
- 1月28日 : 2014(平成26)年度第3回薬学教育評価(第三者評価)対応委員会
 - ・自己評価25最終版について
 - ・2016(平成28)年度本評価対象大学説明会の概要説明
 - ・2014(平成26)年度の優先課題と今後の対応
 - ・2014(平成26)年度中に追加すべき課題
 - ・2015(平成27)年度の自己点検・評価実施体制について
- 3月11日 : 教授会
 - ・「自己評価25-26」の完成とホームページ掲載について報告
- 3月16日 : 「自己評価25-26」をホームページに掲載

<平成27年度>

- 4月上旬 : 学長を委員長とする大学評価委員会が設置され、その下部組織として浅井教授を委員長とする薬学教育評価(第三者評価)対応ワーキンググループを組織
- 6月10日 : 第1回薬学教育評価(第三者評価)対応WGの開催
 - ・自己点検・評価の項目別担当者の決定
 - ・自己点検・評価の作成スケジュールの決定
- 6月中旬 : 2015(平成27)年度薬学教育評価(第三者評価)対応WGの行動日程を学長、事務局長に報告
- 7月7日 : 第2回薬学教育評価(第三者評価)対応WGの開催
 - ・「自己評価25-26」を基に、問題点の抽出と整理、解決策の協議と実施
- 7月8日 : 教授会
 - ・2016(平成28)年度薬学教育評価の対応説明、根拠資料の保存要請
- 7月21日 : 理事会
 - ・2016(平成28)年度薬学教育評価の対応説明
- 7月31日 : 第3回薬学教育評価(第三者評価)対応WGの開催
 - ・各担当から、各中項目の点検・評価の進捗の説明
 - ・問題点の抽出と整理、解決策の協議と実施
- 8月28日 : 第4回薬学教育評価(第三者評価)対応WGの開催
 - ・調書(自己点検・評価書、根拠資料)ドラフトの提示
 - ・WGによる調書ドラフトの確認
- 10月15日 : 第1回大学評価委員会開催
 - ・薬学教育評価(第三者評価)対応WG 細江副委員長 陪席
 - ・薬学教育評価(第三者評価)の概要説明
 - ・薬学教育評価(第三者評価)の対応スケジュール説明
 - ・2015(平成27)年度自己点検・評価書(素案)の説明及び審議

- 10月26日：第5回薬学教育評価（第三者評価）対応WGの開催
- ・2015（平成27）年度自己点検・評価書（素案）作成の作業日程確認
 - ・2015（平成27）年度自己点検・評価書（素案）の修正協議
- 10月28日：教授会
- ・2015（平成27）年度自己点検・評価書（素案）を報告
 - ・2015（平成27）年度自己点検・評価書（素案）について確認、修正依頼
- 11月18日：第6回薬学教育評価（第三者評価）対応WGの開催
- ・2015（平成27）年度自己点検・評価書（素案）の修正協議
 - ・2015（平成27）年度自己点検・評価書（素案）作成の作業日程確認
- 11月25日：教授会
- ・2015（平成27）年度自己点検・評価書（素案）の修正について報告
- 12月7日：第2回 大学評価委員会開催
- ・薬学教育評価（第三者評価）対応WG 細江副委員長 陪席
 - ・2015（平成27）年度自己点検・評価書（案）の説明及び審議
- 1月下旬：2015（平成27）年度薬学共用試験 OSCE、CBT の実施結果等を2015（平成27）年度自己点検・評価書（案）に追加
- 3月22日：理事会にて2015（平成27）年度自己点検・評価書（案）を報告

<2016（平成28）年度>（予定）

- 4月11日：自己点検・評価書（草案）を薬学教育評価機構に提出
- 5月中旬：草案チェックに対する機構からのコメントに基づき、自己点検・評価書を改訂
- 5月23日：自己点検・評価書（正本）を薬学教育評価機構に提出

目 次

『教育研究上の目的』	1
1 教育研究上の目的	
[現状]	1
[点検・評価]	3
[改善計画]	3
『薬学教育カリキュラム』	4
2 カリキュラム編成	
[現状]	4
[点検・評価]	9
[改善計画]	9
3 医療人教育の基本的内容	10
[現状]	10
[点検・評価]	41
[改善計画]	43
4 薬学専門教育の内容	
[現状]	44
[点検・評価]	53
[改善計画]	53
5 実務実習	
[現状]	54
[点検・評価]	72
[改善計画]	73
6 問題解決能力の醸成のための教育	
[現状]	74
[点検・評価]	80
[改善計画]	80
『学生』	81
7 学生の受入	
[現状]	81
[点検・評価]	86
[改善計画]	86

8	成績評価・進級・学士課程修了認定	
	[現状]	87
	[点検・評価]	98
	[改善計画]	98
9	学生の支援	
	[現状]	100
	[点検・評価]	118
	[改善計画]	119
	『教員組織・職員組織』	120
10	教員組織・職員組織	
	[現状]	120
	[点検・評価]	133
	[改善計画]	134
	『学習環境』	135
11	学習環境	
	[現状]	135
	[点検・評価]	139
	[改善計画]	139
	『外部対応』	140
12	社会との連携	
	[現状]	140
	[点検・評価]	145
	[改善計画]	145
	『点検』	146
13	自己点検・評価	
	[現状]	146
	[点検・評価]	150
	[改善計画]	150

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを的確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。

[現状]

本学は星製薬株式会社を母体として、創立者星一により 1911（明治 44）年に星製薬株式会社教育部門として創設され、社内教育機関としての任を担ってきた。新制大学令の交付の後、1950（昭和 25）年に星薬科大学へと変わり、1969（昭和 44）年に大学院薬学研究科が設置され（資料 8（訪問時公開資料））、2006（平成 18）年の 6 年制薬学教育開始を経て現在に至っている（資料 9 171 頁（訪問時公開資料））。本学は、薬学部には 6 年制の薬学科と 4 年制の創薬科学科の 2 つの学科、及び大学院薬学研究科に薬学専攻（博士課程）と総合薬科学専攻（修士課程・博士課程）を設置している（資料 2-1 3 頁及び 69 頁）。本学薬学部では、星一が掲げた「本学は、薬学を通じて、世界に奉仕する人材育成の揺籃である。日本の日本であると同時に、世界の日本であることを銘記せよ」との建学の精神（資料 2-1 冒頭「本学のあゆみ」）の下、教育研究上の目的を、「薬学に関する学理及び応用を教授、研究し人格の陶冶を図り、医療、福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに、文化の創造と発展に貢献すること」と学則に定めている（資料 2-1 2 頁「星薬科大学学則第 1 章総則第 1 条」）。薬剤師を養成するための薬学科の教育研究上の目的は、本学薬学部の目的の下、薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて学則に「臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指すものとする。」と定めている（資料 2-1 3 頁「星薬科大学学則第 1 章総則第 3 条」、資料 10 議 3、資料 11 議 11）。【観点 1-1-1】

薬学科が掲げる教育研究上の目的は、絶え間なく進歩・発展を続ける薬学を教授する場において、超高齢社会を迎えますます需要の高まる医療の担い手としての薬剤師の役割を踏まえたものであり、臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師を養成し、世に送り出すとの教育研究上の目的は、常に社会のニーズを反映したものであると考えている。【観点 1-1-2】

本学薬学部ならびに薬学科の教育研究上の目的は、学則の総則第1条及び第3条で規定されており、本学学則は「学生便覧」(資料 2-1 2頁「星薬科大学学則第1章総則第1条」、3頁「星薬科大学学則第1章総則第3条」)及び「修学の手引き_薬学科(2~6年)」(資料 3-1 1頁)に掲載している。これらは、全教職員ならびに全学生に配付し、教育研究上の目的の周知を図っている。【観点 1-1-3】

さらに、本学ホームページのトップページにある「大学の概要」のメニューの中に「教育理念・目的」という項目を見やすく配置し、本学薬学部ならびに薬学科の教育研究上の目的を広く社会に公表している(資料 12)。また、2015(平成 27)年度には、本学の父母会である揺籃会が開催する父母(保護者)相談会においても、本学教務部長が教育研究上の目的の説明を行った(資料 13)。

【観点 1-1-4】

教育研究上の目的は、薬学の進歩や社会のニーズの変化に対応するために定期的に検証する必要がある、教育の根幹を成すものであるため、教務部委員会において年1回検証している(資料 14 第7回教務部委員会 議4、第8回教務部委員会 議1)。本学の教務部委員会は、教務部長の下に10名以上の専門を異にする専任教員からなる委員で構成され、主に教育研究上の目的に沿った教育が行われるように教務関連事項を検討し、教授会上申する役割を担っている。【観点 1-1-5】

根拠資料・データ

- 資料 2-1 平成 27 年度 学生便覧
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科(2~6年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科(1年)
- 資料 8 星薬科大学八十年史(訪問時公開資料)
- 資料 9 星薬科大学 100 周年記念写真集(訪問時公開資料)
- 資料 10 平成 27 年度 第 11 回 教務部委員会議事
- 資料 11 平成 27 年度 第 26 回 教授会議事要録及び配付資料
- 資料 12 星薬科大学ホームページ 大学概要 教育理念・目的
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/rinen.php>)
- 資料 13 平成 27 年度揺籃会 父母(保護者)相談会 配布資料
- 資料 14 平成 27 年度 第 7 回教務部委員会議事要録及び第 8 回教務部委員会議事要録、資料

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

[点検・評価]

- 1) 本学は、大学及び学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて、薬学科の教育研究上の目的を設定している。
- 2) 薬学科の教育研究上の目的は、絶え間なく進歩・発展を続ける薬学を教授する場にあつて、超高齢社会を迎えますます需要の高まる医療の担い手としての薬剤師の役割を踏まえ医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを的確に反映したものとなっている。
- 3) 薬学科の教育研究上の目的は、学則で規定され、教職員ならびに学生に十分に周知されている。
- 4) 薬学科の教育研究上の目的は、本学ホームページに見やすく掲載し広く社会に公表されている。
- 5) 本学では 2013（平成 25）～2014（平成 26）年度にかけて、本学独自の自己点検・評価を行った（以下、自己評価 25-26 とする）。その際の[点検・評価]は「教育研究上の目的について、定期的に検証する制度については、十分に確立しているとまでは言えない。」、[改善計画]は「この点についての対応として、今後、「薬学科の教育研究上の目的」に関する検証については、本学教務部委員会にて定期的に検証することとする。」であった。

本学では、この改善計画を実施し、2015（平成 27）年度は薬学部ならびに薬学科の教育研究上の目的を、常設委員会である教務部委員会において、定期的に検証する体制を整え、検証を実施している。

[改善計画]

自己評価 25-26 の改善計画が実行され、2016（平成 28）年 3 月現在の改善計画は特にない。

『薬学教育カリキュラム』

2 カリキュラム編成

【基準 2-1】

教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 2-1-1】教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。

【観点 2-1-2】教育課程の編成・実施の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 2-1-3】教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。

【観点 2-1-4】教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【現状】

本学薬学科（6年制）では、「臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指す」という教育研究上の目的（資料 2-1 3 頁「星薬科大学学則第 1 章総則第 3 条」、資料 3-1 1 頁、資料 3-2 1 頁、資料 11 議 11）を達成するために、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している（資料 3-1 1 頁、資料 3-2 1 頁）。カリキュラム構築の基盤となる概念は、「豊かな人間性と高い倫理観の醸成」、「順次性のある体系的教育」、「科学的・論理的思考の養成」、「コミュニケーション能力の修得」及び「国際感覚・言語力の育成」を図ることである。

2015（平成 27）年度 2～6 年生に対しては、薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂前のカリキュラム・ポリシー（以下、旧カリキュラム・ポリシーとする）で教育を行っており（資料 3-1 1 頁）、2015（平成 27）年度以降に入学した学生に対しては、薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂後のカリキュラム・ポリシー（以下、新カリキュラム・ポリシーとする）に準じて、教育を行っている（資料 3-2 1 頁）。

旧カリキュラム・ポリシーと新カリキュラム・ポリシーで、カリキュラム構築の基盤となる概念に変更はないが、新カリキュラム・ポリシーは旧カリキュラム・ポリシーに比べて、目的をより明確にするとともに「順次性のあるらせん型カリキュラム」を考慮して、科目を配置する年次についてより具体的に記している。以下に、旧カリキュラム・ポリシーと新カリキュラム・ポリシーを示した。【観点 2-1-1】

旧カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

1. 薬学の基礎科目を重視するとともに、幅広い視野を育成するよう教養科目を配置する。
2. 専門知識ならびに技能を高めるよう講義および実習を配置する。
3. コミュニケーション・スキルの習得ならびに充実を図る科目を配置する。

4. 豊かな人間性をもった医療人としての倫理観の養成を図る科目を配置する。
5. 問題解決能力の醸成を図る科目を配置する。

新カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

1. 見識ある医療人としての豊かな人間性や高い倫理観を備えた薬剤師を育成するために、全学年を通じて薬学教養教育科目を配置します。
2. 高度化、専門化する医療に対応できる薬剤師を育成するために、低年次では物理、化学及び生物を基盤とする薬学基礎教育科目を配置し、高年次では医療薬学を中心とした薬学専門教育科目を配置します。
3. 科学的・論理的な思考能力を基礎として、問題を構造化し、解決する能力を備えた薬剤師を育成するために、低年次から研究能力を培う薬学基礎教育科目と実習科目を配置します。
4. チーム医療や地域医療において、薬の専門家として活躍できる薬剤師を育成するために、臨床現場で必要な実践的な技能とコミュニケーション能力を修得する演習・実習科目を配置します。
5. グローバル化に対応した国際感覚や言語力を有する「世界に奉仕する薬剤師」を育成するために、全学年を通じて語学能力を培う薬学教養教育科目を配置します。

旧カリキュラム・ポリシー策定にあたっては、教務部委員会で審議し、その後専任講師以上で構成される教授会で決定した。同様に 2015（平成 27）年度 1 年次の学生に適用する新カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂の内容を受けて、新コアカリキュラム検討委員会（資料 15 議 1）で審議し、教授会（資料 16 議 4）で決定した。

【観点 2-1-2】

薬学科の新及び旧カリキュラム・ポリシーは、それぞれ「平成 27 年度 修学の手引き_薬学科」（資料 3-1 1 頁、資料 3-2 1 頁）に掲載している。本学では、この「修学の手引き_薬学科」を毎年全教職員ならびに全学生に配付することにより、新及び旧カリキュラム・ポリシーの教職員及び学生への周知を図っている。【観点 2-1-3】

さらに、本学ホームページのトップページにある「大学の概要」のメニューの中に「三つのポリシー」（資料 17）という項目を見やすく配置することにより、本学薬学科の新及び旧カリキュラム・ポリシーを広く社会に公表している。【観点 2-1-4】

根拠資料・データ

- 資料 2-1 平成 27 年度 学生便覧
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 11 平成 27 年度 第 26 回 教授会議事要録及び配付資料
- 資料 15 平成 26 年度 第 5 回 新コアカリキュラム検討委員会 議事要録
- 資料 16 平成 26 年度 第 7 回 教授会 議事要録及び配布資料
- 資料 17 星薬科大学ホームページ 大学概要 三つのポリシー
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/policy.php#con01>)

【基準 2-2】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。

【観点 2-2-1】 薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。

【観点 2-2-2】 薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に過度に偏っていないこと。

【観点 2-2-3】 薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。

[現状]

本学薬学科の現行カリキュラムのうち、2015（平成 27）年度 2～6 年生に適用するカリキュラム（以下、旧カリキュラムとする）は、薬学教育 6 年制開始に際して教務部委員会において編成され、教授会において決定された。この旧カリキュラムは、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠し（資料 18）、本学が掲げる旧カリキュラム・ポリシーに基づいて編成されている（資料 3-1 1 頁）。また、この旧カリキュラムに設置された各科目の名称は、原則として「薬学教育モデル・コアカリキュラム」あるいは「実務実習モデル・コアカリキュラム」の中項目あるいは小項目の名称を使用している（資料 3-1）。同様に、2015（平成 27）年度 1 年次の学生から適用するカリキュラム（以下、新カリキュラムとする）は（資料 3-2）、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の改訂の内容に沿って（資料 19）、新コアカリキュラム検討委員会において編成され（資料 20 議 1）、教授会において決定された（資料 21 議 2）。この新カリキュラムは「薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成 25 年度改訂版」に準拠し、新カリキュラム・ポリシー（5 項目）に基づいて編成されている（資料 3-2 1 頁）。このことは、2015（平成 27）年度薬学科（6 年制）カリキュラム・マップに明確に示されている（基 4）。【観点 2-2-1】

本学における薬学専門科目では、重要な知識の解釈や問題解決の能力の修得に重きを置き講義している。また、薬剤師を養成するための薬学科において、学生が薬学共用試験ならびに薬剤師国家試験に適應するための教育を行うことは非常に重要であることから、旧カリキュラムでは、4 年次後期には薬学共用試験、6 年次後期には薬剤師国家試験に対応する演習科目を設けている（資料 3-1 18 頁）。これら 2 つの演習（必修科目）の単位数の合計は 13 単位であり、薬学科の旧カリキュラムにおいて卒業認定に必要な 188 単位（資料 3-1 8 頁）の 6.9 %となっている。前述の通り、本学ではこれら 2 つの演習科目以外の必修科目では薬剤師国家試験等の対策は行わないため、旧カリキュラムが薬剤師国家試験対策等に過度に偏っていない。なお、旧カリキュラムの学科目[薬学演習]の 2 年次の科目「基礎薬学演習」（資料 3-1 182 頁）は、薬学専門科目を効果的に学修するために、2 年次前期までに学んだ薬学の基礎である物理、化学、生物の基礎知識を総合的に修得するための科目であり、薬学共用試験や薬剤師国家試験対策を目的としたも

のではない。【観点 2-2-2】

薬学科の旧カリキュラムの構築あるいは調整は、教務部委員会が担ってきた。2015（平成 27）年度から開始となった薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に対応したカリキュラムの構築あるいは変更については、新コアカリキュラム検討委員会を設置し、新カリキュラムの編成を行った。現在、カリキュラムの構築及び変更に関する事項は、この新コアカリキュラム検討委員会を引継ぐカリキュラム検討委員会が担うことになっている（資料 22 5 頁）。本委員会は、継続して活動していることから（資料 23）、本学においては薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能している。【観点 2-2-3】

根拠資料・データ

基 4 カリキュラム・マップ

資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科（2～6 年）

資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科（1 年）

資料 18 薬学教育モデル・コアカリキュラム合本 平成 17 年 10 月 日本薬学会薬学教育
改革大学人会議

資料 19 薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成 25 年度改訂版 薬学系人材育成の在り方
に関する検討会

資料 20 平成 26 年度 第 4 回 新コアカリキュラム検討委員会 議事要録

資料 21 平成 26 年度 第 13 回 教授会 議事要録

資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧

資料 23 平成 27 年度 第 1 回 カリキュラム検討委員会 議事要録

『薬学教育カリキュラム』

2 カリキュラム編成

[点検・評価]

【基準 2-1】

- 1) 本学薬学科の新及び旧カリキュラム・ポリシーは、薬学科の教育研究上の目的に基づいて設定されている。
- 2) カリキュラム・ポリシーの設定は、教務部委員会及び教授会等の責任ある体制でおこなわれている。
- 3) カリキュラム・ポリシーは、「修学の手引き_薬学科」を通して、全教職員及び学生に周知されている。
- 4) カリキュラム・ポリシーは、本学ホームページに掲載され広く社会に公表されている。

【基準 2-2】

- 1) 本学薬学科の薬学教育カリキュラムは、薬学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて編成されている。
- 2) 本学薬学科の薬学教育カリキュラムは、薬学共用試験や薬剤師国家試験への対応を図りつつも、これら試験への合格のみを目指した教育には偏っていない。
- 3) 自己評価 25-26 における、自己点検評価では、「薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を行う体制は整備され、機能している。しかし、教務部委員会及びカリキュラム検討委員会は、これまで以上の迅速な活動と、詳細な議事録の作成を行う予定である。」との改善計画を立て、実施した。今回の自己点検では、薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、実施されていると判断した。

[改善計画]

自己評価 25-26 の改善計画が実行され、2016（平成 28）年 3 月現在の改善計画は特になし。

3 医療人教育の基本的内容

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

【基準 3-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 3-1-1-1】医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。

【観点 3-1-1-2】医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-3】医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-4】ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 3-1-1-5】単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

【現状】

本学薬学科では、医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育を実施している。旧カリキュラムでは、教育研究上の目的に基づき薬学生への導入教育を全学年を通じて、順次性に配慮して体系的に配置している。「生命と倫理」(必修科目、1年次前期)(資料 24-1 20 頁)では生命の尊さや医療倫理を、「医療の担い手としての心構え」(必修科目、1年次後期)(資料 24-1 21 頁)では医療を通して社会に貢献するための心構えを、「信頼関係」(必修科目、2年次後期)(資料 3-1 20 頁)では薬学の専門家として患者、他の医療従事者や地域社会との信頼関係を確立するための知識や技能、態度の修得を目指している。また、薬剤師に必要な医療倫理を理解する上で全人教育は欠かせないとの観点から、1～3年次前期に学科目[人と文化]として教養科目を30科目配置し、このうち7科目(7単位)を選択必修科目としている(資料 3-1 16 頁)。3年次後期には、医療従事者として自己分析や他者の理解、円滑なコミュニケーションに関する知識の修得と実践を目的とした「医療心理学」(必修科目、1単位)(資料 3-1 79 頁)を配置している。さらに、4年次前期の「患者情報」(必修科目、1単位)(資料 3-1 138 頁)で学ぶ薬剤師と患者との関わり方や患者情報収集の方策は、4年次前後期に実施される「事前実習(実務実習事前学習)」(必修科目、8単位)での患者への接遇や服薬指導教育に接続される(資料 3-1 187、188 頁)。「患者情報」や「事前実習(実務実習事前学習)」では、定期試験のみで到達度を評価するのではなく、レポートや口頭試験等を通して学生に考えさせるなど形成的評価を実施している。6年次前期のアドバンスト・コースでは、「精神科における服薬

指導」(選択科目、0.5 単位)(資料 3-1 157 頁)や「在宅医療」(選択科目、1 単位)(資料 3-1 160 頁)などを配置し、実務実習での経験をふまえ、自分が薬剤師として何をできるかについて学ぶ機会を提供している。【観点 3-1-1-1】

医療全般を概観し薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を学ぶために、「薬学への招待」(必修科目、1 年次前期)(資料 24-1 23 頁)、「生命と倫理」(資料 24-1 20 頁)及び「早期体験学習(薬学科)」(必修科目、1 年次前期)(資料 24-1 24 頁)を配置し、医療をめぐる問題について倫理的な観点から学ぶために「医療倫理学」(選択科目、1 単位)を(資料 3-1 173 頁)、また、薬剤師としての使命感を醸成するために AED(自動体外式除細動器)を実際に使用し救命救急について正しい知識を修得する「救命救急学」(選択科目、0.5 単位)(資料 3-1 165 頁)などを選択科目として配置した。中でも、「早期体験学習」では、体験実習、スモールグループディスカッション(SGD)及び医療現場の見学などの効果的な学習方法が用られている。【観点 3-1-1-2】

医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するための教育として、「医療の担い手としての心構え」(1 年次後期)(資料 24-1 21 頁)、「信頼関係」(2 年次後期)(資料 3-1 20 頁)及び「医療心理学」(3 年次後期)(資料 3-1 79 頁)を必修科目として配置している。これらの科目では学習効果を上げるために、「医療の担い手としての心構え」では問題基盤型学習(PBL)の一部導入、及び「信頼関係」と「医療心理学」では SGD による学習を取り入れている。【観点 3-1-1-3】

ヒューマニズム教育・医療倫理教育では、目標達成度を評価するための指標が設定され、これらは「修学の手引き_薬学科」(資料 24-1、資料 3-1)の各科目の成績評価の方法・基準の欄に記載されており、それに基づいて適切に評価されている。ただし、ヒューマニズム教育・医療倫理教育の科目における到達目標(SBOs)のうち、「技能や態度」に関する SBOs の評価についてチェックリストや評定尺度あるいはピア評価などを用いている科目は、1 年次の「薬学の心構えⅠ」(必修科目、1 単位)、「薬学の心構えⅡ」(必修科目、1.5 単位)等に限定されている(資料 25(訪問時公開資料))。【観点 3-1-1-4】

医療人教育の基本的内容を担うための科目名と単位数は、学科目[ヒューマニズム](3 単位)、[イントロダクション](2 単位)、[人と文化](7 単位)、[外国語](10 単位)、[薬学の基礎](9 単位)、[独自教育](4 単位)及び科目「事前実習(実務実習事前学習)」(8 単位)で合計 43 単位となり、薬学科の卒業要件である 188 単位の 1/5 相当以上となっている(基 1、資料 26-1)。さらに、本学の独自科目として設置しているアドバンスト・コースにもヒューマニズム教育・医療倫理教育に関わる科目として「精神科における服薬指導」、「在宅医療」、「医療倫理学」及び「救命救急学」(合計 3 単位)が選択可能となっている(資料 3-1 16~18 頁、資料 26-2)。

新カリキュラムは、薬学科の教育研究上の目的に基づいて編成した。下図のように、旧カリキュラムよりも「順次性の高いらせん型カリキュラム」になるように改善されている(資料 3-2 16~18 頁)。【観点 3-1-1-5】

■【旧カリキュラム】医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育

1年		2年		3年		4年		5年	6年
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期
薬学生への導入教育									
生命と倫理	医療の担い手としての心構え		信頼関係						
薬剤師と医療倫理を理解するための全人教育									
[人と文化] *					医療心理学	患者情報	事前実習		
薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を学ぶ教育									
薬学への招待					医療心理学				アドバンスト・コース **
生命と倫理									
早期体験学習 Part1/ Part2									
医療人として信頼関係を構築するための教育									
	医療の担い手としての心構え		信頼関係		医療心理学				

* 「人と文化」は7単位選択必修の学科目である（基 1、資料 3-1 16頁）。

** 「アドバンスト・コース」は15単位を選択履修する学科目である（基 1、資料 3-1 18頁）。

■【新カリキュラム】医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育

1年		2年		3年		4年		5年	6年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	
薬学生への導入教育										
薬学人としての教養入門			ファーマシューティカルコミュニケーション			医療人としての薬剤師				
薬学の心構え I	薬学の心構え II									
薬剤師と医療倫理を理解するための全人教育										
薬学人としての教養入門	[人と文化] *						事前学習			アドバンスト・コース**
薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を学ぶ教育										
薬学の心構え I	薬学の心構え II				薬学と社会 I	薬学と社会 II				
早期臨床体験学習 Part I		早期臨床体験学習 Part II	早期臨床体験学習 Part III			医療人としての薬剤師				
医療人として信頼関係を構築するための教育										
薬学の心構え I	薬学の心構え II		ファーマシューティカルコミュニケーション			医療人としての薬剤師				

* 「人と文化」(9位単位)のうち、7.5単位を選択必修する(基1、資料3-2 16頁)。

** 「アドバンスト・コース」は10.5単位を選択履修する学科目である(基1、資料3-2 18頁)。

根拠資料・データ

- 基 1 学年別授業科目
- 基 4 カリキュラム・マップ
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 24-1 平成 26 年度 修学の手引き_薬学科
- 資料 25 「薬学の心構えⅠ」及び「薬学の心構えⅡ」の評価資料 (訪問時公開資料)
- 資料 26-1 平成 27 年度 医療人教育科目一覧
- 資料 26-2 平成 27 年度 [アドバンスト・コース] 受講者一覧・「臨床薬学特別講義」受講者一覧

(3-2) 教養教育・語学教育

【基準 3-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【観点 3-2-1-1】薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 3-2-1-2】社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 3-2-1-3】薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

【現状】

教育研究上の目的に基づき旧カリキュラムでは、見識ある人間として豊かな人間性や知性を養うために、学科目〔人と文化〕に教養科目を30科目設置し、その中から7科目を選択して履修することになっている(基1、資料3-1 16頁、資料27)。学科目〔人と文化〕では、文学やスポーツ学をはじめとして法学、哲学、経済学、歴史学、心理学、政治学、教育学のほか、コミュニケーション論や映像論など幅広い教養科目を提供しており、日本薬学会等による薬学準備教育ガイドライン(資料18 96~101頁)で例示された内容を網羅している。【観点 3-2-1-1】

教養教育では社会のニーズに相応しい科目を設定することも重要と考えられることから、これに応じた教養科目として、“性の多様性や現代家族のかたち”について概説する「ジェンダー論」や“環境問題”について考える「エコロジー論」などを開講している(資料3-1 24、32頁)。さらに、薬学教育と関連の深い教養科目として「医療の歴史」(資料24-1 36頁)や「医療社会論」及び「医療と哲学」(資料3-1 25、26頁)などを開講している。これら学科目〔人と文化〕に含まれる教養科目は、1年次前期に1科目、後期に3科目、2年次前期、後期、3年次前期にそれぞれ1科目を履修するように配置しており、大学での学習に慣れた1年次後期に多く配置するとともに、3年次まで万遍なく学べるように、特に時間割編成に配慮している(基1、資料3-1 16頁)。【観点 3-2-1-2】

以上のように、本学では学生に対して薬学の専門教育のみならず、医療人としてあるいは人として様々な角度から体系的に学識を深める機会を提供するように努めている。また、自然科学の基礎科目は薬学領域の学修の基礎となるものであることから、本学では学科目〔薬学の基礎〕として「数学」、「物理学」、「化学」、「基礎の生物(植物・動物)」といった自然科学分野の科目と「情報科学」(実習を含む)を、主に1年次の必修科目として配置しており、本学薬学科の教育プログラムは、人文科学、社会科学及び自然科学を薬学領域の学習と関連付ける体系的なカリキュラム編成になっている(基4)。

新カリキュラムにおいても、上記と同様に教育研究上の目的に基づき幅広い教養教育プログラ

ムを用意し、薬学領域の学習と関連付けて幅広い教養科目を履修できる体系的なカリキュラムの編成を行っている（基 4）。新カリキュラムでは下図に示すように自然科学の科目については、[薬学の基礎]（旧カリキュラムの学科目）として独立させずに、学科目[物理系薬学]、[化学系薬学]、[生物系薬学]の中に配置して、自然科学の基礎科目がそれぞれの学問領域の基礎であることの位置づけを明確にした。また、新しい学科目として「情報科学」と「薬学と社会」を設置し、薬学において重要な情報関連の知識をより確実にするとともに、人文科学、社会科学及び自然科学と薬学領域を関連付けて体系的に学べるように改善した（資料 3-2 16、17 頁）。【観点 3-2-1-3】

■【旧カリキュラム】見識のある人間として豊かな人間性や知性を養うための教育

学科目	1年		2年		3年		4年
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期
人文科学と社会科学							
[人と文化] (30科目から7科目7単位を 選択必修)*	1単位	3単位	1単位	1単位	1単位		
自然科学							
[薬学の基礎]	数学 2単位	物理学 1単位	→		[物理系薬学] ~接続		
	化学 1単位		→		[化学系薬学] ~接続		
	基礎の 生物 (植物) 1単位						
	基礎の 生物 (動物) 1単位		→		[生物系薬学] ~接続		
	情報 科学 1単位	情報科学 実習 1単位					

*30科目の詳細は(基 1、資料 3-2 16頁)を参照。

■【新カリキュラム】見識のある人間として豊かな人間性や知性を養うための教育

学科目	1年		2年		3年		4年
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期
人文科学と社会科学							
[人と文化] (薬学人としての教養入門以外に、36科目から5科目7.5単位を選択必修)	薬学人としての教養入門 1.5単位	1.5単位	1.5単位	1.5単位		1.5単位	1.5単位
自然科学							
[物理系薬学]	数学 1.5単位						
	物理学 1.5単位						
[化学系薬学]	化学 1.5単位						
	天然資源 I 1.5単位						
[生物系薬学]	生化学I 1.5単位						
[情報科学]	情報科学と情報倫理 1単位	情報科学演習 0.5単位			情報リテラシー 1.5単位		
人文科学、社会科学および自然科学と薬学領域を関連付ける学習							
[薬学と社会]						薬学と社会I 1.5単位	薬学と社会II 1.5単位

*36科目の詳細は(基 1、資料 3-1 16頁)を参照。

根拠資料・データ

- 基 1 学年別授業科目
- 基 4 カリキュラム・マップ
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 18 薬学教育モデル・コアカリキュラム合本 平成 17 年 10 月 日本薬学会薬学教育
改革大学人会議
- 資料 24-1 平成 26 年度 修学の手引き_薬学科
- 資料 27 平成 27 年度 [人と文化] 受講者一覧

【基準 3-2-2】

相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-1】相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-2】聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-3】個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-4】コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて評価されていること。

[現状]

医療従事者である薬剤師にとって、患者や他の医療従事者の立場や意見を尊重した上で対応する能力は必要不可欠である。旧カリキュラムでは、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育として、2年次後期の「信頼関係」（必修科目、1単位）（資料 3-1 20 頁）において、“コミュニケーションの基本”、“相手の気持ちや立場に配慮する”、“チームワークの重要性とその中における役割”などを講義・演習している。また、3年次後期に「医療心理学」（必修科目、1単位）（資料 3-1 79 頁）を開講し、“自己分析や他者理解”のほか、“医療の現場における円滑なコミュニケーション”について学習している。【観点 3-2-2-1】

旧カリキュラム 1年次の「早期体験学習（薬学科）」（必修科目、1単位）（資料 24-1 24 頁）における“医療施設の担当者への質問”や“見学の後のレポート提出”は、情報の把握や状況の的確な判断に繋がる教育と考えられる。また、[人と文化]に設定している「コミュニケーション概論」（選択必修科目、1単位）（資料 24-1 42 頁）では、対人コミュニケーションの実際をはじめ、集団の中の役割や個人と社会の相互関係にまで内容を進めている。【観点 3-2-2-2】

前述の「早期体験学習（薬学科）」では、体験実習終了後に、それぞれグループワークで自分の考えたことや感じたことを発言し、グループメンバーの意見を傾聴しグループとしての考えをまとめて、発表する機会を設けている。また、課題に対する自分の意見を決められた時間内で発表できる訓練の一環として 1年次後期の「情報科学実習」（必修科目、1単位）においてパワーポイントを使用したプレゼンテーションを学ぶ機会を設けている（資料 24-1 122 頁）。他にも 3年次の「薬理系実習」（必修科目、1.5 単位）（資料 3-1 142 頁）では、グループ毎にまとめた実験データを整理しての発表を実施しており、4年次の「薬物治療演習」（必修科目、1 単位）（資料 3-1 141 頁）では、課題として与えられた疾患例に関する情報を収集し、適切な薬物療法を考案することをグループディスカッション形式で演習している。3年次の「薬学英语 IA・IB」（資料 3-1 41～48 頁）、4年次の「薬学英语 II A・II B」（資料 3-1 49～76 頁）においても討議や

パワーポイントを用いたプレゼンテーションを実施している。4年次からは全員が「医療薬学特別実習」（卒業研究）を行う教室、研究室、部門またはセンターに配属となり、6年次まで卒業研究を行うが、その中でも発表会を行うことを義務づけている（資料 3-1 190 頁）。さらに、本学の実務実習報告会（年 2 回開催）には、5年生、教員、指導薬剤師及び 4 年生が参加し、5 年生には病院実習については口頭発表、薬局実習についてはポスター発表を義務付けており、自己表現能力を修得・向上させる機会としている（資料 3-1 189 頁、資料 28）。以上のことから、個人および集団の意見を整理して発表する能力を醸成する教育が充実している。【観点 3-2-2-3】

コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育においては、科目ごとに目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいてレポートやグループディスカッションに加わる積極性などで評価されている（資料 3-1、資料 25（訪問時公開資料））。

新カリキュラムでは、各授業時間が旧カリキュラムの 75 分から 90 分へと変更し、SGD や課題演習が設定しやすくなった。新カリキュラムでは、旧カリキュラムよりも多くの科目で SGD、討議およびプレゼンテーションを実施する。従って、新カリキュラムは、旧カリキュラムよりも自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育がより充実すると考えている。下図に SGD、討議およびプレゼンテーションを実施する科目を示した（資料 3-2 16～18 頁）。【観点 3-2-2-4】

■【旧カリキュラム】相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育

1年		2年		3年		4年		5年	6年
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期
コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育									
					医療 心理学				
情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育									
早期体験 学習 Part I Part II	人と文化 D								
個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育									
	情報科学 実習			薬理系 実習		薬物治療 演習		事前実習	病院・薬局 実務実習
						医療薬学特別実習（卒業研究）			
				薬学英語 IA	薬学英語 IB	薬学英語 IIA	薬学英語 IIB		

■【新カリキュラム】相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育

1年		2年		3年		4年		5年	6年
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期
コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育									
薬学の心構え I	薬学の心構え II			ファーマシューティカルコミュニケーション		医療人としての薬剤師			
情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育									
薬学の心構え I	薬学の心構え II			ファーマシューティカルコミュニケーション		医療人としての薬剤師			
個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育									
薬学人としての教養入門									
薬学の心構え I	薬学の心構え II								
早期臨床体験学習 Part I		早期臨床体験学習 Part II	早期臨床体験学習 Part III			医療薬学特別実習 (卒業研究)	事前学習		病院・薬局実務実習
研究入門	情報科学演習								
英語スピーキングA	英語スピーキングB	英語ディスカッションA	英語ディスカッションB						

根拠資料・データ

資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)

資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)

資料 24-1 平成 26 年度 修学の手引き_薬学科

資料 25 「薬学の心構えⅠ」及び「薬学の心構えⅡ」の評価資料 (訪問時公開資料)

資料 28 平成 27 年度 実務実習報告会プログラム、抄録、パワーポイント、指導薬剤師参加者リスト

(URL : <http://hols.hoshi.ac.jp/group/report/#15240> : 学内専用)

【基準 3-2-3】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が行われていること。

【観点 3-2-3-1】 語学教育に「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れた授業科目が用意されていること。

【観点 3-2-3-2】 語学教育において、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を全て修得できるような時間割編成や履修指導に努めていること。

【観点 3-2-3-3】 医療現場で薬剤師に必要とされる語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。

【観点 3-2-3-4】 医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていることが望ましい。

【観点 3-2-3-5】 語学力を身につけるための教育が体系的に行われていることが望ましい。

【現状】

旧カリキュラムにおける語学教育のうち、1年次必修科目の「英語ⅠA」（前期）、「英語ⅠB」（後期）（資料 24-1 55～62 頁）、2年次必修科目の「英語ⅡA」（前期）、「英語ⅡB」（後期）（資料 24-1 63～70 頁）は、いずれも1クラス40名程度で、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れて授業を行っている。これに加えて、1年次に「第2外国語A」（前期）、「第2外国語B」（後期）として「ドイツ語」、「コミュニケーション英語」、「中国語」から1科目を選択必修として履修し（資料 24-1 71～80 頁）、前期か後期のいずれかでネイティブ・スピーカーが担当する「コミュニケーション英語」（資料 24-1 72～74、77～79 頁）を受講することとしている（基 5）。

【観点 3-2-3-1】

旧カリキュラム3年次の「薬学英语ⅠA」（前期）、「薬学英语ⅠB」（後期）（資料 3-1 41～48 頁）では1・2年次の「英語ⅠA・B」及び「英語ⅡA・B」で学んだことを継続しつつ、薬剤師として医療の現場に必要な英語表現や薬学関連の英語文献を読む際に必要な用語、表現及び読解方法を習得することを目的として、1クラス35名前後で授業を実施している。なお、「薬学英语ⅠA・ⅠB」8クラスのうち、4クラスの講義をネイティブ・スピーカーが担当している。4年次の「薬学英语ⅡA」及び「薬学英语ⅡB」（資料 3-1 49～76 頁）では、薬学専門科目の教員も指導に加わり、薬学関連の英語文献や学術雑誌の読解を中心とした教育を、各クラス20名前後の少人数授業で実践しており、医療薬学関連の基本語彙の習得や医療現場における平易な英会話作文なども行っている。また、「薬学英语ⅠA・B」及び「薬学英语ⅡA・B」は、担当教員を選択する選択必修科目として開講している（基 5）。【観点 3-2-3-2】

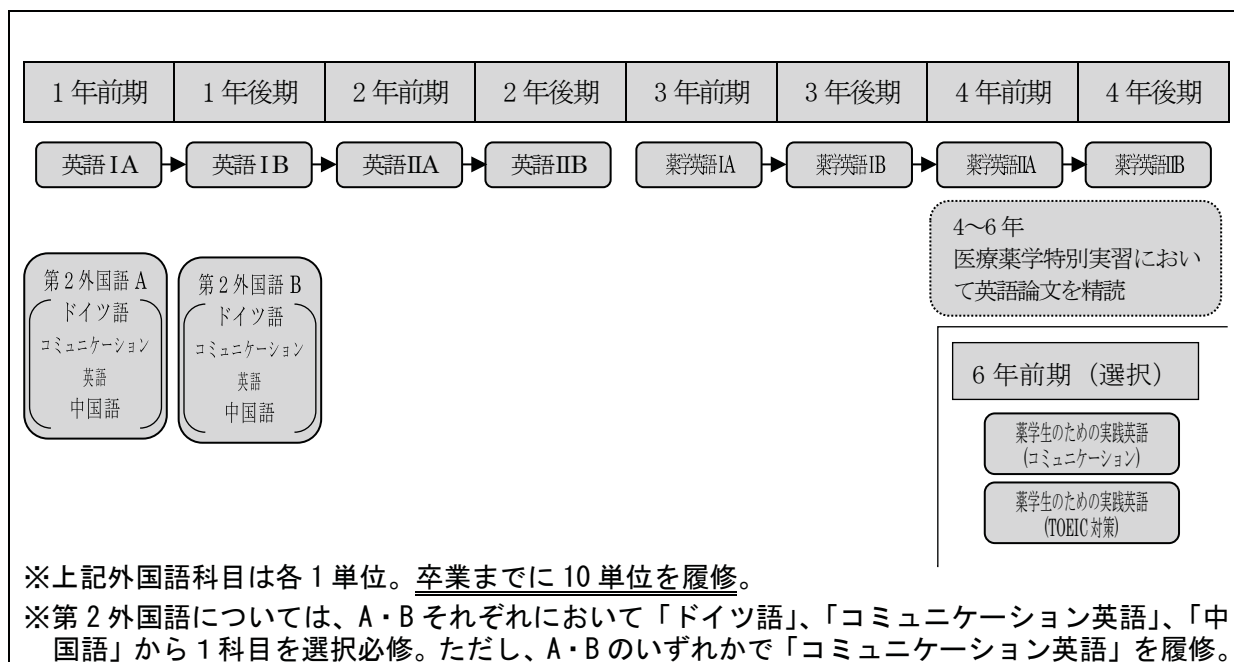
旧カリキュラム6年次〔アドバンスト・コース〕（資料 3-1 18 頁、資料 26-2）の中に「薬学生のための実践英語（コミュニケーション）」（資料 3-1 162 頁）と「薬学生のための実践英語（TOEIC対策）」（資料 3-1 163 頁）を選択科目として開講している。また、4年次前期～6年次前期の「医療薬学特別実習」（必修科目、13単位）（資料 3-1 190 頁）においても、英語文献

の講読が実施されている。このように、時間割編成において、1～6 年次前期まで全ての学年で英語に触れるように科目を配置しており、語学の反復及び継続的学習が行えるよう配慮している。

【観点 3-2-3-3】

また、本学の建学の精神「本学は、薬学を通じて、世界に奉仕する人材育成の揺籃である。日本の日本であると同時に、世界の日本であることを銘記せよ」(資料 2-1 冒頭「本学のあゆみ」)の下、薬学科では、海外の薬局における薬剤師の慣習に触れながら、異文化での薬剤師の役割を理解し、海外の医療制度について学び、同時に語学力やコミュニケーション能力を身につけるための教育として、2014 (平成 26) 年度にアドバンスト実務実習の海外実習 (選択科目、3 単位) を新たな科目として導入した。この海外実務実習は、バンクーバー (カナダ) のコミュニティーファーマシーにおける 1 ヶ月間の実務実習であり、海外アドバンスト実務実習委員会で派遣する候補者を選考し (資料 29)、教授会で承認した (資料 30 議 5)。2014 (平成 26) 年度は 5 年生 1 名が参加し、2015 (平成 27) 年度には 5 名が参加した (資料 31)。

■2015 (平成 27) 年度 2～6 年生に対する語学教育

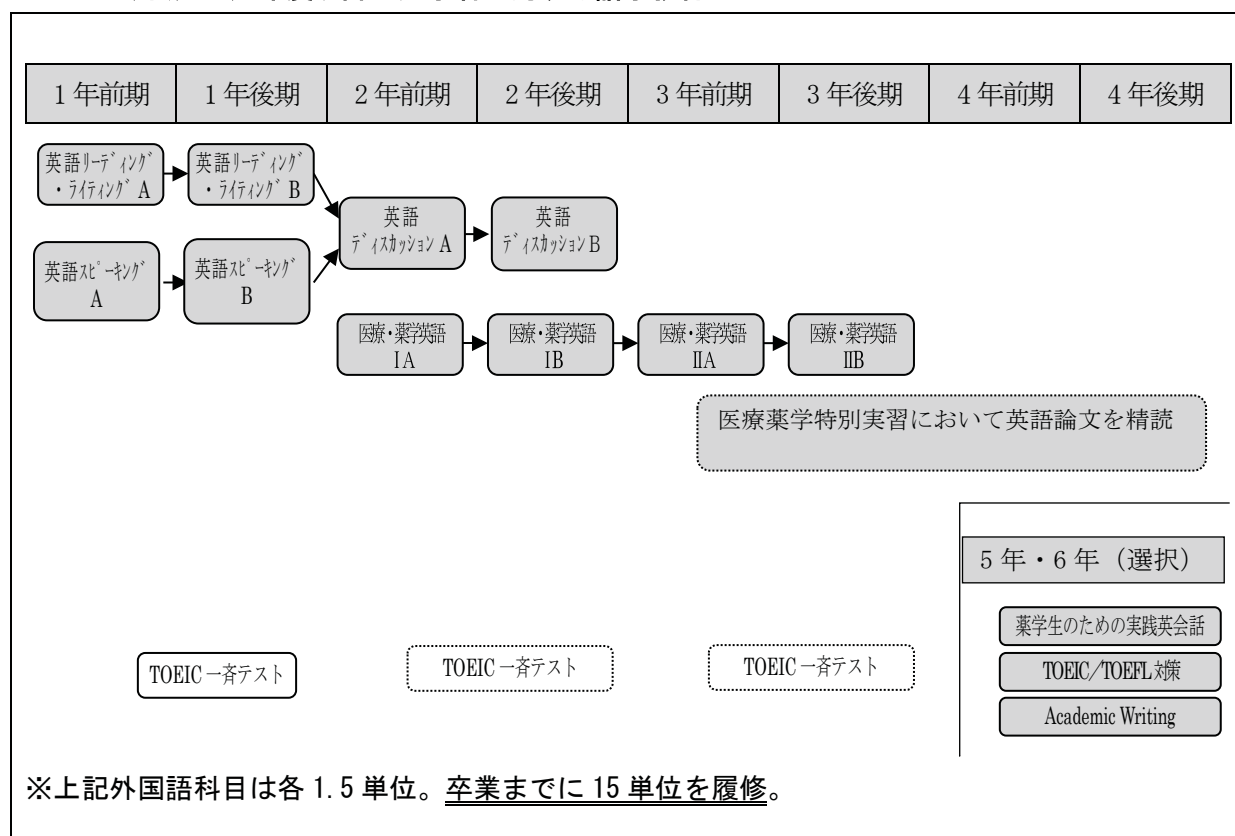


一方、薬学科の新カリキュラムにおける語学教育は、1 年次に必修科目として「英語リーディング・ライティング A」(前期)、「英語リーディング・ライティング B」(後期)で「読む」こと・「書く」ことを、同時期にネイティブ・スピーカーが担当する「英語スピーキング A」(前期)、「英語スピーキング B」(後期)で「聞く」こと・「話す」ことを学修し、2 年次においては「英語ディスカッション A」(前期)、「同英語ディスカッション B」(後期)を必修科目として設定しており、英語を「使う」ことを学ぶカリキュラム編成としている (基 4、基 5)。また、2 年次から 3 年次にかけては、旧カリキュラムで設定していた「薬学英語」の流れを汲み、医療や薬学の英語文献の講読を中心に、少人数での演習を予定しており、3 年次から配属される「医療薬学特別実習」での英文論文の精読へとつなげる配置としている。5 年次・6 年次においては、「薬学生のため

めの実践英会話」、「TOEIC/TOEFL 対策」、「Academic Writing」を選択科目として開講するとともに、2014（平成 26）年度から開始した海外における「アドバンスト実務実習」も開講する。このように、新カリキュラムにおいても、教育研究上の目的に基づき社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした体系的なカリキュラム編成を行っている（基 4）。

また、1 年次において TOEIC 一斉テストを実施し（2015（平成 27）年度は 12 月 5 日に実施）（資料 32）、学生の実践的な英語力の目安とするとともに、スコアを次年度の英語の授業におけるクラス分けの参考資料としている。【観点 3-2-3-5】

■2015（平成 27）年度以降の入学者に対する語学教育



根拠資料・データ

- 基 4 カリキュラム・マップ
- 基 5 語学教育の要素
- 資料 2-1 平成 27 年度 学生便覧
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 24-1 平成 26 年度 修学の手引き_薬学科
- 資料 26-2 平成 27 年度 [アドバンスト・コース] 受講者一覧
- 資料 29 海外アドバンスト実務実習派遣候補者選考
- 資料 30 平成 26 年度第 17 回教授会議事要録
- 資料 31 海外アドバンスト海外実務実習関連資料
- 資料 32 平成 27 年度 TOEIC テスト関連資料

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育

【基準 3-3-1】

薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】学生の入学までの学修歴等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

[現状]

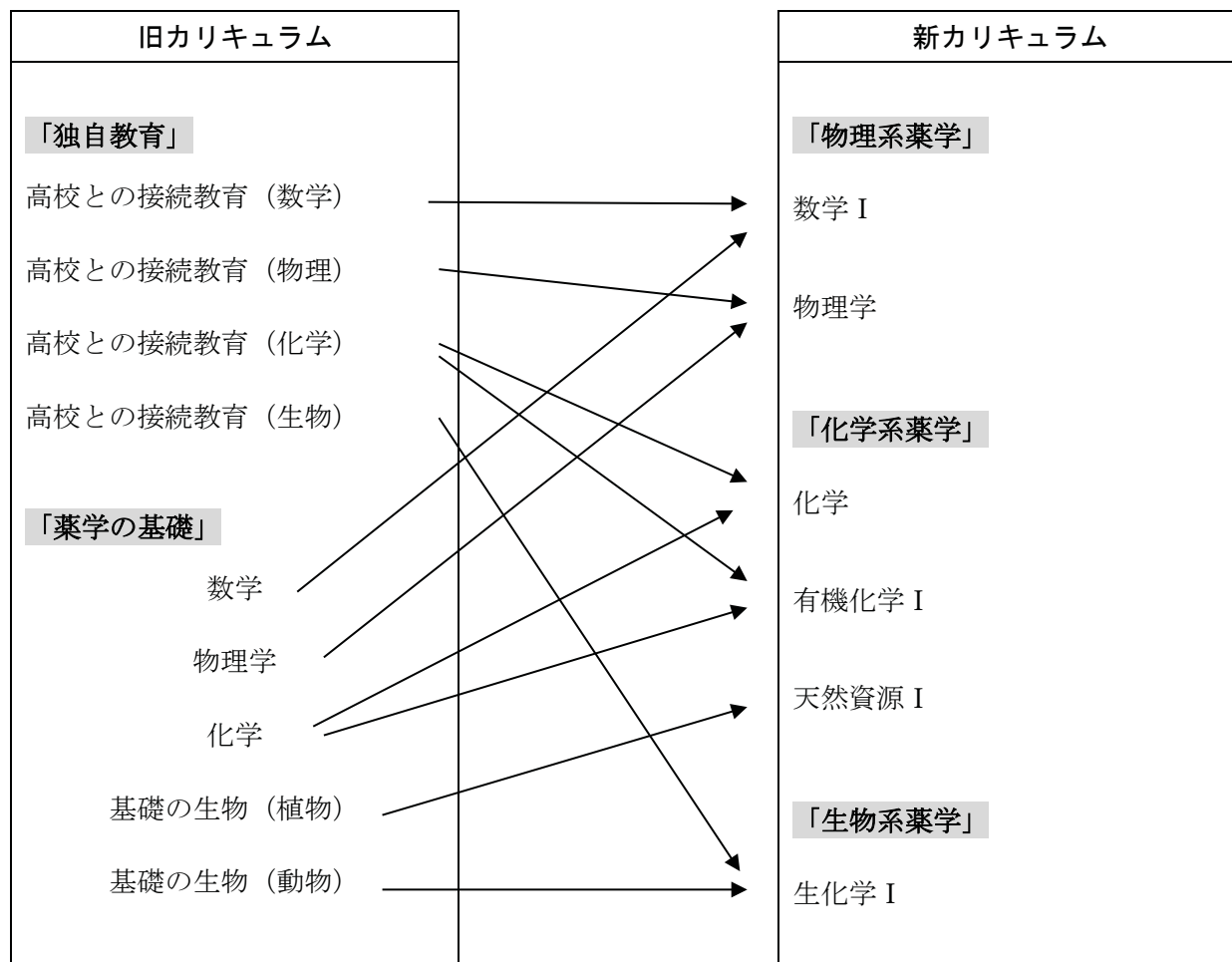
本学薬学科に入学する学生において、高等学校で「英語」、「数学」及び「化学」は履修しているが、「生物」や「物理」を選択していない者も少なくない。本学ではそれらの科目の学力を補い、薬学専門教育を効果的に履修するために、旧カリキュラムでは、1年次前期に〔高校との接続教育〕(選択必修科目、2単位)として、「数学」と「生物」から1科目、「物理」と「化学」から1科目をそれぞれ履修することを義務づけた(基1、資料24-1 16頁)。なお、科目の選択にあたっては、入学試験出願時に提出された高等学校の調査書を基に、履修していない科目を受講するよう指導した(資料33)。また、〔高校との接続教育〕以外にも学科目〔薬学の基礎〕(必修科目)として1年前期に「数学」(2単位)、「化学」(1単位)、「基礎の生物(植物)」(1単位)、「基礎の生物(動物)」(1単位)を、後期には「物理学」(1単位)を開講して、薬学の基礎となる自然科学の教育に力を注いだ。

本学では、公募制推薦入学選考において合格し入学手続きをした者のうち、希望者に対して、入学後の薬学専門教育を効果的に履修するために、入学前の時期にリメディアル教育(物理、生物、小論文)を実施している(資料34)。

上記のように、旧カリキュラムでは基礎学力の強化のため多くの科目を配置したが、科目によっては重複した講義内容もあり改善が必要であった。そこで、新カリキュラムでは、各授業科目の実施時間が旧カリキュラムの75分から90分へと変更となったことを機に、2015(平成27)年度入学の1年生からは、リメディアル教育に相当する内容を薬学専門科目の土台となる「物理系薬学」、「化学系薬学」、「生物系薬学」の各学科目の1年次前期の科目へ移行した。1年次前期には「数学Ⅰ」、「物理学」、「化学」、「有機化学Ⅰ」、「天然資源Ⅰ」、「生化学Ⅰ」、「機能形態学Ⅰ」の7つの必修科目(各1.5単位)を開講している(基4、資料3-2 16~18頁)。

以上のように本学では、入学までの学修歴等を考慮した教育プログラムが適切に準備されている。【観点 3-3-1-1】

■薬学準備教育に関する旧カリキュラムと新カリキュラムとの科目の対比表



矢印は、旧カリキュラムの科目の教育内容に対応する新カリキュラムの科目を示している。

根拠資料・データ

- 基 1 学年別授業科目
- 基 4 カリキュラム・マップ
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 24-1 平成 26 年度 修学の手引き_薬学科
- 資料 33 平成 26 年度入学予定者 “生物” と “物理” の履修状況 及び「高校との接続教育」の受講者一覧
- 資料 34 リメディアル教育関連資料

【基準 3-3-2】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-3-2-1】 薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-3-2-2】 学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

[現状]

旧カリキュラムでは、薬学生として学習に対するモチベーションを高めるために、卒業生の活躍する現場などを体験することを目標とする「早期体験学習（薬学科）」（必修科目、1 単位）を設置した（資料 24-1 24 頁）。「早期体験学習（薬学科）」は Part I と Part II の 2 部構成とした。入学直後には、1 年次のオリエンテーション及びガイダンスを実施後、「早期体験学習（薬学科）」Part I を 2 日間に渡って学内で実施した（資料 35）。「早期体験学習（薬学科）」Part I では、AED による救急救命や不自由体験を実習した。また、薬学生としてのモチベーションと学習意欲向上を目的として、卒業生や本学教員、現役の医師や薬剤師あるいは製薬企業の研究者等から医療や薬剤を取り扱う現場における実情や薬剤師像についての複数の講演会を開催し、2 日目の午後には 20 名程度のグループに分かれて、各講演の内容をテーマに SGD を行った。SGD の発表会では、本学教員あるいは大学院生が司会を務め、活発な討論が行われた（資料 35、資料 36（訪問時公開資料））。「早期体験学習（薬学科）」Part II は、1 年次の夏休み直前の時期に実施した。病院薬剤部や調剤薬局といった薬剤師が働く現場を訪問し、見学・見聞を行った（資料 37）。「早期体験学習（薬学科）」Part II の終了後、学生は各自レポート（資料 38（訪問時公開資料））を作成して提出するとともに、1 年次後期に学生の代表者による報告会を実施した（資料 39）。病院薬剤部や調剤薬局を見学した後に学生が提出したアンケートでは、「大変満足している」及び「満足している」との回答がほとんどを占めており（資料 40）、「早期体験学習（薬学科）」の目的とする効果が、十分に得られたと考えられる。

以上のように、本学では薬剤師が活躍する現場などの見学に止まらず、広く見聞させ、合わせて発表会、総合討論などの学習効果の高い教育が実施できている。【観点 3-3-2-1】【観点 3-3-2-2】

一方、新カリキュラムでは、これまでの「早期体験学習（薬学科）」を「早期臨床体験学習（薬学科）」（必修科目、1.5 単位）（資料 3-2 78 頁）として 0.5 単位増やすとともに、実施の時期を 1 年次前期と 2 年次前・後期とし、Part I～Ⅲの 3 部構成とした。これは、従来の薬学教育モデル・コアカリキュラムにおける「早期体験学習（薬学科）」が [イントロダクション]に含まれていたのに対し、薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成 25 年度改訂版では[F 薬学臨床]へ移動となった意図を押さえたものである。Part I は 1 年前期に実施し、荏原消防署の協力のもと 1 次救命処置について AED 等のシミュレーターを用いて実習を行っている。また、外部講師を招き災害時における薬剤師の役割についての講習会を開催している（資料 41）。Part II は 2 年次前

期に実施し、病院・薬局薬剤師に関する講義を受講後、病院・薬局の見学を行う。2016（平成 28）年度は、各施設に学生 5～10 名に対して教員 1 名が引率し、薬剤師が働く現場を訪問し、見学・見聞を行う。見聞した内容は PartⅡの最終日に「薬剤師の業務内容とこれから学ぶべきこと」をテーマに 1 組 10 名程度のグループに分かれて討議し発表を行う。

PartⅢは 2 年次後期に実施され、荒川区福祉担当者の講義受講後、介護福祉施設を訪問し、見学・見聞を行う。見学は品川区 10 施設、大田区 8 施設、中央区 3 施設、荒川区 9 施設で行う。見学により見聞を深めた後、「今後、薬剤師が介護・福祉にどのように関わっていくべきか」について、1 組 10 名程度のグループに分かれて討議し発表を行う。新カリキュラムでは、学習効果を高めるため、病院・薬局および介護福祉施設を訪問する前に各々の担当者による事前説明会を開催し、見学後は SGD 及び発表会を行う。

根拠資料・データ

- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科（1 年）
- 資料 24-1 平成 26 年度 修学の手引き_薬学科
- 資料 35 平成 26 年度 早期体験学習 Part I 配付物
- 資料 36 SGD 出席表及びレポート（訪問時公開資料）
- 資料 37 平成 26 年度 早期体験学習 Part II 配付物
- 資料 38 平成 26 年度 早期体験学習 Part II レポート（訪問時公開資料）
- 資料 39 平成 26 年度 早期体験学習 Part II 報告会資料
- 資料 40 平成 26 年度 早期体験学習 Part II 施設見学アンケート集計結果
- 資料 41 平成 27 年度 早期臨床体験学習 Part I 配付物及び AED 班分け表

(3-4) 医療安全教育

【基準 3-4-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 3-4-1-1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。

【観点 3-4-1-2】薬害、医療過誤、医療事故の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなど、学生が肌で感じる機会を提供するとともに、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な判断力が養われるよう努めていること。

【現状】

旧カリキュラムでは、医薬品の安全使用に関する教育として、「薬の効き方ⅠA」（必修科目、1単位）（資料 3-1 123 頁）、「薬の効き方ⅠB」（必修科目、1単位）（資料 3-1 124 頁）、「薬の効き方ⅡA」（必修科目、1単位）（資料 3-1 125 頁）、「薬の効き方ⅡB」（必修科目、1単位）（資料 3-1 126 頁）において、原則として“副作用をはじめとした薬物が引き起こす様々な有害事例”を取り上げており、それらへの対策等についても論じている。ここでは、薬害や医療事故に繋がる可能性のある薬の副作用を科学的に学ぶことにより、客観的な判断を養っている。1年次の「薬学への招待」（必修科目、1単位）（資料 24-1 23 頁）では、“薬物の副作用と薬害及び薬物乱用防止”の概要について学んでおり、“薬物乱用防止”については、東京都庁薬務課の担当者を講師として講義を行った。3年次の「医療心理学」（必修科目、1単位）（資料 3-1 79 頁）では心理学の観点から、「薬剤師を取り巻く法律と制度」（必修科目、1単位）（資料 3-1 152 頁）では法律の観点から、また「医薬品情報」（必修科目、1単位）（資料 3-1 136、137 頁）では医薬品情報の適正使用の重要性、および4年次の「患者情報」（必修科目、1単位）（資料 3-1 138 頁）では患者からの情報収集とその評価の重要性から、“医療事故とその防止、医療過誤やリスクマネジメントにおける薬剤師の責任と果たすべき義務”について学習している。また、4年次の「医薬品開発と生産のながれ」（必修科目、1単位）（資料 3-1 146 頁）では、“薬害事件とその背景、対策”について講義し、「事前実習（実務実習事前学習）」（必修科目、8単位）（資料 3-1 187、188 頁）では、専任の実務家教員の指導の下に“調剤過誤の回避や対処方法”について実践的な演習と弁護士による“医療過誤・事故”についての講義を聴く機会を設けている（資料 42）。以上のように、本学では弁護士や薬剤師を講師とした薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育を行うなど、学生が肌で感じる機会を提供し、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な判断力が養われるよう努めている。（基 4）

新カリキュラムでは、1年次の「薬学の心構えⅠ」（必修科目、1単位）（資料 3-2 52、53 頁）において、薬害被害者もしくは関係者に来校してもらい、学生と直接話す時間を設けており、薬学を志す入口にいる学生に、薬害について肌で感じ考えさせる機会を提供している（資料 43）。

新カリキュラムにおける薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育は、旧カリキュラムに比べ、下図及び下表に示すように 18 単位から 21 単位と増えており、全体として充実した内容となっている（基 4）。【観点 3-4-1-1】【観点 3-4-1-2】

■【旧カリキュラム】薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
薬学への招待 1 単位					医薬品情報 1 単位	患者情報 1 単位	
		薬の効き方 IA 1 単位	薬の効き方 IIA 1 単位		医療心理学 1 単位	医薬品開発と 生産のながれ 1 単位	
		薬の効き方 IB 1 単位	薬の効き方 IIB 1 単位		薬剤師を取り 巻く法律と制 度 1 単位	事前実習 8 単位	

■【新カリキュラム】薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
薬学の心構え I 1 単位	薬学の心構え II 1.5 単位	患者・医薬品情報 1.5 単位				医薬品開発と生産のながれ 1.5 単位	
					薬学と社会 I 1.5 単位	薬学と社会 II 1.5 単位	
		薬理学 I 1.5 単位	薬理学 II 1.5 単位			医療人としての薬剤師 1.5 単位	事前学習 8 単位

■旧カリキュラムと新カリキュラムとの科目対比表（薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育）

旧カリキュラム		新カリキュラム
「1年次」		「1年次」
薬学への招待	→	薬学の心構えⅠ
	→	薬学の心構えⅡ
「2年次」		「2年次」
薬の効き方ⅠA	→	薬理学Ⅰ
薬の効き方ⅠB	→	薬理学Ⅱ
薬の効き方ⅡA	→	患者・医薬品情報
薬の効き方ⅡB	→	
「3年次」		「3年次」
医薬品情報	→	薬学と社会Ⅰ
医療心理学	→	
薬剤師を取り巻く法律と制度	→	薬学と社会Ⅱ
	→	
「4年次」		「4年次」
患者情報	→	医療人としての薬剤師
医薬品開発と生産のながれ	→	医薬品開発と生産のながれ
事前実習	→	事前学習

矢印は、旧カリキュラムの科目の教育内容に対応する新カリキュラムの科目を示している。

根拠資料・データ

基 4 カリキュラム・マップ

資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)

資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)

資料 24-1 平成 26 年度 修学の手引き_薬学科

資料 26 平成 27 年度 アドバンスト・コース受講生 (選択科目) 資料

資料 42 「事前実習」(弁護士による) 講義資料

資料 43 「薬学の心構え I」サリドマイド福祉センター講義資料

(3-5) 生涯学習の意欲醸成

【基準 3-5-1】

医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が行われていること。

【観点 3-5-1-1】医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師などからも聞く機会を設けていること。

【観点 3-5-1-2】卒後研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供するよう努めていること。

【観点 3-5-1-3】生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われていることが望ましい。

【現状】

旧カリキュラムでは、1年次の「薬学への招待」（必修科目、1単位）（資料 24-1 23頁）において、薬剤師の業務についての概略を学んだ。ここでは、現役の病院薬剤師を講師として、薬剤師の業務を俯瞰する講義をすることにより、“医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを理解する機会”とした。さらに1年次の夏休み直前に実施している「早期体験学習（薬学科）」PartⅡ（資料 37）では、病院薬剤部や保険薬局といった薬剤師が働く現場を訪問し、見学・見聞する機会を設けた。また、専任の実務家教員が、2年次の「信頼関係」（必修科目、1単位）（資料 3-1 20頁）、3年次の「医薬品情報」（必修科目、1単位）（資料 3-1 136、137頁）、4年次の「患者情報」（必修科目、1単位）（資料 3-1 138頁）、「コミュニティーファーマシー」（必修科目、1単位）（資料 3-1 154頁）及び「事前実習」（必修科目、8単位）（資料 3-1 187、188頁）を担当することで、学生に対して“薬剤師としての心構えや職業観を意識させる”ように配慮している。特に「事前実習」では、病院、薬局等の現役薬剤師を講師として招き、臨床現場での様々な実践的な話を聞く機会を設けている（資料 44）。また、医療現場で活躍する医師や薬剤師の声を聞く機会を増やすため、本学大学院で開講している「臨床薬学特別講義」を〔アドバンスト・コース〕（5・6年次の選択科目）の単位として読み替える措置を行い、多くの学生に受講の機会を与えている（資料 3-1 18頁〔アドバンスト・コース〕備考、資料 26-3）。「臨床薬学特別講義」の講師は、全て現職の医師や薬剤師等とし、内科をはじめ産婦人科や眼科あるいは耳鼻咽喉科等の医師による講義が行われている（資料 45 62～67頁）。【観点 3-5-1-1】

2013（平成 25）年度からは、本学の薬剤師生涯学習支援室が企画している生涯学習講座の大学院連携講座（アドバンスト特別講義）（資料 45 68、69頁、資料 46）も、前述と同様の受講措置（単位を読み替える措置）を取ることで、薬剤師としてのレベルアップを図るために、“自ら継続して生涯学習をすることの重要性と必要性を感じる機会”を提供している。さらに、本学では年に一回、星薬科大学 公開講座として、様々な分野の講師による講演会を開催している。なお、2015（平成 27）年度の講師は、AMED 理事長の末松誠先生であり（資料 47）、参加学生数は 1,128名であった（資料 48（訪問時公開資料））。【観点 3-5-1-2】

新カリキュラムでは、下図及び対比表に示すように旧カリキュラムの教育内容を網羅しており、旧カリキュラムと同様に生涯学習に対する意欲を醸成する教育が行われる（基 4）。【観点 3-5-1-3】

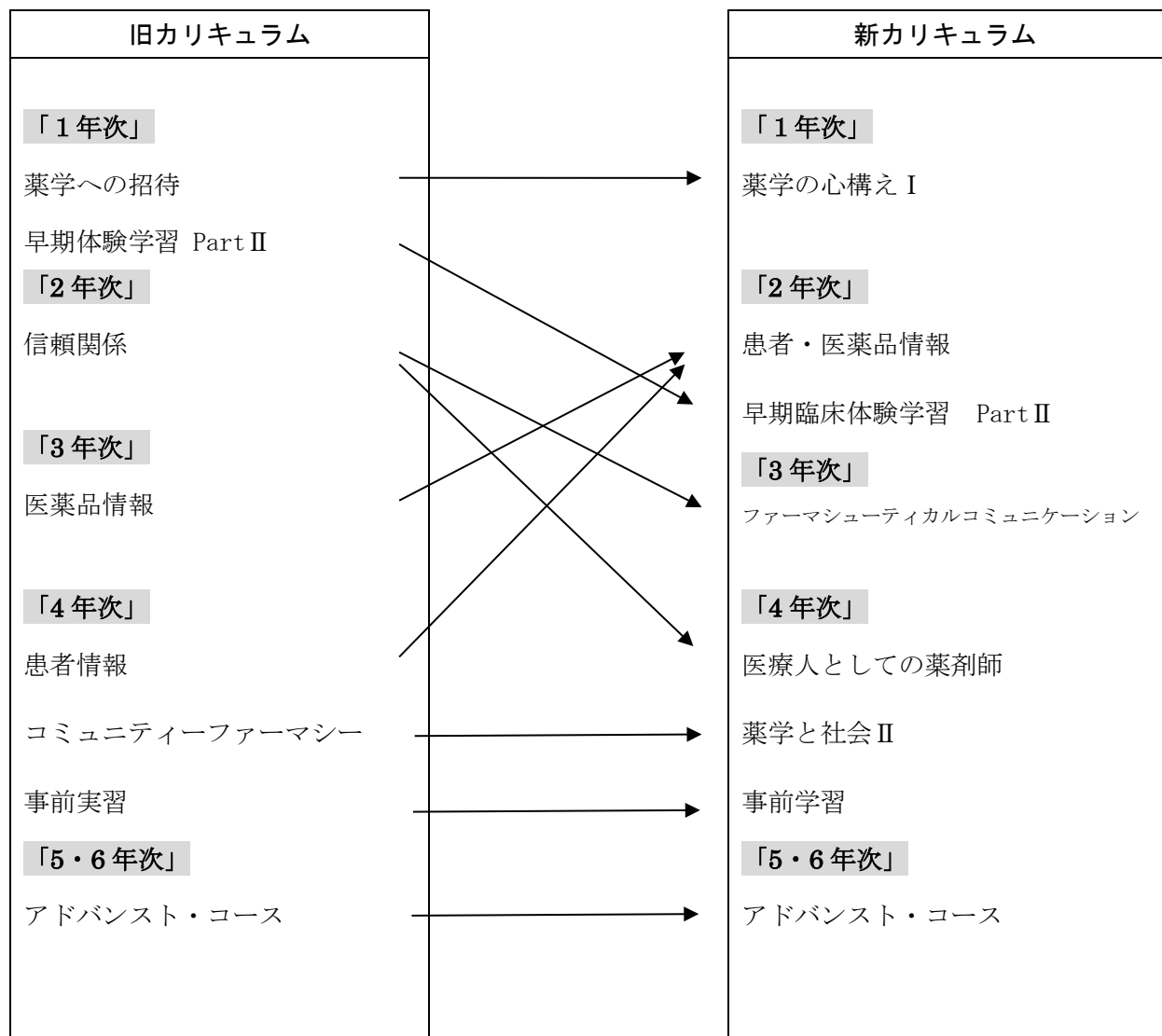
■【旧カリキュラム】生涯学習に対する意欲を醸成するための教育

1年		2年		3年		4年		5年	6年
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期
薬学への招待			信頼関係		医薬品情報	患者情報			アドバンスト・コース (臨床薬学特別講義)
早期体験学習 Part II						コミュニティー・ファーマシー			
						事前実習			

■【新カリキュラム】生涯学習に対する意欲を醸成するための教育

1年		2年		3年		4年		5年	6年
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期
薬学の心構え I		患者・医薬品情報		ファーマシューティカルコミュニケーション		医療人としての薬剤師	事前学習		アドバンスト・コース (臨床薬学特別講義)
		早期臨床体験学習 Part II				薬学と社会 II			

■旧カリキュラムと新カリキュラムとの科目対比表（生涯学習に対する意欲を醸成するための教育）



矢印は、旧カリキュラムの科目の教育内容に対応する新カリキュラムの科目を示している。

根拠資料・データ

- 基 4 カリキュラム・マップ
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 24-1 平成 26 年度 修学の手引き_薬学科
- 資料 26-2 平成 27 年度 [アドバンスト・コース] 受講者一覧・「臨床薬学特別講義」受講者一覧
- 資料 37 平成 26 年度 早期体験学習 Part II 配付物
- 資料 44 「事前実習」外部講師資料
- 資料 45 平成 27 年度 修学の手引き (大学院)
- 資料 46 生涯学習講座における大学院連携講座、受講者リスト
- 資料 47 平成 27 年度公開講座資料
- 資料 48 平成 27 年度公開講座参加者リスト等 (訪問時公開資料)

『薬学教育カリキュラム』

3 医療人教育の基本的内容

[点検・評価]

【基準 3-1-1】

- 1) 本学薬学科では、薬剤師と医療倫理に関わる教育を適切に配置し、医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育を、各学年を通して体系的に行っている。
- 2) 教養科目の「人と文化」を中心として、SGD を取り入れるなど効果的な学習方法を用いて医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育を行っている。
- 3) 必修科目や独自科目を配置して、医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育を、効果的な学習方法を用いて行っている。
- 4) ヒューマニズム教育・医療倫理教育については、目標達成度を評価するための指標を設定している。ただし、該当する全ての講義において、その指標が十分に活用されているとは言えない。
- 5) 医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育に関する単位数は、卒業要件の 1/5 以上に相当する。

【基準 3-2-1】

- 1) 本学では、薬学準備教育ガイドラインを参考にして、学生の有るべき姿を考え、人文科学、社会科学および自然科学において、文学やスポーツ学をはじめとして法学、哲学、経済学、歴史学、心理学、政治学、教育学の他、コミュニケーション論や映像論など幅広い教養教育プログラムを提供している。
- 2) 本学では、性の多様性や現代家族のかたちについて概説する「ジェンダー論」や環境問題について考える「エコロジー論」、薬学教育と関連の深い「医療の歴史」や「医療と哲学」、「医療社会論」など社会のニーズに応じた選択科目を用意している。また、学生の科目選択において時間割編成に配慮をしている。
- 3) 自然科学分野の科目と教養科目を 3 年次まで万遍なく学べるようにしており、薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成を行っている。

【基準 3-2-2】

- 1) 「コミュニケーション概論」をはじめ、薬剤師としてのコミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育、情報の把握、状況判断の能力を醸成する教育を行っている。
- 2) 「信頼関係」や「早期体験学習」などについて、個人及び集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育を行っている。
- 3) コミュニケーション能力及び自己表現能力を身につけるための教育について、目標達成度を評価するための指標が、科目ごとに設定されている。

【基準 3-2-3】

- 1) 本学では、語学教育に「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れ、これらの要素

を全て修得できるよう時間割編成及び履修指導に努めている。

- 2) 医療現場で薬剤師に必要とされる語学力及び医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育を行っている。
- 3) 本学の語学教育は、社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とし、体系的に行っている。

以上のように本学の語学教育は、薬学教育評価の基準を満たしていると考えられるが、自己評価 25-26 では、本学では語学教育のうち特に英語教育の強化を図ることとし、新たな英語教育プログラムを完成させ、これを新カリキュラムに導入している。

【基準 3-3-1】

- 1) 本学では、薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムとして、原則として入学生の学修歴等を考慮した教育プログラムを、準備し実施している。

【基準 3-3-2】

- 1) 本学の早期体験学習では、薬剤師が活躍する現場などを広く見学させている。
- 2) 早期体験学習における見学や講演会の後には、必ずグループワークを行い総合討論や学生による発表会を実施して、学習効果を高める工夫をしている。

【基準 3-4-1】

- 1) 本学では、薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応及び予防策・解決策に関する教育を行っている。
- 2) 自己評価 25-26 では、「医療過誤、医療事故の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とする機会は提供できていないため、改善計画として、医薬品の安全使用に関する教育において、医療過誤、医療事故の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とする機会を提供するように検討する。」とし、この改善計画を実施した。2015（平成 27）年度は、弁護士、医療関連の安全管理者を講師として、学生が肌で感じる機会を提供するとともに、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な判断力が養われるよう努めている。また、新カリキュラムでは、医療過誤、医療事故の被害者やその家族を講師とする機会も提供している。

【基準 3-5-1】

- 1) 本学では、生涯学習の必要性を、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師などからも聞く機会を設けている。
- 2) 薬学科の学生には、卒後研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供している。
- 3) 生涯学習に対する意欲を醸成するため、1 年次から 6 年次にわたって、意識を高める機会と実践例に触れる機会を設け、体系的な教育を行っている。

[改善計画]

【基準 3-1-1】

ヒューマニズム教育・医療倫理教育については、目標達成度を評価するための指標を設定しているが、評価ツールが十分に活用されていないため、その利用促進を教務部委員会で検討し、教授会において審議する。

【基準 3-2-1】

【基準 3-2-2】

【基準 3-2-3】

【基準 3-3-1】

【基準 3-4-1】

【基準 3-5-1】

自己評価 25-26 の改善計画が実行され、2016(平成 28)年 3 月現在の改善計画は特になし。

4 薬学専門教育の内容

(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

【基準 4-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 4-1-1-1】各授業科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠していること。

【現状】

旧カリキュラムは、2006(平成18)年度から導入された「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠し、卒業実習カリキュラム、薬学準備教育ガイドライン(例示)及び薬学アドバンスト教育ガイドライン(例示)にも沿うように策定した(基3、資料18)。コアカリキュラムに相当する科目の教育目標は、薬学教育モデル・コアカリキュラム及び実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠しており、各科目の一般目標(GIO)と到達目標(SBOs)は、「平成27年度 修学の手引き_薬学科」(資料3-1)に記載されている(基3)。また、教養科目やアドバンスト・コースなどの独自科目についても、原則としてGIOとSBOsを「平成27年度 修学の手引き_薬学科」に記載している。

2013(平成25)年12月文部科学省から新たに「薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)」が公開された(資料19)。本学では、この薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂版に対応するため、2014(平成26)年4月に新コアカリキュラム検討委員会(資料49 6頁)が組織され、「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂版」に準拠した新カリキュラムを策定した(資料50 議3)。新カリキュラムでは、「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂版」に沿った科目を配置し、「平成27年度 修学の手引き_薬学科」(資料3-2)に、科目ごとにGIOとSBOsを記載している(基3)。

なお、本学の「平成27年度 修学の手引き_薬学科」では、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」あるいは「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂版」を参照・確認しやすいように、巻末にこれらのSBOコード表を掲載することで、学生の学習及び教員の教育への便宜を図っている(資料3-1 193頁～253頁、資料3-2 79頁～130頁)。**【観点 4-1-1-1】**

根拠資料・データ

- 基 3 薬学教育モデル・コアカリキュラム等の SBO s に該当する科目
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 18 薬学教育モデル・コアカリキュラム合本 平成 17 年 10 月 日本薬学会薬学教育
改革大学人会議
- 資料 19 薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成 25 年度改訂版 薬学系人材育成の在り方
に関する検討会
- 資料 49 平成 26 年度 役職者及び各種委員会一覧
- 資料 50 平成 26 年度 第 9 回 新コアカリキュラム検討委員会 議事要録

【基準 4-1-2】

各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-1】各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-2】科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 4-1-2-3】各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【観点 4-1-2-4】患者・薬剤師・他の医療従事者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

[現状]

本学では、新・旧カリキュラムにおいて、“知識”に関する SB0s には講義あるいは演習、“技能・態度”に関する SB0s には実習あるいは SGD を取り入れたグループワークを行うなど、SB0s の学習領域に適した妥当な学習方法を選択している（資料 3-1、資料 3-2、資料 6、資料 24-1、資料 24-2、資料 51）。特に、実習では単に与えられた実験を行うだけでなく、実験から得られた結果より、その機序や背景を考察したレポート形式のプロダクトを作成させる学習方法を取り入れている（資料 3-1 103、105、142 頁）。また、2～4 年次の薬学専門科目のうち、“解釈や問題解決レベルの知識”を求める SB0s に対しては、主体的あるいは能動的学習に有効な演習あるいは SGD などの学習方法を用いるようにしている（資料 3-1 140、141 頁）。【観点 4-1-2-1】

本学では、薬剤師として身につけるべき基礎な知識、技能及び態度の基盤となる科学的思考力の醸成のために、旧カリキュラムでは、「物理系実習Ⅰ～Ⅲ（薬品物理化学・放射化学、薬品分析化学、病態機能制御学）」（必修科目、3.5 単位）、「化学系実習Ⅰ～Ⅲ（有機化学、薬品製造化学、生薬学）」（必修科目、4.5 単位）、「生物系実習Ⅰ～Ⅴ（生化学、機能形態学、微生物学、臨床化学、衛生化学）」（必修科目、5.0 単位）、「薬理系実習」（必修科目、1.5 単位）、「製剤系実習」（必修科目、1 単位）が配置され、実験実習について十分な学習時間を確保している（資料 3-1 17、18 頁、資料 52、資料 53）。【観点 4-1-2-2】

また、薬学専門科目のうち、特に学科目[薬と疾病]に含まれる薬理系及び薬剤系の科目では、基礎として「薬の作用と生体内運命」（必修科目、1 単位）、「薬の効き方ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB」（必修科目、各 1 単位）を学ぶ。その後 3 年次には「薬物動態演習」（必修科目、0.5 単位）（資料 3-1 140 頁）で、薬物血中濃度の代表的な測定法を学び、薬物血中濃度のモデルデータから投与計画をシミュレートする（基 4）。4 年次前期の「薬物治療演習」（必修科目、1 単位）では、処方せんに記載された内容から患者背景等を読み取り、保険調剤に必要な情報を収集する訓練や指定された疾患例の情報を収集し、適切な薬物療法を考案する演習をする（資料 3-1 141 頁）。また、4 年次前・後期には、実務実習への準備として「事前実習」（必修科目、8 単位）を実施して

いる（資料 3-1 187、188 頁）。【観点 4-1-2-3】

本学の「早期体験学習（薬学科）」（資料 24-1 24 頁）では、現役の医師や薬剤師による講演（資料 35）、また、病院あるいは薬局の見学を通して（資料 37）、医療関係者とのコミュニケーションを図った。4 年次の「事前実習」では、専任の実務家教員のほか、現役の看護師、受託臨床試験実施機関（CRO）の職員、保健行政関係者や多数の薬剤師を非常勤講師とし（資料 44）、薬剤師・他の医療従事者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していると考えている。さらに、6 年時の「アドバンスト・コース」の中にも、現役の医師、薬剤師及び創薬関係者による科目を多数配置し、医療関係者とのコミュニケーションの場を設定している（資料 3-1 155～177 頁、資料 54）。【観点 4-1-2-4】

新カリキュラムにおいても、[薬学実習（物理系実習Ⅰ・Ⅱ、化学系実習Ⅰ・Ⅱ、生物系実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、卒論準備実習）]（必修科目、11 単位）や[薬学研究（研究入門）]（必修科目、1 単位）（資料 3-2 17、18 頁）が設定され、実験実習の時間を確保している。また、薬学専門教育科目では、物理学の基礎や製薬や薬物送達をテーマとした[物理系薬学]、有機化学を基礎とした[化学系薬学]、生化学の基礎や人間を取り巻く環境の中の薬学をテーマとした[生物系薬学]、薬の効き方をテーマとした[医療薬学]というそれぞれの学科目において、講義と実習または演習のバランスに配慮し授業を構成している（基 4、資料 3-2 14、15 頁）。【観点 4-1-2-2】

新カリキュラムの学科目[医療薬学]では（資料 3-2 17 頁）、具体的な症例を示して講義を進める科目を多くし、将来、他職種の医療スタッフの中において薬の専門家としての役割を果たせるように教育を行っている。さらに、各薬学専門領域における基礎、専門及び臨床を関連づけるために、カリキュラム・マップを整備し、合わせて教員、学生への周知を測っている（基 4）。本学のカリキュラム・マップは、化学系は創薬に、物理系は創剤に、生物系は薬物治療に繋がるように基礎と臨床の知見を相互に関連付けており、講義・演習等の学習目標が、臨床を目指したものであり、上級学年の「事前学習」、[アドバンスト・コース]でより深く臨床を学べるように工夫している。【観点 4-1-2-3】

本学では、学生と患者との交流の場として、新カリキュラム 1 年次の「薬学の心構えⅠ」（資料 3-2、52、53 頁）で、薬害被害者もしくは関係者による講演を実施し（資料 43）、患者等による教育への直接的な関与の機会としている。【観点 4-1-2-4】

根拠資料・データ

- 基 4 カリキュラム・マップ
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 6 平成 27 年度 星薬科大学 薬学部 時間割
- 資料 24-1 平成 26 年度 修学の手引き_薬学科
- 資料 24-2 平成 28 年度 修学の手引き_薬学科 (1・2 年)
- 資料 35 平成 26 年度 早期体験学習 Part I 配付物
- 資料 37 平成 26 年度 早期体験学習 Part II 配付物
- 資料 43 「薬学の心構え I」サリドマイド福祉センター講義資料
- 資料 44 「事前実習 (実務実習事前学習)」外部講師資料
- 資料 51 平成 26 年度 星薬科大学 薬学部 時間割
- 資料 52 平成 26 年度 実習・演習日程
- 資料 53 平成 27 年度 実習・演習日程
- 資料 54 平成 27 年度 [アドバンスト・コース] 外部講師資料

【基準 4-1-3】

各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-3-1】 効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

【現状】

本学では、薬学専門科目の教育を系統立てて実施するため、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠して [物理系薬学]、[化学系薬学]、[生物系薬学]、[健康と環境]、[薬と疾病]、[創薬]、[薬学と社会]、[アドバンスト・コース]、[薬学演習]、[実務実習]、[特別実習] の 11 の学科目を設置し、学科目ごとに講義や演習、実習科目の開講年次を定めている（基 4）。各学科目における基礎的な科目を修得した後に次の科目を開講することを原則とし、基礎から応用、臨床へと効果的に学習できるように科目を配置している。

本学では、学科目ごとに科目間の関連性に配慮したカリキュラム編成を行っている。例えば、旧カリキュラムの学科目 [化学系薬学] では、1 年次前期に、無機化学及び有機化学の基本的知識を教授するために「化学物質の基本的性質」（2 単位）を配置し、後期には「有機化合物の構造と反応性」（2 単位）で物質の基礎構造や反応性を教え、2 年次前期にはそれらの内容を受けて「官能基の性質と反応」（2 単位）を設定している。2 年次後期には「官能基の導入・変換」、3 年次前期には「化合物の構造決定」、後期には「複雑な化合物の合成」（いずれも 1 単位）といった構造解析や合成化学へ、そして 3 年次後期に「生体分子のコアとパーツ」、4 年次前期に「医薬品のコアとパーツ」といった複素環化学へと学習をすすめている（基 4、資料 3-1 14、15 頁）。

実習においても、旧カリキュラムでは、分析等における測定値の統計的な取り扱いや官能基の定性試験といった基礎的な技能から開始し、薬品の合成や DNA の分離、代表的な製剤の調製といった応用的な技術へと学年とともに実習内容を発展させ、「事前実習」へと繋げている。「事前実習」は「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠しており、病院・薬局実務実習の準備として適切な内容となっている（基 4、資料 3-1、14、15 頁）。なお、学科目内の各科目は専門領域の教員が担当するため、必要に応じて各学科目の担当教員で話し合いを実施して、関連科目間のカリキュラムの調整を行っている（資料 55）。

新カリキュラムにおける実習では、薬学を学ぶことに対するモチベーションの向上を図るために、カリキュラムの見直しを行った。新カリキュラムでは、入学後の早い時期から薬学基礎科目、専門科目あるいは研究の基礎を体験する新たな科目として 1 年次前期の学科目 [薬学研究] に「研究入門」（必修科目、1 単位）（資料 3-2 17 頁）を設置したほか、1 年次後期の学科目 [薬学実習] に「化学系実習 I」（必修科目、1 単位）及び「生物系実習 I」（必修科目、1 単位）を実施する（資料 3-2 18 頁）。**【観点 4-1-3-1】**

根拠資料・データ

基 4 カリキュラム・マップ

資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)

資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)

資料 55 学科目[化学系薬学]内関連科目間調整

(4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

【基準 4-2-1】

大学独自の薬学専門教育が、各大学の教育研究上の目的に基づいてカリキュラムに適切に含まれていること。

【観点 4-2-1-1】薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラム以外に、大学独自の薬学専門教育が各大学の教育研究上の目的に基づいて行われていること。

【観点 4-2-1-2】大学独自の薬学専門教育が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に明示されていること。

【観点 4-2-1-3】大学独自の薬学専門教育を含む授業科目の時間割編成が選択可能な構成になっているなど、学生のニーズに配慮されていることが望ましい。

【現状】

本学では「臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指す」という薬学科の教育目的(資料 3-1 1 頁、資料 3-2 1 頁、資料 11 議 11、資料 24-1 1 頁、資料 24-2 1 頁)に基づき、多角的な視点を養えるように「薬学教育モデル・コアカリキュラム」あるいは「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠したコアカリキュラム以外に、本学独自の科目を配置している(資料 3-1 16、18 頁)。旧カリキュラムでは、3 年次後期に「グローバル化」(必修科目、1 単位)(資料 3-1 78 頁)及び「医療心理学」(必修科目、1 単位)(資料 3-1 79 頁)を開講している。「グローバル化」では、国際化の流れに対応できる薬剤師となるために必要な基本的知識を修得し、それらを通して国際的視野に立ったものの見方を身につけることを目標とし、「医療心理学」では、医療従事者として必要な心理学的知識を獲得し、またそれを実践場面において応用できるような能力を身につけることを目標としている。4 年次の「事前実習」では、将来、薬剤師に求められる能力として“フィジカルアセスメントに関する実習”を追加し、本学独自の特色のある実習としている(資料 56 (訪問時公開資料))。また、5 年次の「薬局・病院実務実習」でも、「実務実習モデル・コアカリキュラム」とは別に、薬局及び病院それぞれの実習において、個々の学生が“研究テーマ”を考え、実習期間中に研究を実施して成果をまとめる“課題研究”を行っている(資料 57)。この課題研究の成果は、本学を会場として年 2 回開催する実務実習報告会にてプレゼンテーションしており、各実務実習施設の指導薬剤師の方々にも参加いただいている(資料 28)。“課題研究”は、臨床現場における研究を通じて医療倫理に必要なルールやヒューマンズを学ぶ機会となっている。さらに、6 年次の[アドバンスト・コース]には、現代の医療をめぐる諸問題について、倫理的な観点から学ぶ「医療倫理学」(資料 3-1 173 頁)を開講している。【観点 4-2-1-1】

旧カリキュラム 6 年次前期の[アドバンスト・コース](26 科目から 12 単位を選択)の科目には、「プライマリケア学」、「在宅医療」、「臨床医学概論」や「救急救命学」等の医療関連の科目や「放射性医薬品科学」、「化粧品科学」、「精神科における服薬指導」、「薬学生のための実践英語」等の薬剤師の専門性に関連した科目を選択科目として配置している(基 1、資料 3-1 18 頁)。

また、「医療薬学特別実習」（必修科目、13 単位）（資料 3-1 190 頁）での研究活動の発展を図れるように、[アドバンスト・コース]に「アドバンスト特別実習（医療薬学特別実習Ⅱ）」（選択科目、5 単位）（資料 3-1 181 頁）を設置し、各卒論教室・研究室・部門にて、卒業研究の発展及び継続ができるように図っている。さらに、薬剤師となるために必要な薬学基礎科目の復習と総合的な知識の把握のために、2 年次後期に「基礎薬学演習」（必修科目、2 単位）（資料 3-1 182 頁）を設定している。この科目は演習形式で実施され、1、2 年次に学んだ物理系、化学系、生物系、生化学系等の知識を整理・確認し、上級年次への橋渡しの役割を果たしている。4 年次後期には「総合薬学演習Ⅰ」（必修科目、3 単位）を設定し、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の主要部分についての総合的な知識の整理と確認を実施している（資料 3-1 183、184 頁）。【観点 4-2-1-2】

旧カリキュラムにおける本学独自の科目「グローバリゼーション」（資料 3-1 78 頁）と「医療心理学」（資料 3-1 79 頁）及び [アドバンスト・コース] の科目では、コアカリキュラムの科目と同様に GIO と SBOs を設定し、「平成 27 年度 修学の手引き_薬学科」に記載することで、学生の学習における便宜を図っている。[アドバンスト・コース] では、医療関連の科目や薬剤師の専門性に関連した科目を、26 科目中から 12 単位分を選択して履修することができる。本学学生の主な進路は、保険薬局、病院、ドラッグストア、製薬企業及び公務員などであり、独自科目は、これら学生の興味とニーズに応じて学べるように設定されている（資料 3-1 18 頁）。【観点 4-2-1-3】

新カリキュラムにおける大学独自の科目である [アドバンスト・コース] は、旧カリキュラムより多い 32 科目を設置している（基 1、資料 3-2 18 頁）。

根拠資料・データ

- 基 1 学年別授業科目
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科（2～6 年）
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科（1 年）
- 資料 11 平成 27 年度 第 26 回 教授会議事要録及び配付資料
- 資料 24-1 平成 26 年度 修学の手引き_薬学科
- 資料 24-2 平成 28 年度 修学の手引き_薬学科（1・2 年）
- 資料 28 平成 27 年度 実務実習報告会 プログラム、抄録、パワーポイント、指導薬剤師参加者リスト
(URL : <http://hols.hoshi.ac.jp/group/report/#15240> : 学内専用)
- 資料 56 実務実習事前学習 資料集-2015-星薬科大学 実務教育研究部門（訪問時公開資料）
- 資料 57 平成 27 年度 実務実習連携マニュアル（実務実習生用）星薬科大学

『薬学教育カリキュラム』

4 薬学専門教育の内容

[点検・評価]

【基準 4-1-1】

- 1) 薬学科の薬学専門教育課程の構成と教育目標は、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠しており、「平成 27 年度 修学の手引き_薬学科」の各授業科目には対応する GIO と SBOs が明示されている。

【基準 4-1-2】

- 1) 薬学専門教育課程では、各 SBOs の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育を行っている。
- 2) 科学的思考力の醸成に役立つ技能及び態度を修得するため、実験実習を多く行い、各授業科目で基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めている。
- 3) 患者・薬剤師・他の医療従事者・薬事関係者が教育へ直接的に関与する科目を 1、4、6 年次に配置している。

【基準 4-1-3】

- 1) 薬学科では、各授業科目の効果的な学習ができるよう、基礎的なものから応用的な内容へと進展していくように、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成を行っている。

【基準 4-2-1】

- 1) 「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」以外に、「グローバル化」、「医療心理学」や[アドバンスト・コース]における講義など、本学独自の薬学専門教育を本学の教育目的に基づいて行っている。
- 2) 本学独自の薬学専門科目を配置し、「平成 27 年度 修学の手引き_薬学科」に記載している。
- 3) 本学独自の薬学専門科目は、学生のニーズに応じて選択できるように配慮している。

[改善計画]

【基準 4-1-1】

【基準 4-1-2】

【基準 4-1-3】

【基準 4-2-1】

自己点検の結果、2016（平成 28）年 3 月現在、改善計画は特にない。

5 実務実習

(5-1) 実務実習事前学習

【基準 5-1-1】

事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-1-1-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-1-1-2】学習方略、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-1-1-3】実務実習事前学習が、適切な指導体制の下に行われていること。

【観点 5-1-1-4】実務実習における学習効果が高められる時期に実施されていること。

【観点 5-1-1-5】実務実習事前学習の目標到達度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 5-1-1-6】実務実習の開始時期と実務実習事前学習の終了時期が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

【現状】

薬学教育 6 年制における長期実務実習は、薬剤師として必要な知識、技能及び態度の修得を目指したもので、従来の“見学型”ではなく“参加型”の実習が行われる。参加型実習を現場の各実習施設において円滑かつ効果的に実施するためには、大学における実務実習事前学習の実施が不可欠である。本学の旧カリキュラムにおける「事前実習」は、「実務実習モデル・コアカリキュラム」の教育目標（GIO・SBOs）を全て網羅するように策定されている（基 6、資料 3-1 187、188 頁、資料 58）。【観点 5-1-1-1】

本学では、「事前実習」を効果的・実践的に行うために、第二新館 7、8 階に病院及び薬局をシミュレーションした実習施設及びグループワークに適した少人数用のセミナー室を多数設置している（資料 56 5～7 頁）。実習・演習施設としては、第二新館に調剤実習室、無菌準備室・製剤室、モデル薬局 I 及び II、モデル病室、実習室（7 分割可）、セミナー室 7 室、ディスカッションルーム 8 室があり、新星館に医療薬学実習室、講義室がある（資料 56 5～7 頁、資料 59）。また、旧カリキュラム「事前実習」は、4 年次の 4～6 月及び 10～12 月に行い、授業時間数は、「実務実習モデル・コアカリキュラム」（122 コマ）に準拠して、90 分 × 127 コマ（必修科目、8 単位）としている。「事前実習」のうち、技能及び態度の SBOs に対しては、それぞれの SBOs に適した実習あるいは SGD を含む演習を行っている。実習・演習は、薬学科の学生 260 名を 130 名ずつ 2 分割して 2 クールとし、実習・演習の内容によって、130 名をさらに 2～6 分割して少人数で実施している（基 6、資料 58）。【観点 5-1-1-2】

本学の「事前実習」では、TA（大学院生）を使用せず、ほとんどが薬剤師として実務経験を有する教員が指導にあっている。「事前実習」を主に担当する教員は、本学の実務教育研究部門に

所属する専任の教員 7 名（教授 1 名、准教授 1 名、講師 5 名）、薬剤師職能開発研究部門に所属する専任の教員 1 名（准教授 1 名）（資料 60）及び現役の薬剤師を中心とする非常勤講師 67 名である（資料 61）。「事前実習」を担当する専任教員は全て実務家教員であり、病院または薬局での十分な実務経験を有し、患者への接し方、医師、看護師などの医療チームへの貢献など臨床現場での薬剤師に必要な知識、技能、態度の教育をするのに十分な資質を備えている。非常勤講師は、病院薬剤師 32 名、薬局薬剤師 28 名、看護師 6 名、他大学教員 1 名（医学部）であり、医療現場における十分な実務経験を有している。これら非常勤講師の中には、本学の病院・薬局実務実習の受け入れ施設の認定実務実習指導薬剤師もあり、大学と実習施設との連携を円滑に進めることにも役立っている。「事前実習」のうち、調剤等の実技系の実習では学生数 3～6 名につき教員 1 名、SGD 等の演習では学生数 6～12 名につき教員 1 名、講義では学生約 130 名につき教員 1 名が担当している（資料 58）。【観点 5-1-1-3】

本学では、実務実習の学習効果が高まるように、4 年次前期（4～6 月）に「事前実習」のうち主に“知識と態度”に関わる内容を講義あるいは演習で学び、4 年次後期の開始時にその到達度の評価をすることで、学力の定着を図っている。4 年次後期（10～12 月）には、前期に学んだ“知識と態度”を基に、「事前実習」のうち主に“技能”に関わる内容を実習で学ぶこととしている（資料 58）。【観点 5-1-1-4】

「事前実習」は、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠しており、実務実習事前学習の目標到達度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されている（資料 62）。評価方法としては、SBOs に応じて筆記試験（資料 63）、口頭試験（資料 64）、及び実技試験（資料 65）を実施している。特に SGD では、学生の討議、プレゼンテーション能力に加え、班単位のプロダクトによる評価も実施している（資料 66（訪問時公開資料））。“技能及び態度”の評価指標としては、チェックリスト及び評定尺度を使用している（資料 65）。実技試験は、「事前実習」の実施期間の中間頃に到達度評価の一部として実施している。【観点 5-1-1-5】

本学では、4 年次 12 月に薬学共用試験 OSCE と翌年 1 月に CBT を実施し、5 年次に「病院・薬局実務実習」（資料 3-1 189 頁）を行っている。4 年次の 3 月には、「病院・薬局実務実習」の事前説明会を実施し、第 1 期実務実習に参加する学生に対して、実務実習の概略説明、実務実習における注意事項の説明、実務実習関連書類の点検、身だしなみのチェックなど細部に亘り指導している（資料 67）。また、2015（平成 27）年度第 2 期の実務実習開始直前には、第 2 期及び第 3 期実務実習に参加する学生に対して、講義及び調剤の基本的な手技の確認を含む実習を開講し、実務実習事前学習の到達度を確認しており（資料 68）、実務実習の前に実務実習事前学習の到達度が確認できている。さらに、2015（平成 27）年度にはトライアルではあるが、「事前実習」終了後の学生の総合的な学習成果を測定する Post OSCE を実施した（資料 69）。Post OSCE では、知識・技能・態度を総合的に評価するため、ルーブリックを作成し、パフォーマンス評価を実施している（資料 70、資料 71（訪問時公開資料））。【観点 5-1-1-6】

根拠資料・データ

- 基 6 4年次の実務実習事前学習のスケジュール
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 56 実務実習事前学習 資料集-2015-星薬科大学 実務教育研究部門
- 資料 58 平成 27 年度 事前学習 全体 前期日程・後期日程
- 資料 59 平成 27 年度 事前学習用実習施設・設備
- 資料 60 平成 27 年度「事前学習」担当実務家教員名簿
- 資料 61 平成 27 年度「事前学習」担当非常勤講師名簿 (所属機関、資格、薬剤師歴、認定実務実習指導薬剤師の有無)
- 資料 62 平成 27 年度「事前学習」評価基準及び評価結果
- 資料 63 平成 27 年度 実務実習事前学習 筆記試験
- 資料 64 平成 27 年度「事前学習」口頭試験
- 資料 65 平成 27 年度「事前学習」実技試験資料
- 資料 66 平成 27 年度「事前学習」SGD のプロダクト (訪問時公開資料)
- 資料 67 平成 27 年度 実務実習の学生事前説明会資料 (3 月)
- 資料 68 平成 27 年度 実務実習 直前講習会資料
- 資料 69 平成 27 年度 Post OSCE プログラム
- 資料 70 平成 27 年度 Post OSCE 用ルーブリック
- 資料 71 平成 27 年度 Post OSCE 用ルーブリック評価結果 (訪問時公開資料)

(5-2) 薬学共用試験

【基準 5-2-1】

薬学共用試験 (CBT および OSCE) を通じて実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

【観点 5-2-1-1】実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。

【観点 5-2-1-2】薬学共用試験 (CBT および OSCE) の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準が公表されていること。

[現状]

本学では、CBT 及び OSCE とともに薬学共用試験センターの「薬学共用試験実施要項」(資料 72) に従って実施している (資料 73、資料 74、資料 75)。CBT 及び OSCE の合格判定は、各試験の成績を基に教授会にて行うが、合格判定には薬学共用試験センターが示す基準を使用している。すなわち、CBT では正答率 60 %以上を合格とし、OSCE では細目評価で評価者 2 名の平均点が 70 %以上、かつ概略評価で評価者 2 名の合計点が 5 以上を合格としている。本学では、薬学共用試験のモニター制度を全面的に支持、協力して、薬学共用試験を受験する学生及び薬学共用試験に関わる全教職員及びスタッフへの誓約事項の十分な説明を行い (資料 76~84)、誓約事項の遵守を求めている (資料 85)。【観点 5-2-1-1】

薬学共用試験の実施結果は、薬学共用試験センターの「薬学共用試験実施要項」(資料 72 44 頁) の“薬学共用試験結果 (例示)” に準拠して、実施日程、合格者数及び合格基準をホームページに公開している (資料 86)。【観点 5-2-1-2】

■2015 (平成 27) 年度 星薬科大学 薬学共用試験試験結果

	受験者数	合格者数	合格基準
CBT	305 人	303 人	正答率 60%以上
OSCE	305 人	305 人	細目評価 70%以上 及び概略評価 5 以上

根拠資料・データ

- 資料 58 平成 27 年度 事前学習 全体 前期日程・後期日程
- 資料 72 平成 27 年度 薬学共用試験実施要項（平成 27 年 3 月 31 日発行）特定非営利活動法人薬学共用試験センター
- 資料 73 平成 27 年度 CBT 実施概要（体験受験実施概要、本試験実施概要、追再試験実施概要）
- 資料 74 平成 27 年度 星薬科大学 OSCE 実施要領
- 資料 75 平成 27 年度 星薬科大学 OSCE 追再試験実施要領
- 資料 76 平成 27 年度 星薬科大学 CBT 実施マニュアル（D）
- 資料 77 平成 27 年度 星薬科大学 CBT 実施マニュアル（A, B）
- 資料 78 平成 27 年度 薬学共用試験実施に向けて（受験学生向け配付用資料）
- 資料 79 平成 27 年度 CBT 受験説明会
- 資料 80 平成 27 年度 星薬科大学 CBT 監督者説明会資料
- 資料 81 平成 27 年度 CBT 体験受験、本試験及び追再試験モニター担当者
- 資料 82 平成 27 年度 星薬科大学 OSCE 説明会資料（学生）
- 資料 83 平成 27 年度 星薬科大学 OSCE 説明会資料（評価者、SP、スタッフ他）
- 資料 84 平成 27 年度 OSCE 本試験及び追再試験モニター員
- 資料 85 平成 27 年度 星薬科大学 OSCE 及び CBT における誓約書（学生、教員、SP、スタッフ）
- 資料 86 星薬科大学ホームページ 情報開示 星薬科大学薬学共用試験結果
(URL : http://www.hoshi.ac.jp/site/seikatsu/jitsumujisyu/jitumukyoku_index.php#sikenkekka)

【基準 5-2-2】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 5-2-2-1】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われていること。

【観点 5-2-2-2】学内の CBT 委員会および OSCE 委員会が組織され、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-2-2-3】CBT および OSCE を適切に行えるよう、学内の施設と設備が整備されていること。

[現状]

本学では、CBT 及び OSCE とともに薬学共用試験センターの「薬学共用試験実施要項」（資料 72）に従って、それぞれモニター員立会いのもとで実施している（資料 81、資料 84）。OSCE は、薬学共用試験センターに「OSCE 実施計画書」を提出し、事前にモニター員による審査を経て実施している（資料 87）。【観点 5-2-2-1】

1. CBT

本学の CBT は、薬学共用試験センターの「薬学共用試験実施要項」（資料 72）ならびに「薬学共用試験 CBT 実施の手引き／実施マニュアル」（資料 88）に準拠し、試験は「薬学共用試験 CBT 実施の手引き／実施マニュアル」の例示通りのタイムテーブルで実施している。【観点 5-2-2-1】

本学では CBT を適正に実施するため、CBT 委員会（資料 22 6 頁、資料 89）を設置している。CBT 委員会は、学長、薬剤師教育研究部門の部門長（教授）及び講師以上の教員 3 名、薬剤師職能開発部門の講師以上の教員 2 名、CBT システム管理者 2 名で構成され、学長が委員長、薬剤師教育研究部門長が副委員長を務めている。CBT 委員会は、学内 CBT 実施要領の作成、CBT 関連のハード及びソフトの整備から試験の実施に至るまで、CBT に関わる全般を統括している。CBT 体験受験及び本試験の監督者は、本学の助手以上の専任教員が担当し、特に主任監督者は教授あるいは准教授が担当することとしている。各試験の監督者は CBT 委員会が指名し、教授会の承認を得て決定している（資料 90 報 11）。また、CBT 委員会は、CBT 体験受験及び本試験の学生説明会（資料 77、資料 78）、監督者説明会（資料 80、資料 88）を実施し、薬学共用試験に関わる誓約書の取得及び保管も担っており（資料 85）、CBT が公正かつ円滑に実施されるよう機能している。【観点 5-2-2-2】

本学では、新星館 3 階の学生コンピュータ室及び CBT ルームに（資料 91）、デスクトップ型コンピュータを合計 172 台設置し、その他の設備として、中継サーバーを設置するサーバー室（資料 91）、2 台の液晶プロジェクターと映写スクリーン、マイク設備等が整えられており、CBT を適切に実施する施設及び設備は整っている。CBT 体験受験及び本試験は、これらの施設を使用して、4 年生（定員 260 名）を 2 グループに分け、2 日間にわけて実施している（資料 73）。【観点 5-2-2-3】

2. OSCE

OSCE は、薬学共用試験センターの「薬学共用試験実施要項」(資料 72) に従って実施している。

【観点 5-2-2-1】

本学では OSCE 委員会を設置し、「薬学共用試験実施要項」における試験範囲である 5 領域・6 課題(患者応対、薬剤調製(1)、薬剤調製(2)、調剤鑑査、無菌操作、情報提供)や学生の移動及び準備のためのレストの設置など、OSCE 実施全般を統括しており、OSCE が公正かつ円滑に実施されるよう機能している。OSCE 委員会は、学長、薬学教育研究センター長、実務教育研究部門長(教授)、12 名の専任教員及び 2 名の事務員で構成され、学長が委員長、実務教育研究部門長が副委員長を務めている(資料 22 6 頁、資料 92)。また、OSCE 評価者及びスタッフは、OSCE 委員会が指名し、教授会で承認を受けている(資料 93 報 6)。**【観点 5-2-2-2】**

試験会場の設置に関しては、「薬学共用試験実施要項」に従い、各課題運用メモに準拠した OSCE 関連施設ならびに設備を整備している。試験会場には、本学第 2 新館のうち、調剤実習室と無菌室のある 7 階及びセミナー室とモデル薬局のある 8 階、第 2・第 3 実習室のある 2 階を使用し、受験生の移動のために各階にレストを設置した(資料 74)。OSCE のタイムコントロールは、館内放送により一括して行うシステムで実施している。また、OSCE の実施に不可欠な模擬患者(SP)の養成にも積極的に取り組んでおり、SP 養成講習会は、実務家教員が中心となって実施するとともに(資料 94)、近隣の 4 大学薬学部(東京大学、昭和大学、北里大学、慶應義塾大学)と共同の SP 養成活動(資料 95)も行っている。**【観点 5-2-2-3】**

根拠資料・データ

- 資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧
- 資料 72 平成 27 年度 薬学共用試験実施要項（平成 27 年 3 月 31 日発行）特定非営利活動法人薬学共用試験センター
- 資料 73 平成 27 年度 CBT 実施概要（体験受験実施概要、本試験実施概要、追再試験実施概要）
- 資料 74 平成 27 年度 星薬科大学 OSCE 実施要領
- 資料 77 平成 27 年度 星薬科大学 CBT 実施マニュアル（A, B）
- 資料 78 平成 27 年度 薬学共用試験実施に向けて（受験学生向け配布用資料）
- 資料 80 平成 27 年度 星薬科大学 CBT 監督者説明会資料
- 資料 81 平成 27 年度 CBT 体験受験、本試験及び追再試験モニター担当者
- 資料 84 平成 27 年度 OSCE 本試験及び追再試験モニター員
- 資料 85 平成 27 年度 星薬科大学 OSCE 及び CBT における誓約書（学生、教員、SP、スタッフ）
- 資料 87 平成 27 年度 OSCE 実施計画書
- 資料 88 2015（平成 27）年度 薬学共用試験 CBT 実施の手引き／実施マニュアル（薬学共用試験センター）
- 資料 89 平成 27 年度 CBT 委員会 議事、議事要録及び関連資料
- 資料 90 平成 27 年度 第 6 回 教授会 議事要録
- 資料 91 学生コンピュータ室、CBT ルーム、サーバー室配置図
- 資料 92 平成 27 年度 OSCE 委員会 議事録及び関連資料
- 資料 93 平成 27 年度 第 14、20、25 回 教授会 議事要録
- 資料 94 平成 27 年度模擬患者養成講習会
- 資料 95 平成 27 年度 5 大学合同模擬患者養成講習会

(5-3) 病院・薬局実習

【基準 5-3-1】

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 5-3-1-1】実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-3-1-2】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

【観点 5-3-1-3】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などの実施状況が確認されていること。

【観点 5-3-1-4】薬学部の全教員が参画していることが望ましい。

【現状】

本学では、実務実習を円滑に行うために、実務家教員からなる実務実習実施委員会ならびに助手以上の専任教員からなる拡大病院・薬局実務実習委員会を設置し、実務実習に臨んできた（資料 96）。2015（平成 27）年度には、実務実習実施委員会を実務実習委員会に改組した（資料 22 6 頁）。実務実習委員会は、実務教育研究部門 部門長（教授）を委員長とし、講師以上の専任教員 13 名及び教務部医療実習担当の事務職員 1 名で構成され、実務実習に関わる事項を協議、決定している（資料 97）。【観点 5-3-1-1】

実務実習の最高責任者は学長とし、責任体制を明確にしている（資料 96、資料 97）。実務実習に関連する課題や問題は、実務実習委員会で検討し、対応策を講じ、速やかに学長に結果等を報告する体制としている。例えば、実務実習を行っている学生に対する施設からの苦情や実習を継続することが困難な問題が発生した場合、実務家教員が指導担当教員と綿密な連携をとりながら、施設への連絡及び訪問、学生への事情聴取等を行う。引き続き、実務実習委員会を開催し、直ちに対応策等を検討し、必要に応じ、教授会、学長への連絡及び報告を行うこととしている。【観点 5-3-1-2】

実務実習を行う学生の要件は、「大学と実習施設との連携マニュアル（実務実習生用）」（資料 97、資料 98）に明示しており、健康診断の受診、必要な疫学的検査の実施ならびに必要な予防接種を受けていることを要件としている。同マニュアルには、「大学は、実習施設（病院・薬局）に派遣する実習生について、実習施設が必要とする感染症（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）の検診を行うとともに、その結果について必要な処置をとる（資料 99（訪問時公開資料））。また、その結果について必要な事項を実習施設に提供する（実習施設によって、基準が一部異なる）」と定めている。したがって、実習施設が必要とする感染症について学生の抗体価が基準を満たさない項目がある場合、再度の予防接種を義務付けている（資料 100（訪問時公開資料））。予防接種を受けた学生からは、その確認のための証明書または領収書の提出を求め、実習施設へ提供している。一方、B 型肝炎ワクチン及びインフルエンザ HA ワクチンは、接種を義務化あるいは推奨する実習施設が増加しているものの、本学では副反応等の問題もあり、学生に推奨することに留めている。【観点 5-3-1-3】

本学では、実務実習の進捗状況の確認や学生指導及び実習評価を行うため、助手以上のすべて

の専任教員が、実務実習の指導担当を担い実務実習教育に参画している（資料 96、資料 101）。指導担当教員数名に 1 名の実務家教員が付き、実習施設及び学生と教員との連携の強化を図っている。指導担当教員は、実務実習直前の学生との面談、実習期間中の施設への訪問、実務実習指導・管理 Web システム（資料 96、資料 102）・電子メール・電話等による連携、実習期間終了後の学生との面談、実務実習報告会（資料 103、資料 104）におけるプレゼンテーションの指導など、実習生との関わりを密にして指導を行っている（資料 105、資料 106）。また、学生の実務実習の総括的評価において、指導担当教員、実務家教員及び指導薬剤師が連携を綿密にして、評価を実施している（資料 107）。【観点 5-3-1-4】

根拠資料・データ

- 資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧
- 資料 96 平成 27 年度 大学と実習施設との連携マニュアル（教員用）
- 資料 97 平成 27 年度 実務実習連携マニュアル（実務実習生用）
- 資料 98 平成 28 年度 実務実習連携マニュアル（実務実習生用）
- 資料 99 平成 27 年度 抗体検査結果（訪問時公開資料）
- 資料 100 平成 27 年度 予防接種リスト（訪問時公開資料）
- 資料 101 平成 27 年度 指導担当教員別実務実習施設一覧
- 資料 102 実務実習指導・管理システム マニュアル、評価表
- 資料 103 平成 26 年度 星薬科大学第 2 回 実務実習報告会 概要（出席者リスト含む）
- 資料 104 平成 27 年度 星薬科大学第 1 回 実務実習報告会 概要（出席者リスト含む）
- 資料 105 平成 26 年度 星薬科大学第 2 回 実務実習報告会 プロダクト
(URL : <http://hols.hoshi.ac.jp/group/report/#15240> : 学内専用)
- 資料 106 平成 27 年度 星薬科大学第 1 回 実務実習報告会 プロダクト
(URL : <http://hols.hoshi.ac.jp/group/report/#15240> : 学内専用)
- 資料 107 平成 27 年度 第 1 期 実務実習評価

【基準 5-3-2】

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 5-3-2-1】 学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 5-3-2-2】 学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 5-3-2-3】 遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習および生活の指導を十分行うように努めていること。

[現状]

本学の 2015（平成 27）年度実務実習は、病院については独自契約施設あるいは“ふるさと実習”のための関東地区調整機構を介した実習施設（独自契約 68 施設、関東地区調整機構 7 施設）、薬局については原則すべて関東地区調整機構を介した実習施設（235 施設）で実施した（資料 101）。学生には、4 年次の 6 月に実務実習に関する説明会を行い（資料 108）、実習施設への配属方法と基準を説明するとともに、病院では実習施設のリスト、薬局では関東地区調整機構の前年度薬局エリアごとの受け入れ人数リストを提示している（資料 109）。これに基づき、学生から病院施設及び薬局の希望エリアについて第 3 希望までの調査を実施している（資料 110）。病院施設への学生の振り分けは、第 1～3 希望のいずれかに該当するようにしており、特定の病院に希望者が多数あった場合には、乱数を用いた割り当てを行っている。薬局エリアへの学生の振り分けは、関東地区調整機構のエントリーシステムを利用している。学生の希望する薬局エリアで決まらない場合には、学生の通学路線を考慮し、隣接エリアに割り当てており、配属が公正に行われていると考えている。【観点 5-3-2-1】

学生の実務実習先の配属決定にあたっては、学生の現住所、通学時間、最寄り駅等の調査を行っている（資料 111）。病院への配属では、学生が病院の住所を考慮して希望するため、希望通りの病院に配属となった学生に関しては問題がない。抽選により上位の希望から外れた学生へは、通学時間が最大 90 分を超えない病院へ配属することになっている。薬局への配属では、希望エリアにエントリーが出来ない場合には、学生の通学時間が最大 90 分を超えない他エリアにエントリーを行っており、学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていると考えている（資料 101、資料 111）。【観点 5-3-2-2】

本学では、必要に応じ学生の帰省先に近い施設で実務実習（遠隔地での実習）を行う場合がある。その際の実習及び生活の指導は、本学近隣での実務実習とほぼ同様に実施し、教員による実習期間中の施設訪問などの指導についても、原則として本学近隣における実務実習の場合と変わらない対応を取ることになっている（資料 112）。【観点 5-3-2-3】

根拠資料・データ

- 資料 101 平成 27 年度 指導担当教員別実務実習施設一覧
- 資料 108 平成 27 年度 実務実習 学生説明会資料
- 資料 109 平成 27 年度 実務実習受け入れ病院施設・薬局エリア
- 資料 110 平成 27 年度 実務実習施設に関する希望調査
- 資料 111 平成 27 年度 病院・薬局実務実習のための事前調査
- 資料 112 平成 27 年度 実務実習 遠隔地実習関連資料

【基準 5-3-3】

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-1】 実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-2】 実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されるよう努めていること。

[現状]

実務実習が適正な指導者のもとで実施されるように本学では、公益財団法人日本薬剤師研修センターが認定する認定実務実習指導薬剤師が専任勤務する病院及び薬局にて、実務実習を行っている（資料 113（訪問時公開資料））。また、病院（原則、全て独自契約施設）及び薬局（原則、全て関東地区調整機構を介して振り分けられた施設）の指導薬剤師に対し、毎年 4 月の実習開始前に事前説明会を開催し、実務実習に関する情報の共有を図っている（資料 114）。さらに、実務実習受け入れ施設の薬剤師を対象として、毎年 2 回の「事前実習」見学会を実施している（資料 115）。「事前実習」見学会では、実際に学生の実習や演習への取り組みや本学教員による学生指導などを公開することで、実務実習施設と大学相互の理解を深めるなど、実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めている。【観点 5-3-3-1】

実務実習が適正な設備を有する実習施設で実施されるために、実務実習施設のうち、独自契約施設の病院については、施設概要の書面調査（資料 113（訪問時公開資料））及び実務家教員による訪問調査を行った。これにより、本学の独自契約施設の病院は、すべて適正な設備を有する実習施設である。また、薬局は原則、全て関東地区調整機構を介して振り分けられた施設を利用しており、適正な設備を有する実習施設である。【観点 5-3-3-2】

根拠資料・データ

資料 113 平成 27 年度 実務実習施設 指導薬剤師概要（指導薬剤師名を含む）（訪問時公開資料）

資料 114 平成 27 年度 病院・薬局施設 実務実習 事前説明会資料（参加者リスト含む）

資料 115 平成 27 年度「事前学習」見学会プログラム（参加者リスト含む）

【基準 5-3-4】

実務実習が、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標・方略に準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-3-4-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-3-4-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-3-4-3】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11 週間）より原則として短くならないこと。

[現状]

本学の「病院・薬局実務実習」における教育目標は、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠している。実務実習では、富士ゼロックスシステムの実務実習指導・管理システムの評価表（資料 102）、あるいは手書き用冊子を用いた評価表（資料 116）を使用している。この評価表には、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準じて GIO 及び SBOs が記載されており、これに沿って実務実習を実施することにより、「実務実習モデル・コアカリキュラム」の内容が網羅されている。

【観点 5-3-4-1】

本学では、実務実習の方略（学習方法、時間数、場所等）が、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に沿うことを原則とし、必要に応じて病院及び薬局実習先と協議している。本学独自の契約施設における方略も、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠している。また、関東地区調整機構を介した実習施設は、基本的に「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠した実習が可能な施設であるが、事前の打ち合わせ等において、実習スケジュールと合わせて方略を確認することとしており、これまで大きな問題は起きていない。さらに、実務実習が適切に行われるために、地元の東京都薬剤師会などが行っている実務実習に関する委員会活動にも積極的に参加、協力している（資料 117）。**【観点 5-3-4-2】**

本学の病院及び薬局実習の実習期間は、原則として 11 週間としている。**【観点 5-3-4-3】**

根拠資料・データ

資料 102 実務実習指導・管理システム マニュアル、評価表

資料 116 平成 27 年度 星薬科大学 実務実習評価表

資料 117 東京都薬剤師会実務実習委員会資料

【基準 5-3-5】

実務実習が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下に実施されていること。

【観点 5-3-5-1】 事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

【観点 5-3-5-2】 実習施設との間で、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導監督についてあらかじめ協議し、その確認が適切に行われていること。

[現状]

本学では、実務実習施設を直接担当する教員（指導担当教員）が実習開始前、実習期間中及び実習終了後に、実習施設と連絡を取っている（資料 96）。また、実務実習を円滑に行うために、指導薬剤師に対して実務実習の事前説明会を、本学で開催している（資料 114）。本説明会では、単位認定方法及び評価方法、訪問指導の内容、実習記録の記載・確認方法、大学及び実習生との緊急連絡方法を含む危機管理体制等を説明している。加えて、指導担当教員と指導薬剤師の顔合わせの時間を設け、両者の連携を綿密にすることに役立っている。また、「大学と実務実習施設との連携マニュアル」（実習施設用（資料 118）・教員用（資料 96）・実務実習生用（資料 97））を作成・配布し、実習施設と大学で適切な連携を保てるよう努めているほか、学生、実習施設の指導者、教員間の連絡ツールとして、それぞれの連絡先を記載したリストを必ず配布している（資料 119（訪問時公開資料））。指導担当教員は、原則として実習期間中の4～6週、9～11週目に実習施設を訪問し、実習生の出欠状況、実務実習の進行状況（到達度）及び実習態度等を確認している（資料 96、資料 120（訪問時公開資料））。実習期間中に修得できていないSBOのある場合には、指導薬剤師と対応を協議し、形成的評価を実施し、「実務実習モデル・コアカリキュラム」の学習目標を達成できるように指導している。さらに、本学独自契約の病院施設のうち、日本医科大学付属病院では、原則として実習期間中は本学の実務家教員1名が、薬剤部に常駐してきめ細かな指導にあたっている（資料 121）。【観点 5-3-5-1】

実務実習における関連法令及び守秘義務等に関しては、3年次の「薬剤師を取り巻く法律と制度」（必修科目、1単位）（資料 3-1 152頁）及び4年次の「事前実習」（必修科目、8単位）（資料 3-1 187、188頁）の中で学習している。また、学生に対しては実務実習開始前にも、実務教育研究部門による実務実習説明会（資料 67）を開催し、実務実習における関連法令及び守秘義務等に関して再度確認している。実習施設の指導薬剤師に対しては、同様に事前説明会にて、「事前実習」の内容や守秘義務に関する教育内容について説明し、討議をする時間を設けている。また、実習施設の指導薬剤師が、「事前実習」を見学する機会（資料 114）を設けており、その際にも「事前実習」に対する意見なども伺っている。【観点 5-3-5-2】

根拠資料・データ

- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 67 平成 27 年度 実務実習の学生事前説明会資料(3 月)
- 資料 96 平成 27 年度 大学と実習施設との連携マニュアル (教員用)
- 資料 97 平成 27 年度 実務実習連携マニュアル (実務実習生用)
- 資料 114 平成 27 年度 病院・薬局施設 実務実習 事前説明会資料 (参加者リスト含む)
- 資料 118 平成 27 年度 大学と実習施設との連携マニュアル (実習施設用)
- 資料 119 平成 27 年度 実務実習連絡先リスト (訪問時公開資料)
- 資料 120 平成 27 年度 実務実習訪問時報告書 (訪問時公開資料)
- 資料 121 平成 27 年度 日本医科大学付属病院実務実習概要

【基準 5-3-6】

実務実習の評価が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下、適正に行われていること。

- 【観点 5-3-6-1】 評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価が行われていること。
- 【観点 5-3-6-2】 学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。
- 【観点 5-3-6-3】 実習終了後に、実習内容、実習状況およびそれらの成果に関する意見聴取が、学生、実習施設の指導者、教員から適切に行われていること。
- 【観点 5-3-6-4】 実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価されていることが望ましい。

[現状]

本学では、実務実習の直前説明会において、学生に成績評価の項目、成績評価の概要（成績決定のプロセス）を説明している（資料 67）。また、実習施設の指導者ならびに本学教員（助教以上の指導担当教員）を対象として、実務実習開始前に実務実習の成績評価の方法、大学と実習施設の情報共有の方法等に関する説明会を開催しており（資料 114）、実習施設の指導者、教員の間で円滑な実務実習の成績評価が行われるように学内体制を構築している。【観点 5-3-6-1】

本学では、インターネットを活用した実務実習指導・管理システム（Web システム）（資料 102）を導入しており、大学教員は随時、殆どの学生の出席状況、実習内容（日誌）、学生ならびに指導者による評価等を把握できるようになっている。実務実習期間中は学習目標を達成できるように、フィードバックによる形成的評価が行われている。学生へのフィードバックとしては、実習施設の指導者による日常的なフィードバックに加えて、Web システムまたは指導薬剤師との情報共有に基づく教員からのフィードバック（電話、電子メール、学校での面談等）や実習施設訪問時の指導教員からのフィードバック（説明会を含めて 1 クール 3 回指導薬剤師と面談）などがある。

【観点 5-3-6-2】

実務実習の終了後には、学生、指導担当教員及び指導薬剤師から各種アンケート及び各 SBO の達成率、学生満足度等の調査を実施し（資料 122）、実習生の成績等に関する情報を取りまとめている（資料 107）。また、本学を会場に実務実習報告会を年 2 回開催し、学生が“課題研究”の成果をプレゼンテーションしている（資料 103～106）。【観点 5-3-6-3】

各学生の実務実習評価は、「大学と実務実習施設との連携マニュアル」（教員用）に従い（資料 96 10、11頁）、本学の実務実習委員会にて審議し（資料 123 議1）、教授会で成績を決定している（資料 124）。【観点 5-3-6-4】

根拠資料・データ

- 資料 67 平成 27 年度 実務実習の学生事前説明会資料(3 月)
- 資料 96 平成 27 年度 大学と実習施設との連携マニュアル (教員用)
- 資料 102 実務実習指導・管理システム マニュアル、評価表
- 資料 103 平成 26 年度 星薬科大学第 2 回 実務実習報告会 概要 (出席者リスト含む)
- 資料 104 平成 27 年度 星薬科大学第 1 回 実務実習報告会 概要 (出席者リスト含む)
- 資料 105 平成 26 年度 星薬科大学第 2 回 実務実習報告会 プロダクト
(URL : <http://hols.hoshi.ac.jp/group/report/#15240> : 学内専用)
- 資料 106 平成 27 年度 星薬科大学第 1 回 実務実習報告会 プロダクト
(URL : <http://hols.hoshi.ac.jp/group/report/#15240> : 学内専用)
- 資料 107 平成 27 年度 第 1 期 実務実習評価
- 資料 114 平成 27 年度 病院・薬局施設 実務実習 事前説明会資料 (参加者リスト含む)
- 資料 122 平成 27 年度 実務実習 学生アンケート、達成度、満足度調査表
- 資料 123 平成 26 年度 実務実習実施委員会 議事録、資料
- 資料 124 平成 27 年度 第 11 回教授会議事要録 「実務実習委員会報告」

『薬学教育カリキュラム』

5 実務実習

[点検・評価]

【基準 5-1-1】

- 1) 薬学科の「事前学習」における教育目標（GIO・SB0s）は、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠している。
- 2) 学習方略等も「実務実習モデル・コアカリキュラム」に沿っている。
- 3) 適切な指導体制の下、実務実習における学習効果が高められる時期に実施されている。
- 4) 実務実習事前学習の目標到達度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されている。
- 5) 自己評価 25-26 では、「実務実習の開始時期と事前学習の終了時期が離れる学生に対して、事前学習の到達度を確認する必要がある。」として改善計画を実施した。2015（平成 27）年度は、実務実習の開始時期と事前学習の終了時期が離れる学生に対して、事前学習の到達度を確認している。

【基準 5-2-1】

- 1) 薬学共用試験（CBT 及び OSCE）を通じて、学生が実務実習を行うために必要な能力を修得していることを、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づき確認している。
- 2) 薬学共用試験の実施日程、合格者数及び合格基準を、本学ホームページで公表している。

【基準 5-2-2】

- 1) 本学の薬学共用試験は、薬学共用試験センターの実施要項に基づき行われている。
- 2) 学内に CBT 委員会及び OSCE 委員が組織され、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能している。
- 3) CBT 及び OSCE に対する学内の施設・設備も整備されている。

【基準 5-3-1】

- 1) 実務実習を円滑に行うために、実務実習委員会が組織され、機能している。
- 2) 実務実習に関する責任体制が明確にされている。
- 3) 実務実習前に必要な健康診断、予防接種を実施している。
- 4) 実務実習には薬学科全教員が参画している。

【基準 5-3-2】

- 1) 本学では、実務実習における学生の病院・薬局への配属において、学生の配属方法と基準を事前に提示し、配属を公正に行っている。
- 2) 配属決定にあたり通学経路に配慮している。
- 3) 遠隔地での実習について、場所によっては、訪問指導が十分とは言えない。

【基準 5-3-3】

- 1) 本学の実務実習は、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠している。
- 2) 適正な指導者・設備を有する施設で、実務実習を実施している。

【基準 5-3-4】

- 1) 本学の実務実習の教育目標は、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠している。
- 2) 学習方略も、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠している。
- 3) 病院及び薬局実習の期間は、11 週間で実施しており、原則的にこれより短くなることはない。

【基準 5-3-5】

- 1) 実務実習の施設との間の事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて、適切な連携の下に実務実習が実施されている。
- 2) 実習施設に対して、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導についてあらかじめ説明し、その確認が行われている。

【基準 5-3-6】

- 1) 本学では、実務実習の評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価を行っている。
- 2) 学生に対して実習施設の指導者及び指導担当教員から、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックを、実習期間中に適切に行っている。
- 3) 実務実習の終了後には、実習内容、実習状況及びそれらの成果に関する意見聴取を、学生、実習施設の指導者および指導担当教員から適切に行っている。
- 4) 実務実習の総合的な学習成果を適切な指標に基づいて評価している。

[改善計画]

【基準 5-1-1】

【基準 5-2-1】

【基準 5-2-2】

【基準 5-3-1】

自己評価 25-26 の改善計画が実行され、2016（平成 28）年 3 月現在の改善計画は特にない。【基準 5-3-2】

2016（平成 28）年度は、全ての施設において訪問指導を実施する。

【基準 5-3-3】

【基準 5-3-4】

【基準 5-3-5】

【基準 5-3-6】

自己評価 25-26 の改善計画が実行され、2016（平成 28）年 3 月現在の改善計画は特にない。

6 問題解決能力の醸成のための教育

(6-1) 卒業研究

【基準 6-1-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。

【観点 6-1-1-1】卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。

【観点 6-1-1-2】卒業論文が作成されていること。

【観点 6-1-1-3】卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。

【観点 6-1-1-4】学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。

【観点 6-1-1-5】卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。

[現状]

本学では、教育研究上の目的のもとに旧カリキュラムにおける卒業研究を「医療薬学特別実習」(必修科目、13単位)として設置している(資料 3-1 190頁)。卒業研究のGIOは、日本薬学会が定めた「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の“E 卒業実習教育”に準拠している(資料 18)。旧カリキュラムでは、3年次までに薬学に関する基礎的な学習をほぼ終え、また学生自身が取り組みたい研究について希望が出せる時期を3年次後期とし、卒業研究の選択は3年次後期に学生の配属希望(教室、研究室、部門)を調査・調整して行われている(基 11、資料 125)。卒業研究の期間は4年次から6年次前期までと設定しており、6年次の5月から6月に発表会を実施し、発表会における指摘事項を加味して7月中旬までに論文を仕上げることにしており(資料 126-1、資料 127)、卒業研究の実施時期及び実施期間は適切である。

さらに、新カリキュラムでは、「実務実習(病院・薬局)を効果的に行うためには、卒業研究で培うべき問題提起能力、問題解決能力、プレゼンテーション能力を事前に身に付けておくとよい。」との考えから、卒業研究の実施時期を3年次後期から4年次とし、実務実習(病院・薬局)前に卒業研究を完結するプログラムを計画している(資料 3-2 18頁)。

新カリキュラムでは、卒業研究の実施期間は旧カリキュラムよりも短縮されるが、薬学実習の中で基礎に関する各実習「物理系実習Ⅰ・Ⅱ」、「化学系実習Ⅰ・Ⅱ」、「生物系実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、2年次までに終了する。3年次及び4年次の午後の時間は、全て卒業研究に充てることのできるため、卒業研究の実施時間は十分確保できる。また、新カリキュラムでは、卒業研究の開始時期を旧カリキュラムよりも早めているが、3年前期に「卒論準備実習」(4単位)を配置することで、基礎薬学実習から卒業研究へ円滑に移行できるように配慮している。「卒論準備実習」は、配属された研究室で「医療薬学特別実習」に必要な共通の基礎知識、技能、態度などを修得するためのものである。【観点 6-1-1-1】

旧カリキュラムの卒業研究では、学生1人1人が研究内容を論文として作成し、大学に提出

することを義務づけている（資料 3-1 190 頁、資料 126-2、資料 128（訪問時公開資料））。卒業研究論文は、特許や守秘等の事由により公開していないが、学生には別途卒業研究の要旨を作成・提出させ、これを公開している（資料 129（訪問時公開資料））。【観点 6-1-1-2】

卒業論文の“考察”については、すべての卒業論文で実施する副査審査の中に、“研究の成果がどれくらいの学術的、薬学的あるいは臨床的価値があるかについて述べているか”を評価する項目があり（資料 130-1）、卒論指導教員及び学生ともに卒業論文に必ず研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていることを確認している。【観点 6-1-1-3】

本学では、学生に卒業研究の発表を義務づけている。卒論研究発表会のプログラムは教授会の承認の下、学内 URL で公開し、教室・研究室・部門ごとまたはいくつかの教室・研究室・部門合同で発表会を行っている（資料 127）。発表会終了後は、卒論研究発表会ごとに「医療薬学特別実習」発表会報告書を作成し、提出することとしている（資料 131（訪問時公開資料））。【観点 6-1-1-4】

卒業研究の成績評価のうち、形成的評価は所属の教室・研究室・部門の教員が、2 年半に及ぶ日々の研究への取り組みやセミナーにおける態度、発表会におけるプレゼンテーションなど様々な機会にフィードバックを行い、問題解決能力の修得を図っている。一方、総括的評価は、所属の教室・研究室・部門の教員のうち、原則として主任教員である教授が主査として論文を審査することにより行っている（資料 132（訪問時公開資料））。また、本学では論文の副査制度があり、他の教室等の教員が副査となり論文審査に加わり、学生にフィードバックするとともに、必要に応じて主査にもコメントすることになっている。この副査による審査所見には、論文形式に関する評価 10 項目、問題解決能力に関する評価 5 項目及び総合評価が含まれ、特に問題解決能力の向上が適切に評価されている（資料 130-2（訪問時公開資料））。【観点 6-1-1-5】

根拠資料・データ

- 基 11 卒業研究の配属状況
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 18 薬学教育モデル・コアカリキュラム合本 平成 17 年 10 月 日本薬学会薬学教育
改革大学人会議
- 資料 125 平成 27 年度 薬学科卒業研究配属希望調査
- 資料 126-1 平成 27 年度 6 年生 薬学科 特別実習 (卒論) スケジュール
- 資料 126-2 平成 27 年度 薬学科卒業研究論文記載及び提出方法
- 資料 127 平成 27 年度 薬学科卒業研究発表会プログラム
(URL : <http://hols.hoshi.ac.jp/group/report/#15240> : 学内専用)
- 資料 128 平成 27 年度 薬学科卒業研究論文 (訪問時公開資料)
- 資料 129 平成 27 年度 薬学科卒業研究論文要旨集 (訪問時公開資料)
- 資料 130-1 平成 27 年度 薬学科卒業研究論文副査所見用紙
- 資料 130-2 平成 27 年度 薬学科卒業研究論文副査評価 (訪問時公開資料)
- 資料 131 平成 27 年度 医療薬学特別実習発表会報告書 (訪問時公開資料)
- 資料 132 平成 27 年度 薬学科卒業研究論文主査評価 (訪問時公開資料)

(6-2) 問題解決型学習

【基準 6-2-1】

問題解決能力の醸成に向けた教育が、体系的かつ効果的に実施されていること。

【観点 6-2-1-1】問題解決能力の醸成に向けた教育が体系的に実施され、シラバスに内容が明示されていること。

【観点 6-2-1-2】参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 6-2-1-3】問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 6-2-1-4】卒業研究や problem-based learning などの問題解決型学習の実質的な実施時間が 18 単位（大学設置基準における卒業要件単位数の 1/10）以上に相当するよう努めていること。

【現状】

旧カリキュラムでは、薬学科の教育研究上の目的（資料 2-1 2、3 頁）のもとに、教養学科目及び薬学専門学科目において基礎から応用へと科目を配置したカリキュラムをカリキュラム・マップ（基 4）に明示し、これに沿って体系的に教育を行っている。学科目[人と文化]の各ゼミナールや学科目[外国語]の英語科目では、積極的に問題解決能力の醸成に向けた教育を行っている。薬学専門学科目では 1、2 年次は主に基本的事項の修得が中心となるが、2 年次以降に配置される物理系、化学系、生物系、衛生系及び薬理系の実習科目（必修科目）（資料 3-1 14、15 頁）では、“技能と態度”を含めて基礎から応用、問題解決へと、より深い知識が修得できる内容としている。また、3 年次の「薬物動態演習」（必修科目、0.5 単位）（資料 3-1 140 頁）や 4 年次の「薬物治療演習」（必修科目、1 単位）（資料 3-1 141 頁）では、投与計画の提案や薬物治療の考案ができるなどの SBOs を含み、問題解決能力の醸成に重点を置いて教育している。さらに、4 年次から 6 年次前期に行う「医療薬学特別実習」（必修科目、13 単位）（資料 3-1 190 頁）では、“問題の発見及び解決能力の修得”を GIO の中心に掲げている。その他にも、3 年次の独自科目「医療心理学」（必修科目、1 単位）（資料 3-1 79 頁）、6 年次 [アドバンスト・コース] の「プライマリケア学」（選択科目、1 単位）（資料 3-1 156 頁）、「緩和医療薬学」（選択科目、1 単位）（資料 3-1 164 頁）、「アドバンスト特別実習（医療薬学特別実習Ⅱ）」（選択科目、5 単位）（資料 3-1 181 頁）などは、問題解決能力の醸成に重きを置いて教育しており、これらは旧カリキュラムのシラバスに明示されている。【観点 6-2-1-1】

本学では、学生が能動的に問題解決に取り組めるように、また学習目標に適した妥当性のある学習方法となるように工夫している。具体的には、旧カリキュラムの外国語学科目では殆どの英語科目で SGD が行われ（資料 3-1 33～76 頁）、「薬学英語ⅡA」（選択必修科目、1 単位）（資料 3-1 49～62 頁）では問題基盤型学習（PBL）も行われている。2 年次以降に配置される薬学専門教科の実習科目（必修科目）（基 4）は、参加型のグループ学習で行われ、2 年次の「信頼関係」

(必修科目、1 単位) (資料 3-1 20 頁) や、3 年次の「医薬品情報」(必修科目、1 単位) (資料 3-1 136、137 頁)、4 年次の「薬物治療演習」(資料 3-1 141 頁)、「事前実習」(必修科目、8 単位) にも SGD が多く取り入れられている(資料 3-1 187、188 頁)。また、「事前実習」では、8 名程度のグループで実習を行うことも多く、実習では現場経験の豊富な教員を多く配置(非常勤講師を含む)し、経験談を聞きながら一人ひとりが考え、実習するよう工夫しているなど参加型学習を効果的に行っている。さらに、4~6 年次前期の「医療薬学特別実習」(資料 3-1 190 頁)では、殆どの時間が参加型もしくは自己学習で行われている。【観点 6-2-1-2】

旧カリキュラムの問題解決能力の醸成に向けた科目の多くで、成績評価の方法として単に試験だけではなく、レポート、あるいは受講態度や積極的に SGD や課題に取り組む姿勢等も評価対象とする観察記録などを使用している。また、評価の指標は成績の基準として、シラバスの各科目に明示しており、これに基づき成績評価を行っている。【観点 6-2-1-3】

旧カリキュラムの問題解決型学習科目における実質的な実施時間数は、18 単位以上に相当している。問題解決型学習科目の単位数は、学科目[人と文化]の各ゼミナール、学科目[外国語]及び選択科目をすべて除外しても、物理系実習 3.5 単位、化学系実習 4.5 単位、生物系実習 3.5 単位、衛生系(健康と環境)実習 1.5 単位、薬理系(薬と疾患)実習 2 単位、薬剤系(創剤)実習 1 単位、「事前学習」8 単位、「医療薬学特別実習」13 単位、「信頼関係」1 単位及び「医薬品情報」1 単位があり、その合計は 39 単位である。各科目における導入授業や小テスト等の時間を差し引いても、20.31 単位分は実施されており(資料 133)、問題解決型学習に対する学習時間が十分に確保されている。【観点 6-2-1-4】

新カリキュラムは、「薬学教育モデル・コアカリキュラム(改訂版)」(資料 19)に準拠して、策定した。旧カリキュラムと同様に体系的に問題解決能力の醸成に向けた科目を設定しているが、さらに新カリキュラムでは、問題解決型能力の醸成に向けた教育のためには、充実した「医療薬学特別実習」を実施することが必要であると考えて、新たな学科目として[薬学研究]を設置した。本学科目では、1 年次入学の早い時期に「研究入門」(必修科目、1 単位)、2 年次に「研究倫理」(必修科目、1.5 単位)と「研究の現場」(必修科目、1.5 単位)、3 年次後期と 4 年次前期に「研究特論 I・II」(必修科目、各 1.5 単位)を配置している。「研究入門」では、薬学の研究活動に必須である能動的学習方法及び基礎実験に関する知識・技能を修得する。「研究倫理」では、研究活動に必要な生命倫理や安全性及び実験データの取り扱いや不正行為等についての知識を修得する。「研究の現場」では学生の研究に対する意欲と興味を醸成するために、各研究室で実際に行われている研究を講義する内容である。「研究特論 I・II」では、研究室配属された学生が先生方と十分な討議を行い、研究内容をより深く理解するための時間を確保している。このように新カリキュラムは旧カリキュラムと比べて、より問題解決能力の醸成に重きを置いた体系的な教育プログラムになっている(資料 3-2)。

根拠資料・データ

- 基 4 カリキュラム・マップ
- 資料 2-1 平成 27 年度 学生便覧
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 19 薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成 25 年度改訂版 薬学系人材育成の在り方
に関する検討会
- 資料 133 問題解決型学習 時間数

『薬学教育カリキュラム』

6 問題解決能力の醸成のための教育

[点検・評価]

【基準 6-1-1】

自己評価 25-26 では、「卒業論文や卒業研究発表会などを通じた問題解決能力の向上について、これらを適切に評価していることを説明する十分な資料は揃っていない。」とし、「教務部委員会により卒業論文の作成要項・評価基準を作成・整備し、これに準拠した論文作成を義務付けることとする。合わせて、問題解決能力の向上にかなう指導および評価についても検討を進める。」との改善計画を実施した。今回の自己点検評価は、以下のとおりである。

- 1) 卒業研究を必修単位としており、実施時期及び実施期間を適切に設定している。
- 2) 卒業論文を一人ずつ作成している。
- 3) 「医療薬学特別実習」の目標に沿って、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されている。
- 4) 学部・学科が主催を指示し、卒業研究発表会が教室ごとに開催されている。
- 5) 卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されている。

【観点 6-2-1】

- 1) 問題解決能力の醸成に向けた教育が体系的に実施され、シラバスに内容が明示されている。
- 2) 参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされている。
- 3) 問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されている。
- 4) 卒業研究や problem-based learning などの問題解決型学習の実質的な実施時間が 18 単位（大学設置基準における卒業要件単位数の 1/10）以上に相当している。

[改善計画]

自己評価 25-26 の改善計画が実行され、2016（平成 28）年 3 月現在の改善計画は特にない。

『 学生 』

7 学生の受入

【基準 7-1】

教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 7-1-1】 教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針が設定されていること。

【観点 7-1-2】 入学者受入方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 7-1-3】 入学者受入方針などがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。

[現状]

本学薬学科では、教育研究上の目的「臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指す」（資料 3-1 1 頁、資料 3-2 1 頁）に基づき、入学前にどのような科目を学んでおくべきかを明示し、「将来薬学の様々な分野においてリーダーシップを発揮できる意欲的な学生」を求めるとした入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）（資料 1-1、72 頁、資料 7 1 頁、資料 17）を、次の通り策定している。【観点 7-1-1】

薬学部のアドミッション・ポリシー

本学の教育理念は、創立者 星一（ほしはじめ）の建学の精神に基づき、「本学は世界に奉仕する人材育成の揺籃である」と定められています。この理念に基づき「薬学科」（6 年制）は、「臨床の場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成」を、また、「創薬科学科」（4 年制）は、「薬学を基礎として生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材の育成」を目的としていますが、いずれの学科においても、薬学を総合的に学ぶためには幅広い視野と知識が求められます。また、海外文献を読みこなし、外国語によるコミュニケーション・スキルの習得も必要不可欠であり、高等学校時代に特に自然科学系分野の科目と外国語をしっかりと学習しておくことが薬学部での充実した学習の実現につながります。本学では、入学志願者の能力・適性等を多面的に判定するために複数の選抜制度を設けており、将来、薬学の様々な分野においてリーダーシップを発揮できる意欲的な学生を受け入れることを目指しています。

本学のアドミッション・ポリシーは、入試制度検討委員会の議を経て（資料 134 議 1）、教授会の承認を得て決定しており（資料 135 議 9）、アドミッション・ポリシーが責任ある体制のもとに制定されている。入試制度検討委員会（資料 22 3 頁）は、学長を委員長、教務部長を副委員長とし、他に専任教員 2 名で構成され、本学の入試制度を統括している。【観点 7-1-2】

アドミッション・ポリシーは、本学のホームページのトップページにある“大学の概要”の中の“三つのポリシー”という項目で公表している（資料 17）。また、学生募集要項及び大学案内にも掲載しており、学内関係者はもとより、全国の高等学校、予備校等へ送付して入学志願者・

保護者等に対しても周知を図っている。さらに、学外者に対してはオープンキャンパス(資料 136)及び入試相談会等(資料 137)の機会において大学案内を配布し、周知を行っている。【観点 7 -1-3】

根拠資料・データ

- 資料 1-1 平成 27 年度 星薬科大学 大学案内
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 7 平成 28 年度 星薬科大学学生募集要項
- 資料 17 星薬科大学ホームページ 大学概要 「三つのポリシー」
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/policy.php#con01>)
- 資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧
- 資料 134 平成 22 年度 入試制度検討委員会 議事及び資料
- 資料 135 平成 22 年度 第 1 回 教授会 議事要録及び資料
- 資料 136 平成 27 年度 星薬科大学 オープンキャンパス資料
- 資料 137 平成 27 年度 星薬科大学 進学相談会資料

【基準 7-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 7-2-1】入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。

【観点 7-2-2】入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が的確に評価されていること。

【観点 7-2-3】医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

[現状]

本学では、入学者の選抜について、学長の下に入試制度検討委員会（資料 22 3 頁）を設置して、全学的観点から本学が求める学生像や入試方法等の検討を行っている（資料 138（訪問時公開資料））。これに基づき入試実行委員会（資料 22 5 頁）で各入試の実施方法を検討し、教授会で決定している（資料 139 議 7）。入試実行委員会は、教務部長、学生部長、就職部長を含む専任教員 7 名及び職員 4 名で構成され、入学試験の実施に関わる業務を統括している。公募制推薦入学選考及び一般入学試験は、本学で実施され、本学の教員が面接および試験監督、教職員が受験生の誘導及び保護者対応等全ての業務を行っている（資料 140）。公募制推薦入学選考における調査書評価、面接、また全入試方式の本学独自試験における答案の採点（マークシート採点）は、必ず複数の教員で行う体制を構築し、機械による採点の後、目視による確認も実施している。入学者の決定については、採点室で作成したデータを基に学長及び入試実行委員長等が合格基準案を決めた上で教授会を開催し、前年度の歩留率等を参考に審議することとしている（資料 141 議 1）。【観点 7-2-1】

自然科学の一領域である薬学を総合的に学ぶには、入学者に自然科学系分野の科目の基礎学力、海外文献の読解力、外国語によるコミュニケーション・スキルを習得できる能力が必要不可欠である。そのため、学力を中心として判定する一般入学試験において、いずれも数学・化学・英語を入試科目として課している。公募制推薦入学選考においても、数学・化学・英語の能力判定のほか調査書・面接評価を課すことで、入学者の学力の担保を図っている（資料 7）。本学の入試問題（推薦入試を含む）は、専任教員から選出した各教科専門委員会の委員（資料 142（訪問時公開資料））が作成している。【観点 7-2-2】

本学入学者の 38.5 %以上を占める公募制推薦入学選考においては、学力重視の能力判定（数学・化学・英語）のみならず、調査書評価と面接評価を行うことで、受験生の医療人としての志向と人物評価を行い、医療への貢献に対する意欲や医療従事者としての適性等を判断し、医療従事者として相応しい人材の発見・発掘を行っている（資料 1-1 72、73 頁）。一方、一般入試は、筆記試験（マークシート）のみで実施するため、医療人としての適性を評価することは困難と言わざるを得ないのが現状であるが、英語の試験には医療に関係した問題を出題するなどの工夫をしている（資料 143）。【観点 7-2-3】

本学薬学部には薬学科（6 年制）と創薬科学科（4 年制）を設置しており、学科別に入試を実

施している。入学後に進路希望の変更があった学生のために、2年次から3年次への進級時に転学科制度を設けている。過去3年間で3名の学生(平成25年度:1名、平成26年度:2名、平成27年度:0名)が、創薬科学科から薬学科に転学科している(基2-1)。転学科は、どちらの学科からでも可能であるが、創薬科学科から薬学科への転学科は、以下の条件をすべて満たさないと認められない。創薬科学科と薬学科の2年次までのカリキュラムはほぼ同じであるが、「医療の担い手としての心構え」(1年次前期)と「信頼関係」(2年次後期)については創薬科学科では選択科目となっているため、履修を推奨している。なお、前述の転学科した3名は、これらの科目を履修済みであった。

転学科の条件

- 1) 転学科希望先の学科の上位3分の1以上の成績であること
- 2) 欠単位がないこと
- 3) 創薬科学科から薬学科へ転学科する場合は、2年次後期科目の「基礎薬学演習」(薬学科:必修科目、創薬科学科:選択科目)を履修していること

転学科の希望があった場合には、教務部委員会(資料22 5頁)で成績等を確認し、教授会の審議を経て転学科を認めている。

根拠資料・データ

- 基2-1 在籍学生数
- 資料1-1 平成27年度 星薬科大学 大学案内
- 資料7 平成27、28年度 星薬科大学学生募集要項
- 資料22 平成27年度 役職者及び各種委員会一覧
- 資料138 平成27年度 入試制度検討委員会 議事録(訪問時公開資料)
- 資料139 平成27年度 第3回 教授会 議事要録
- 資料140 平成28年度 星薬科大学 推薦入学選考実施要項及び一般入学試験実施要項(B方式)、(S方式)
- 資料141 平成27年度 第16、22回 教授会議事要録
- 資料142 平成27年度 教科専門委員会資料(訪問時公開資料)
- 資料143 平成27年度 一般入試問題(英語)

【基準 7-3】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 7-3-1】 最近 6 年間の入学者数が入学定員を大きく上回っていないこと。

【観点 7-3-2】 最近 6 年間の入学者数が入学定員を大きく下回っていないこと。

[現状]

本学薬学科は、入学定員を 260 名としている（資料 2-1 3 頁「星薬科大学学則 第 2 章 収容定員 第 4 条」）。最近 6 年間の入学者数は、全ての年度で入学定員を下回っていない。また、2011（平成 23）年度と 2012（平成 24）年度は入学定員の 10 %以上増（各 111.5 %）となっているが、6 年間の平均（108.3 %）は、おおむね入学定員から乖離していない（基 7）。

【観点 7-3-1】【観点 7-3-2】

根拠資料・データ

基 7 学生受入状況について

資料 2-1 平成 27 年度 学生便覧

『 学 生 』

7 学生の受入

[点検・評価]

【基準 7-1】

- 1) 薬学科では、教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定している。
- 2) 本学のアドミッション・ポリシーは、入試制度検討委員会で検討され教授会にて設定されている。
- 3) アドミッション・ポリシーは、ホームページ及び星薬科大学学生募集要項を通じて公表され、学生の受入に関する情報を入学志願者に対して事前に周知している。

【基準 7-2】

- 1) 入学志願者の適性及び能力を適確かつ客観的に評価するため、入学志願者の評価と受入の決定を、教授会等の責任ある体制の下で行っている。
- 2) 入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力を的確に評価するよう努めている。
- 3) 公募推薦入学選考において医療人としての適性を評価するための工夫をしている。

【基準 7-3】

入学者数は、最近 6 年間に於いて、おおむね入学定員数と乖離していない。

[改善計画]

自己点検・評価の結果、2016（平成 28）年 3 月現在の改善計画は特になし。

『 学 生 』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(8-1) 成績評価

【基準 8-1-1】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-1】各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

【観点 8-1-1-2】当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

[現状]

本学薬学科では、シラバスを含んだ「修学の手引き_薬学科」を毎年作成し、全教職員及び全学生に配付している。成績評価の基準（優、良、可、不可の基準）は、入学時に配付している「学生便覧」の教務規程（資料 2-1 33 頁）と「修学の手引き_薬学科」に記載し（資料 3-1 7 頁、資料 3-2 7 頁）、入学時のオリエンテーションでも説明している。また、科目ごとの成績評価の方法や基準は、シラバスの各科目の欄に掲載している（資料 3-1、資料 3-2）。また、成績評価の基準は、原則として各科目の最初の講義でも説明がなされ（資料 144）、それに従って試験や評価が行われるため、学生には充分周知できていると考えている。【観点 8-1-1-1】

各科目の成績評価は、「修学の手引き_薬学科」に明示した“成績評価の方法”ならびに“成績評価の基準”に従って実施されている。また、掲示された成績に疑義があるときは、担当教員に問い合わせることとしている。問い合わせがあった場合、教員は答案を確認し、学生からの疑義に対応することとなっている。さらに、教授会における教務部からの報告事項“試験答案の保管に関する依頼”のなかでも“成績評価は、「修学の手引き_薬学科」に明示した“成績評価の方法・基準”に従って実施すること“を確認しており（資料 145 報1、資料 146 報1、資料 147 報告2）、本学の成績評価は、「修学の手引き_薬学科」の方法・基準に従って公正かつ厳格に行われていると考えている。なお、本学では各学期終了後に教員より提出される答案（レポートを含む）及び成績評価を3年間保存している（資料 148（訪問時公開資料））。【観点 8-1-1-2】

成績評価の結果は、科目ごとに定期試験終了後に追再試験受験者（定期試験不合格者）、追再試験終了後に決定成績（科目の最終的な成績）をそれぞれ掲示により発表している。本学では、2014（平成 26）年度に能動的学修支援システムとして、学生と教職員が利用する「学修支援サイト（HoLS）」（資料 149）と教職員のみが教育情報を共有するための「教育支援サイト（HoPS）」（資料 150）の2つのサイトを構築し、2015（平成 27）年度より運用している。学生は自分の成績を「学修支援サイト（HoLS）」において、10月と4月の年2回チェックすることができる。また、保証人に対しても、毎年前期の成績確定後（11月）にそれまでの成績（累積）を郵送で知らせている。本学では成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知され

ている。【観点 8-1-1-3】

■能動的学習支援システム

サイト名	内容
星薬科大学学修支援サイト Hoshi Learning Support Site : HoLS (URL : http://hols.hoshi.ac.jp/)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員と学生が閲覧可能 ・学生は授業情報、授業資料等や事務からの情報、自分の成績（成績通知書）や出席情報の閲覧が可能 ・現在は学内専用
星薬科大学教育支援サイト Hoshi Pilot Support Site : HoPS (URL : http://hops.hoshi.ac.jp/)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員のためのサイト ・主に教育に関する情報提供に使用 ・現在は学内専用

根拠資料・データ

- 資料 2-1 平成 27 年度 学生便覧
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 144 平成 27 年度 第 1 回 講義資料例
- 資料 145 平成 27 年度 第 6 回 教授会 議事要録及び配付資料
- 資料 146 平成 27 年度 第 13 回 教授会 議事要録及び配付資料
- 資料 147 平成 27 年度 第 25 回 教授会 議事要録及び配付資料
- 資料 148 答案及び成績評価資料 (訪問時公開資料)
- 資料 149 星薬科大学学修支援サイト Hoshi Learning Support Site : HoLS
(URL : <http://hols.hoshi.ac.jp/>:学内専用)
- 資料 150 星薬科大学教育支援サイト Hoshi Pilot Support Site : HoPS
(URL : <http://hops.hoshi.ac.jp/>:学内専用)

(8-2) 進級

【基準 8-2-1】

公正かつ厳格な進級判定が行われていること。

【観点 8-2-1-1】進級基準（進級に必要な修得単位数および成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-2-1-2】進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-2-1-3】留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【観点 8-2-1-4】留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。

【現状】

本学では単位制と学年制を併用して、学年ごとに進級判定を実施している。旧カリキュラムでは、学年ごとの進級判定で原則 5 単位以上の“不可”がある場合に原級留置（留年）となる。留年となった場合は、当該学年で不合格であった科目については再履修することとしており、このことは、毎年全学生に配付する「修学の手引き_薬学科」に掲載し（資料 3-1 7、8 頁）、加えて 1 年生には試験説明の際に試験システムに関する資料を配布し説明している（資料 151）。また、入学式の際に行われる指導グループの懇談会でも、進級基準及び留年取り扱いを入学生ならびに父母に説明している（資料 152）。さらに、新入生オリエンテーションでも、説明し、周知徹底を図っている（資料 153）。【観点 8-2-1-1】

新カリキュラムは、「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂版」（資料 19）に沿って策定し、ほとんどの科目の履修単位を 1.5 単位と改めたので、進級判定の基準も見直され、原則 6 単位を超える“不可”がある場合を、留年とすることにした（資料 3-2 7、8 頁）。

進級判定は、先ず教務部委員会（資料 22 5 頁）で進級判定基準に従って、教務部委員会案を作成する（資料 154 議 1）。その後、教授会において教務部委員会案を基に、進級判定を審議・決定しており（資料 155（訪問時公開資料））、進級基準に従った公正かつ厳格な判定が行われている。【観点 8-2-1-2】

本学では、1～3 年の留年生に対する指導は指導グループ担当教員（資料 156）、4～6 年の留年生に対する指導は卒論指導教員が担うことと定めている（基 11）。留年生の指導担当教員を明確にすることで、学生が安心して教育及び生活指導が受けられるように配慮している。また、教務部の事務職員も、適宜留年生への対応を行っている。さらに、必要に応じて 1～3 年の留年生に対しては、薬学教育研究センター 総合基礎薬学教育研究部門でも教育指導を行い（資料 157）、4～6 年の留年生に対しては、薬学教育研究センター 薬剤師教育研究部門でも教育指導を行っている（資料 158）。【観点 8-2-1-3】

留年生は、当該学年で不合格となった科目は再履修が求められるが、不合格科目が多くなく、学習時間に余裕が認められる場合は、上級学年の科目（在籍している学年より 1 学年上の科目）

の履修を制限付で認めている。この場合、履修可能な単位数は、 $20 - (A + 2B + 2C)$ 単位[A：留年した学年の不合格単位数、B：留年した学年より 1 つ下の学年の不合格単位数、C：留年した学年より 2 つ以上下の学年の不合格単位数]までに制限する制度としている。また、実習、演習及び非常勤講師が担当している科目は、上級学年科目としての履修はできないこととしている(資料 3-1 8、9 頁、資料 3-2 8、9 頁)。【観点 8-2-1-4】

根拠資料・データ

- 基 11 卒業研究の配属状況
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 19 薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成 25 年度改訂版 薬学系人材育成の在り方に関する検討会
- 資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧
- 資料 151 平成 27 年度 1 年生 試験説明会
- 資料 152 薬学科入学時指導グループ懇談会資料
- 資料 153 薬学科入学時オリエンテーション資料
- 資料 154 平成 27 年度 第 11 回 教務部委員会 議事要録
- 資料 155 平成 27 年度 第 26 回 教授会 議事要録及び「薬学科 進級判定資料」(訪問時公開資料)
- 資料 156 平成 27 年度 薬学部 指導グループ担当教員一覧
- 資料 157 星薬科大学ホームページ 総合基礎薬学教育研究部門
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kyoushitsu/gaid/29-4kyoushitsu.sougoukiso.php>)
- 資料 158 星薬科大学ホームページ 薬剤師教育研究部門
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kyoushitsu/gaid/29-1kyoushitsu.Yakuzaisikyokuiku.php>)

【基準 8-2-2】

学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が確認され、必要に応じた対策が実施されていること。

【観点 8-2-2-1】 学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が入学年次別に分析され、必要に応じた対策が適切に実施されていること。

【現状】

本学の学生在籍状況（留年・休学・退学など）は、学年別にデータ化され（基 2）、入学年次別に分析され、比較できるようにしている（基 7）。留年については、教授会における進級判定会議で決定し、休学及び退学についても教授会の承認を得ることになっている（資料 159（訪問時公開資料））。教授会では、1～3 年生は指導グループ担当教員、4～6 年生は卒論指導教員が休学あるいは退学に至った経緯及び対応を説明することにより、留年・休学・退学に関する情報の共有が図られている。

学生からの相談には、指導グループ担当教員（資料 156）あるいは卒論指導教員があたり、必要に応じて保護者を交えて話し合いを持つなど、きめ細かな対応をしている。最近、1 年生では医学部等への進路変更等を理由とした退学がみられる（資料 160（訪問時公開資料））が、上級の学年では留年及び退学は極めて少ない状況である（基 2）。本学では 2015（平成 27）年度に、成績不振の学生に対する学修支援を目的として、総合基礎薬学教育研究部門を設置した（資料 157）。本部門は 5 名の専任教員（教授 1 名（兼任）、准教授 3 名、助教 1 名）で構成され、各学年約 20 名の成績不振学生について日々の学修支援を行っている（資料 161）。**【観点 8-2-2-1】**

根拠資料・データ

- 基 2 修学状況（在籍学生数、休学退学者数、学士課程修了状況）
- 基 7 学生受入状況について
- 資料 156 平成 27 年度 薬学部 指導グループ担当教員一覧
- 資料 157 星薬科大学ホームページ 総合基礎薬学教育研究部門
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kyoushitsu/gaid/29-4kyoushitsu.sougoukiso.php>)
- 資料 159 平成 27 年度 薬学部 「休学・退学」一覧（訪問時公開資料）
- 資料 160 退学記録（訪問時公開資料）
- 資料 161 総合基礎薬学教育研究部門のミッション及び平成 27 年度活動資料

(8-3) 学士課程修了認定

【基準 8-3-1】

教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 8-3-1-1】 教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針が設定されていること。

【観点 8-3-1-2】 学位授与の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 8-3-1-3】 学位授与の方針が教職員および学生に周知されていること。

【観点 8-3-1-4】 学位授与の方針がホームページなどで広く社会に公表されていること。

[現状]

旧カリキュラムでは、「臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指す」という教育研究上の目的の下に、以下のように学位授与の方針（旧ディプロマ・ポリシー）を定め「修学の手引き_薬学科」に明記している（資料 3-1 7、8 頁）。卒業要件を満たす科目を全て履修することにより一定の学力に到達していると判断できるが、学位授与の判定にあたっては、「修得した知識・技能による社会貢献」、「倫理観や責任感を有していること」も考慮することとしてディプロマ・ポリシーを策定している。【観点 8-3-1-1】

旧ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

「薬学科」にあっては 6 年以上在籍し、本学の「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて設定した授業科目を受講し、卒業に必要な単位数（「薬学科」は 188 単位以上）を履修した者に対し、卒業を認定し、卒業決定者には「学士（薬学）」の学位を授与します。

なお、学位授与の判定にあたっては、以下のことも考慮します。

1. 修得した知識・技能により社会に貢献できる能力を有していること。
2. 大学卒業者にふさわしい態度・倫理観・責任感を有していること。

本学のディプロマ・ポリシーは、教務部委員会で原案を作成し、教授会で決定している（資料 162）。なお、新カリキュラムにおける新ディプロマ・ポリシー（資料 3-2 8 頁）は「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の改訂版（資料 19）に沿って、新たに教務部委員会で原案を作成し（資料 163 議 2）、以下の通り教授会で決定した（資料 164 議 6）。【観点 8-3-1-2】

新ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

「薬学科」にあっては 6 年以上在籍し、本学の「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて設定した授業科目を受講し、卒業に必要な単位数（「薬学科」は 188 単位以上）を履修した者に対して、臨床現場に必要な倫理観を有し、薬学領域における幅広い専門性を修得したことにより、薬学の発展の一翼を担う能力を有しているものと認定し、「学士（薬学）」の学位を授与します。

ディプロマ・ポリシーは、毎年全教職員ならびに全学生に配付する「修学の手引き_薬学科」(資料 3-1 7、8 頁、資料 3-2 8 頁)に掲載し、周知している。【観点 8-3-1-3】

また、本学のホームページのトップページにある“大学の概要”という項目の中に“三つのポリシー”という項目を配置し、ディプロマ・ポリシーを解りやすく社会に公表している(資料 17)。
【観点 8-3-1-4】

根拠資料・データ

- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 17 星薬科大学ホームページ 大学概要 三つのポリシー
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/policy.php#con01>)
- 資料 19 薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成 25 年度改訂版 薬学系人材育成の在り方に関する検討会
- 資料 162 平成 23 年度 第 11、12 回 教授会議事要録
- 資料 163 平成 26 年度 第 8 回 教務部委員会議事要録
- 資料 164 平成 26 年度 第 23 回 教授会議事要録および配付資料

【基準 8-3-2】

学士課程修了の認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-3-2-1】学士課程の修了判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-3-2-2】学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-3-2-3】学士課程の修了判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

[現状]

本学の学士課程修了（卒業）には、必要な単位を全て履修していることが基本条件となり、このことは、全学生に配付する「修学の手引き_薬学科」（資料 3-1 7～9 頁、資料 3-2 7～9 頁）に明記するとともに、毎年 4 月に実施するガイダンスで学生に説明しており（資料 165）、学士課程の修了判定基準を学生に周知できている。【観点 8-3-2-1】

教授会による卒業判定会議は、1 月下旬以降の適切な時期に設定されている（資料 166）。卒業判定会議の実施にあたっては、事前に教務部委員会（資料 22 5 頁）を開催し、卒業判定基準に基づき卒業判定案が作成される（資料 167 議 1）。卒業判定会議では、卒業判定案に基づき審議され、公正かつ厳格な卒業判定が行われている（資料 168 議 1-1）。【観点 8-3-2-2】

卒業判定会議で卒業要件を満たさない学生に対して、不合格単位が少数の場合は卒業延期とし、休学等により不合格単位が多数の者（14 単位以上の不合格を目安としている）、もしくは授業にほとんど出席しなかったため、出席を含めて当該授業を再履修する必要がある者については留年としている（基 2、資料 3-1 7～9 頁、資料 3-2 7～9 頁）。卒業延期となった学生は、次年度の前期に実施される薬学特別演習Ⅲ（資料 3-1 191、192 頁）を受講することとしている。この間、卒業延期生は薬学教育研究センター・薬剤師教育研究部門に配属され、同部門の教員（教授 1 名、准教授 2 名、講師 1 名）が、学習及び生活指導を行っており（資料 158）、卒業延期となった学生への教育的配慮は適切である。卒業延期生は、不合格単位がある場合は単位補充試験に合格した場合は、9 月の卒業判定会議で審議され、卒業の要件を満たせば、前期末（9 月）に学士課程の修了（卒業）を与えられる。【観点 8-3-2-3】

根拠資料・データ

- 基 2 修学状況（在籍学生数、休学退学者数、学士課程修了状況）
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科（2～6 年）
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科（1 年）
- 資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧
- 資料 158 星薬科大学ホームページ 薬剤師教育研究部門
(URL : [http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kyoushitsu/gaid/
29-1kyoushitsu.Yakuzaisikyoku.php](http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kyoushitsu/gaid/29-1kyoushitsu.Yakuzaisikyoku.php))
- 資料 165 薬学科各学年ガイダンス資料
- 資料 166 平成 27 年度 教授会 日程
- 資料 167 平成 27 年度 第 9 回 教務部委員会 議事要録
- 資料 168 平成 27 年度 第 21 回 教授会 議事要録

【基準 8-3-3】

教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること。

【観点 8-3-3-1】教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するように努めていること。

【観点 8-3-3-2】総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていること。

[現状]

本学が目指す学習成果は、ディプロマ・ポリシーに示す通り “卒業要件を満たす科目を全て履修することにより一定の学力に到達していること”、さらに、“修得した知識・技能により社会貢献できる能力を有していること” ならびに “大学卒業者にふさわしい態度・倫理観・責任感を有していること” である。本学ではこの学習成果を達成するために、「卒業要件を満たす科目」に適した妥当な学習方法などの「方略」を練り、客観性・再現性・妥当性の高い「評価」を行っている（資料 3-1、資料 3-2）。この「方略」には、“修得した知識・技能により社会貢献できる能力” 及び “大学卒業者にふさわしい態度・倫理観・責任感” を学ぶ内容が含まれている。したがって、「卒業要件を満たす科目」をすべて履修したと認められる場合には、本学が求める学習成果が、すべて達成されたと考えている。**【観点 8-3-3-1】**

上記の通り、本学ではディプロマ・ポリシーに従った学習成果の測定が適切に行われていると考えているが、現在のところ総合的な学習成果を測定するための有効な指標は設定できていない。ただし、**【基準 5-1-1】**で述べたように 2015（平成 27）年度にはトライアルではあるが、「事前実習」終了後の 2 月に 4 年生の総合的な学習成果を測定する Post OSCE を実施した（資料 69）。Post OSCE では、知識・技能・態度をパフォーマンスとして総合的に評価するため、ルーブリック評価表を作成している（資料 70、資料 71（訪問時公開資料））。また、同様にトライアルではあるが、「実務実習」終了後の 5 年生の総合的な学習成果を測定する Advanced OSCE（pcc OSCE）を実施した（資料 169）。Advanced OSCE（pccOSCE）では、知識・技能・態度をパフォーマンスとして総合的に評価するため、ルーブリック評価表を作成している（資料 170、資料 171（訪問時公開資料））。**【観点 8-3-3-2】**

根拠資料・データ

- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 69 平成 27 年度 Post OSCE プログラム
- 資料 70 平成 27 年度 Post OSCE 用ルーブリック
- 資料 71 平成 27 年度 Post OSCE 用ルーブリック評価結果 (訪問時公開資料)
- 資料 169 平成 27 年度 Advanced OSCE (pcc OSCE) プログラム
- 資料 170 平成 27 年度 Advanced OSCE (pcc OSCE) 用ルーブリック
- 資料 171 平成 27 年度 Advanced OSCE (pcc OSCE) 用ルーブリック評価結果 (訪問時公開資料)

『 学 生 』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

[点検・評価]

【基準 8-1-1】

- 1) 各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されている。
- 2) また、当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が、公正かつ厳格に行われている。
- 3) 成績評価の結果を、関連情報とともに学生に告知している。

【基準 8-2-1】

- 1) 進級基準、留年時の対応等が設定され、学生に周知している。
- 2) 進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われている。
- 3) 留年した場合には、教育的配慮をしている。
- 4) 留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度を採用している。

【基準 8-2-2】

- 1) 学生の在籍状況（留年・休学・退学など）を確認し、必要に応じた対策を実施している。

【基準 8-3-1】

- 1) 教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針を設定している。
- 2) 学位授与の方針は、教授会にて設定されている。
- 3) 学位授与の方針は、教職員及び学生に周知されている。
- 4) 学位授与の方針は、ホームページで広く社会に公表している。

【基準 8-3-2】

- 1) 学士課程の修了判定基準を適切に設定し、学生に周知している。
- 2) 学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定を行っている。
- 3) 学士課程の修了判定によって留年または卒業延期となった学生に対しては、教育的配慮をしている。

【基準 8-3-3】

- 1) 薬学科では、教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定している。
- 2) トライアルではあるが、知識・技能・態度をパフォーマンスとして総合的に評価するため、ルーブリック評価表を作成し、Post OSCE 及び Advanced OSCE において評価を行った。

[改善計画]

【基準 8-1-1】

【基準 8-2-1】

【基準 8-2-2】

【基準 8-3-1】

【基準 8-3-2】

自己点検・評価の結果、2016（平成 28）年 3 月現在の改善計画は特にない。

【基準 8-3-3】

- 1) Post OSCE 及び Advanced OSCE のトライアルの結果を基に、2016（平成 28）年度中に教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標（ルーブリック等）を設定し、遅くとも 2017（平成 29）年度にはこの指標（ルーブリック等）を用いた総合的な学習成果の測定を実施する。

9 学生の支援

(9-1) 修学支援体制

【基準 9-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。

【観点 9-1-1-1】入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 9-1-1-2】入学までの学修歴等に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導が行われていること。

【観点 9-1-1-3】履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

【観点 9-1-1-4】在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談がなされていること。

【現状】

旧カリキュラムでは、入学後の早い時期に薬学教育の全体像を俯瞰できるように、入学式後の2日間にわたり、新入生オリエンテーションを実施した。新入生オリエンテーションでは、教務、学生支援及び就職等の内容について説明を行った（資料 153、資料 172）。1年次前期に薬学領域全般を網羅する科目として「薬学への招待」を開講した（資料 24-1 23 頁）。「薬学への招待」は、学長自らが担当し、現役の薬剤師や薬学研究者などにも講義を依頼している内容となっている。【観点 9-1-1-1】

旧カリキュラムでは、1年次の学科目[独自科目]の中に、「高校との接続教育(数学)」(1単位)、「高校との接続教育(物理)」(1単位)、「高校との接続教育(化学)」(1単位)、及び「高校との接続教育(生物)」(1単位)を設置し、学生はこの4科目から2単位を受講(選択必修科目)することになっている(資料 24-1 16 頁)。学生には、「高校との接続教育」4科目のうち、高校で履修していない教科あるいは苦手な教科を選んで受講するように指導した(資料 33)。【観点 9-1-1-2】

本学では、2年次以降の毎年4月に教務部が学年ごとのガイダンスを開催している(資料 173)。このガイダンスでは、重要な学事日程、講義や演習・実習の受講、その学年での過ごし方について説明しており(資料 165)、その内容は適切と考えている。また、5年生へのガイダンスは、実務実習に関する説明を含め4年次の3月中に教務部、学生部、薬剤師教育研究部門及び実務教育研究部門が行っている(資料 165、資料 173)。【観点 9-1-1-3】

また、指導グループの教員(資料 156)または卒論指導教員が、教務部からの学習成績や学生部からの出席表等を基に、学生の学習状況及び学生生活を把握し必要に応じて指導、助言することになっている。指導グループの教員は1~3年生を担当し、卒論指導教員は4年生以上を担当することになっており、学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるような体

制を整えている。【観点 9-1-1-4】

なお、新カリキュラムでは、既に履修した薬学基礎科目あるいは専門科目について、1年次後期～4年次前期の半期ごとにこれらの科目のくり返し学習を行う「基礎演習Ⅰ～Ⅵ」（必修科目、各0.5単位、合計3単位）を新たに設置し、薬学基礎知識及び専門知識の定着を目指している（基1）。さらに、薬学基礎科目あるいは専門科目の成績が不振である学生に対しては、【観点 8-2-2-1】で記述したように総合基礎薬学教育研究部門（資料157）が、きめ細かな学修支援を行っている（資料161）。

根拠資料・データ

- 基 1 学年別授業科目
- 資料 24-1 平成 26 年度 修学の手引き_薬学科
- 資料 33 平成 26 年度 入学予定者 “生物” と “物理” の履修状況 及び「高校との接続教育」の受講者一覧
- 資料 153 薬学科入学時オリエンテーション資料
- 資料 156 平成 27 年度 薬学部 指導グループ担当教員一覧
- 資料 157 星薬科大学ホームページ 総合基礎薬学教育研究部門
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kyoushitsu/gaid/29-4kyoushitsu.sougoukiso.php>)
- 資料 161 総合基礎薬学教育研究部門のミッション及び平成 27 年度活動資料
- 資料 165 薬学科各学年ガイダンス資料
- 資料 172 平成 26 年度 新入生オリエンテーションに関する事項
- 資料 173 平成 27 年度 行事予定

【基準 9-1-2】

学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制が整備されていること。

【観点 9-1-2-1】 奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けていること。

【観点 9-1-2-2】 独自の奨学金制度を設けていることが望ましい。

[現状]

本学では、独立行政法人日本学生支援機構奨学金制度、地方公共団体奨学金制度、民間育英団体奨学金制度ならびに本学独自の奨学金である星薬科大学奨学金制度について、学生部が情報提供窓口となって取り扱っている。日本学生支援機構奨学金制度の利用者は、2015（平成 27）年度は学部学生在籍者 1,800 名のうち 449 名（24.9%）であった（資料 174）。**【観点 9-1-2-1】**

星薬科大学奨学金制度は、心身・学術ともに優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して学資金を貸与し、もって有為の人材育成に資することを目的として設けており（資料 175）、この奨学金制度では、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 1 条に定める貸与月額額の 7 割（学部）相当額が貸与される。日本学生支援機構の奨学金の併用貸与は、原則認めていない。2015（平成 27）年度の星薬科大学奨学生は、学部学生在籍者 1,800 名のうち 35 名（1.9%）であった（資料 174）。

本学では、独自に学費減免型特待生（特別奨学生）制度として、学業ならびに人物優秀な学生に対し、副賞 25 万円を給付する星薬科大学学生表彰制度を設けている（資料 176）。特別奨学生として表彰された学生数は、2015（平成 27）年度は 51 名であった（資料 177（訪問時公開資料））。また、病気等やむを得ない事情により休学する学生に対しては、教授会の議を経て休学時の授業料を免減することができる制度がある。

さらに、本学では学生の学会参加費の支援（資料 178（訪問時公開資料））やアドバンスト実務実習（資料 179）あるいは海外アドバンスト実務実習（資料 180）を受講する学生に一定額の費用を補助するなどの支援を行っている。

■2015（平成 27）年度 学会参加費及び旅費交通費 補助実績

費目	学生数
旅費交通費	87 人
諸会費（参加費）	79 人

また、奨学金制度ではないが、本学では 1976（昭和 51）年 4 月から大学構内の一郭に自宅通学のできない女子学生を対象とした女子寮を開設している。寮利用の費用は安価に抑えていることから、経済的負担の軽減につながっている。**【観点 9-1-2-2】**

根拠資料・データ

資料 174 平成 27 年度 奨学生数調べ

資料 175 星薬科大学奨学金制度

資料 176 星薬科大学学生表彰制度

資料 177 平成 27 年度 星薬科大学 学費減免型特待生(特別奨学生)名簿(訪問時公開資料)

資料 178 平成 27 年度 学会参加費支援資料(訪問時公開資料)

資料 179 平成 27 年度 アドバンスト実務実習補助内容及び参加者

資料 180 平成 27 年度 海外アドバンスト実務実習補助内容及び参加者

【基準 9-1-3】

学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-3-1】学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。

【観点 9-1-3-2】健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切な指導が行われていること。

【現状】

本学では、日常的な学生のヘルスケア、メンタルケア、生活等の相談を受ける部門として保健管理センター及び学生相談室を設置している（資料 2-1 105 頁、資料 181）。学生の健康相談には、保健管理センターにて専属の看護師と薬学部教員である内科医 2 名が学校医（常勤兼任）として対応している。さらにメンタルケアについても、必要があれば学生相談室へ結びつけていくインテーカーの役割を担っている（資料 182）。

学生相談室では、臨床心理士資格を有する学生相談員（非常勤）が週 1 回、非常勤学校医（精神科）が月 1 回、メンタルヘルスの支援を行っている。学生相談員、精神科学校医が不在の時は、常勤の看護師、内科学校医が学生相談に応じている。相談対応に関する案内は、保健管理センターホームページ（資料 183-1）、学内掲示板及び新入生オリエンテーション時に配付する「CAMPUS GUIDE」（資料 184 25、29 頁）で行っている。また、学校医講話による健康維持のための情報提供、保健管理センター及び学生相談室の紹介、看護師、学生相談員の自己紹介等も行い、相談しやすい環境を整えている。さらに、2015（平成 27）年度には 2 回カウンセリングニュースを発行するなど、きめの細かい対応を行っている（資料 183-2）。【観点 9-1-3-1】

毎年 4 月、2 年生以上の在学生については、定期健康診断を行っている。1 年生については新入生健康診断を行っている。2015（平成 27）年度における定期健康診断の受診率は平均 99.8 %（1 年生 99.7 %、2 年生 100 %、3 年生 100 %、4 年生 100 %、5 年生 99.6 %、6 年生 100 %）であり、欠席者 2 名には保健管理センターに呼び出した上で面談し、個別に健康診断受診を要請し、2 名とも受診結果の報告を得た（資料 185（訪問時公開資料）、資料 186（訪問時公開資料））。健康診断の結果、異常所見の認められた学生には、学校医との面談を実施し、医療機関への受診を推奨している（資料 185（訪問時公開資料））。また、定期健康診断時には健康調査等を実施し、必要があれば健康相談を行っている（資料 182）。さらに、有機溶剤、特定化学物質あるいは放射性物質を常時扱って研究している 4 年生以上の学生については、使用調査をしたうえで、定期健康診断時に有機溶剤・特定化学物質健康診断、放射線使用従事者健康診断を実施し、定期的に健康管理を行っている。

加えて、感染症対策として、1 年生を対象に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎ウィルスの抗体価検査を定期健康診断で行い、感染が懸念される基準値以下の学生にはワクチン接種を勧奨し、学内での感染流行の予防をはかっている。ワクチン接種後に保健管理センターへ証明書を提出す

るように要請し、未接種者の把握に努めている。病院・薬局実務実習では、実習中の感染予防のため、参加学生に十分な免疫状態があることが求められていることから、4年生の定期健康診断で抗体価を再検し、感染予防のためのワクチン接種の勧奨を行っている。結核感染予防のために新入生健康診断でツベルクリン検査を行うとともに、毎年胸部 X 線撮影を行い、学生の健康維持に努めている。【観点 9-1-3-2】

根拠資料・データ

資料 2-1 平成 27 年度 学生便覧

資料 181 保健管理センター規程

資料 182 平成 27 年度 保健管理センター相談件数

資料 183-1 星薬科大学ホームページ 学生生活 保健管理センター

(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/seikatsu/hokencenter/index.php>)

資料 183-2 星薬科大学ホームページ 学生生活 保健管理センター

カウンセリングニュース

(URL : [http://www.hoshi.ac.jp/site/seikatsu/hokencenter/
CounselingNews_Back.php](http://www.hoshi.ac.jp/site/seikatsu/hokencenter/CounselingNews_Back.php))

資料 184 平成 27 年度 星薬科大学 「CAMPUS GUIDE」

資料 185 平成 27 年度 在校生 (2 年生以上) 定期健康診断及び特殊健康診断
受診資料 (訪問時公開資料)

資料 186 平成 27 年度 1 年生定期健康診断受診資料 (訪問時公開資料)

【基準 9-1-4】

学生に対するハラスメントを防止する体制が整備されていること。

【観点 9-1-4-1】 ハラスメント防止に関する規定が整備されていること。

【観点 9-1-4-2】 ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口が設置されていること。

【観点 9-1-4-3】 ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報が行われていること。

【現状】

本学では、2001（平成 13）年にセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針、規程を定め運用してきた。その後、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントが社会的に問題となってきたことに伴い、これに対応するため、2007（平成 19）年に「ハラスメント防止についての指針」（資料 187）、「ハラスメント防止に関する規程」（資料 188）を制定している。「ハラスメント防止についての指針」では、①ハラスメントの定義、②ハラスメントを行わないために学生、教職員が認識すべき事項、③ハラスメントになり得る言動、④修学上・就労上の適正な環境を確保するために認識すべき事項、⑤ハラスメントに起因する問題が生じた場合において学生・教職員に望まれる事項、⑥学生等への指導について定めている。「ハラスメント防止に関する規程」では、ハラスメント防止及び排除のための措置に必要な事項を定めている。【観点 9-1-4-1】

本学では、「ハラスメント防止に関する規程」に基づき、ハラスメント防止・対策委員会（資料 22 4 頁）、相談員（資料 189）、調査委員会を設置し、その任務、遵守事項等を定めている。【観点 9-1-4-2】

相談員の氏名、学内連絡先等はハラスメント防止のためのパンフレット（ハラスメントのない明るいキャンパス）に掲載し（資料 190）、学内掲示板でも周知している。毎年新入生に配付される「CAMPUS GUIDE」（資料 184）にも、ハラスメント防止についての情報を掲載して、学生への周知を図っている。また、毎年、ハラスメント防止を目的に専門家を招いて講演会を開催し（資料 191）、講演会の内容を本学ホームページ（資料 192）や本学学報に掲載している（資料 193 15 頁）。【観点 9-1-4-3】

根拠資料・データ

- 資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧
- 資料 184 平成 27 年度 星薬科大学「CAMPUS GUIDE」
- 資料 187 星薬科大学「ハラスメント防止についての指針」
- 資料 188 星薬科大学「ハラスメント防止に関する規程」
- 資料 189 星薬科大学 ハラスメント相談員
- 資料 190 ハラスメントのない明るいキャンパス
- 資料 191 平成 27 年度 星薬科大学 ハラスメント防止に関する講演会プログラム
- 資料 192 星薬科大学ホームページ ハラスメント防止に関する講演会
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/fd.php>)
- 資料 193 平成 26 年度 星薬科大学 学報第 79 号 15 頁

【基準 9-1-5】

身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮するとともに、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【観点 9-1-5-1】身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮していること。

【観点 9-1-5-2】身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

[現状]

本学では、身体に障がいのある者が入学試験の受験を希望した場合には、十分に配慮をして、受験させている。過去5年間の入学試験における配慮は以下の通りである。【観点 9-1-5-1】

■身体に障がいのある受験生に対する配慮件数（資料 194（訪問時公開資料））

入試年度	種別	件数	主な対応
2012（平成 24）	一般	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車での入構を許可した。 ・座席の位置を配慮した。 ・特製机・椅子を準備した。 ・車椅子の使用を許可した。
2013（平成 25）	推薦	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・座席の位置を配慮した。 ・車椅子と杖の使用を許可した。
	一般	1 件	
2014（平成 26）	一般	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・座席の位置を配慮した。 ・車椅子と杖の使用を許可した。
2015（平成 27）	一般	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・右ひざの装具の装着を許可した。 ・松葉杖の持参、使用を許可した。 ・座席の位置を配慮した。 ・補装具の装用を許可した。 ・試験時間の延長を許可した。
2016（平成 28）	推薦	3 件	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器の使用を許可した。 ・座席の位置を配慮した。 ・頓服薬、目薬の使用を許可した。 ・右手首の湿布、包帯、サポーターの使用を許可した。
	一般	5 件	

本学の主な建物には、車いすで使用できるトイレやエレベーターを設置しており、身体に障がいのある学生や受験生に配慮した施設となっている（資料 195）。また、2014（平成 26）年度に学位を取得した重度難聴者 1 名には、講義のノートテイカーの配置（資料 196）、「事前実習」に

における補助者の配置（資料 197）、薬学共用試験 OSCE における特別措置（資料 198）、「病院・薬局実務実習」における担当非常勤講師の派遣（資料 199）などの配慮を行った。薬学共用試験 OSCE では、全く聴力がない学生が受験できるように書面による情報提供、試験時間の調整など健常者の場合とは全く異なる実施計画の下、薬学共用試験センターに許可を得て特別措置で実施した（資料 198）。実務実習では、病院に聴力がない学生に対する実習の受け入れを働きかけ、了解が得られた病院の指導薬剤師との綿密な連携の上で病院実習を実施した。病院実習においては、全実習期間に渡って本学の非常勤講師を実習施設に派遣（常駐）するという強力な学修支援を行った（資料 200）。一方、薬局実習においては、本学の卒業生が経営する薬局で実習を行ったため、卒業生の強力な学修支援の下、本学の非常勤講師を派遣し、両者が一体となって実習を行った（資料 201）。

【観点 9-1-5-2】

根拠資料・データ

- 資料 194 受験特別措置決定通知書（訪問時公開資料）
- 資料 195 星薬科大学 障がい者用トイレ・エレベーター設置図
- 資料 196 ノートテイク利用実績
- 資料 197 実習における補助実績
- 資料 198 平成 24 年度 OSCE 実施要領 聴覚障害者用
- 資料 199 実務実習における非常勤講師の派遣
- 資料 200 聴覚障がい者の病院実習
- 資料 201 聴覚障がい者の薬局実習

【基準 9-1-6】

学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-6-1】進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-6-2】就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。

[現状]

学生が進路・就職支援は、主に学生が4年次に配属される卒業研究の教室・研究室・部門の主任教授と就職部が対応している。就職部は、部長、部長補佐（各1名、教員兼務）と専任の事務職員3名で構成されており、事務職員は、企業訪問や企業担当者来校の際には、人事担当者との交流を深めて、企業情報や採用情報の収集を行っている。また、本学では就職部委員会（教員10名、事務職員3名）を設置し（資料22 7頁）、進路選択に関する企画立案を行い、教授会で報告し（資料202 報5）、教職員一体となって就職支援に取り組んでいる。【観点 9-1-6-1】

就職部は、職業安定法第33条の2（学校等の行う無料職業紹介事業）に基づく本学の規定「星薬科大学職業紹介業務運営規程」（資料203）を実現すべく、「星薬科大学事務組織規程」第12条で定められている通り（資料204）、就職に関する指導、相談、斡旋に関する支援を行っている。具体的な支援としては、就職支援に係るイベントの開催、求人情報・会社情報の収集、整理、提供のほか、学生個別対応として、履歴書・エントリーシート・小論文等の添削や、面接練習など多岐にわたる。就職支援イベントとしては、就職ガイダンス、学内企業説明会、インターンシップ、就職懇談会などがある。

就職ガイダンスは、薬学科5年次生と創薬科学科3年次生、大学院生を対象に4月から12月にかけて複数回実施している（資料205、資料206）。就職ガイダンスでは、就職活動の進め方、業界・業種・職種研究、自己分析、履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策、SPIや一般教養試験、ビジネスマナーの修得、個別企業研究と学生がスムーズに就職活動を行えるように段階を追った内容にしている。毎回、100人以上の参加があり、ガイダンス実施後のアンケートでは、「とてもためになった」・「ためになった」の回答の合計が9割を超えている（資料207）。また、製薬企業、CRO、調剤薬局、ドラッグストア、病院等を180社程招き、学内の企業説明会を2日間に分けて開催している（資料208（訪問時公開資料）、資料209）。説明会の参加企業は、本学学生の就職実績がある企業や本学学生の採用を希望する企業、学生が希望した企業等を選定している。説明会は、会社説明のほか、採用情報の公開や卒業生との交流の場、学生が企業の人事担当者に初めて接する場でもあり、就職活動の開始時期に合わせて実施している。

夏季休暇期間中には、製薬企業、CRO、調剤薬局、ドラッグストアを対象にインターンシップを実施しており、1年生から参加可能となっている（資料210、資料211）。インターンシップは企業・業種を知る機会となり、今後の学習意欲の醸成に役立つものと考えている。大学推薦のイン

ターンシップでは、希望する学生を企業・病院・官庁に推薦しており、平成 27 年度は延べ人数で 150 名を超える学生が参加している。

就職懇談会は、来期の就職のお願いや今期就職未定者の就職斡旋、学生育成に対する企業からの要望に関する情報収集を目的として、前年度及び今年度就職内定企業等、約 80 社の人事担当者を招き、本学教員との意見交換を図る場としている（資料 212、資料 213）。さらに、希望者に対して、公務員試験対策講座を夏期、春期休暇中のそれぞれ 4 日間開講している（資料 214、資料 215）。

2011（平成 23）年度からは、就職内定報告会を実施し、就職活動を終えた先輩が、後輩学生に就職活動に関する情報を Q&A 形式などでプレゼンテーションしている。薬学生がとりわけ期待する“製薬メーカー MR 職・研究開発職”、“CRO・SMO”、“病院薬剤師”、“薬局薬剤師”、“公務員”等の業種ごとに、内定を得た先輩がアドバイスをしており、後輩学生の参加は各業種とも 80～100 名と盛況である（資料 216、資料 217）。また、先輩学生が就活全般の記録を記した「就職活動報告書」を整備し、自由に閲覧できるようにしており、後輩学生の貴重な資料となっている（資料 218（訪問時公開資料））。就職相談は、学生が安心して相談できるよう別室（就職相談室）で随時、対応している。このように、学生が主体的に進路を選択するための必要な支援体制が整備されている。【観点 9-1-6-2】

根拠資料・データ

- 資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧
- 資料 202 平成 26 年度 第 23 回教授会議事要録
- 資料 203 星薬科大学職業紹介業務運営規程
- 資料 204 星薬科大学事務組織規程
- 資料 205 平成 27 年度 就職ガイダンス実施日
- 資料 206 平成 27 年度 就職ガイダンス 参加者
- 資料 207 就職ガイダンス アンケート
- 資料 208 平成 27 年度 学内企業説明会概要（訪問時公開資料）
- 資料 209 平成 27 年度 学内企業説明会 参加者
- 資料 210 平成 27 年度 インターンシップ概要
- 資料 211 平成 27 年度 インターンシップ 参加者
- 資料 212 平成 27 年度 就職懇談会概要
- 資料 213 平成 27 年度 就職懇談会 参加者
- 資料 214 平成 27 年度 公務員試験対策講座概要
- 資料 215 平成 27 年度 公務員試験対策講座 参加者
- 資料 216 平成 27 年度 就職内定報告会概要
- 資料 217 平成 27 年度 就職内定報告会 参加者
- 資料 218 平成 27 年度 就職活動報告書（訪問時公開資料）

【基準 9-1-7】

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 9-1-7-1】 学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-7-2】 学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取組みが行われていること。

[現状]

本学では、教務部、学生部、就職部、管財部、経理部等の事務系部署、保健管理センターおよび指導グループ制度の指導教員などが日常的に学生の意見や要望等を汲み上げる窓口として機能している（資料 184）。各窓口にて汲み上げられた本学の教育や学生生活等に関する意見や要望等は、関係部署の委員会で対応策を検討する。また必要に応じて、教授会あるいは事務連絡会議にてその対応を審議している。**【観点 9-1-7-1】**

本学では、学生の意見を教育や学生生活に反映するために様々な取組みを行っている。女子寮を例に挙げれば、寮生の意見や要望に対して逐次建物、設備の改修および備品の更新等を行っている。学生の意見や要望に基づいて、近年実施した主な改善内容を以下の表に示した。**【観点 9-1-7-2】**

■学生の意見や要望に基づく主な改善内容（資料 219）

実施年度	改善内容
2011（平成 23）	新星館食堂厨房 機器更新
	本館 3 階自習室 3 部屋（机・椅子 96 台）整備
2013（平成 25）	体育館部室前 分別ゴミ箱増設
	新星館食堂厨房 機器更新
	本館第 1 ホール・第 2 ホール学習環境整備（椅子座面・背面改修）
2014（平成 26）	女子寮浴室改修
	本館第 2 ホール学習環境整備（教育支援システム改修）
	女子寮寮室（8 部屋）内部塗装
	女子寮各階洗面所（3 箇所）内装改修
	女子寮各階キッチン（3 箇所）内装改修
	新星館 7 階 男子トイレ ウォシュレット取り付け
	女子寮ガス給湯設備・ガス警報器更新
	女子寮寮室ウインド型エアコン更新（18 台）
	本館第 2 ホール学習環境整備（照明器具交換）
	本館第 2 ホール学習環境整備（空調機更新）
	第 2 新館 4 階 トイレ ウォシュレット取り付け
	新星館食堂 給茶器更新
	本館第 1 ホール学習環境整備（教育支援システム改修）
	本館第 1 ホール学習環境整備（照明器具交換）
	新星館地階図書館学習室 ラーニングcommons改装
2015（平成 27）	女子寮寮室（12 部屋）内部塗装
	女子寮寮室机・椅子更新（20 セット）
	女子寮寮室 ベッド・マットレスの更新（10 セット）
	女子寮寮室 窓型エアコン更新（18 台）
	女子寮管理人室 浴室設備更新
	医薬研 2 階・4 階分別ゴミ箱更新
	新星館食堂椅子 20 脚更新
	百年記念館 無線 LAN 設備導入

根拠資料・データ

資料 184 平成 27 年度 星薬科大学「CAMPUS GUIDE」

資料 219 学生の意見や要望に基づく改善内容

(9-2) 安全・安心への配慮

【基準 9-2-1】

学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-1】 実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-2】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。

【観点 9-2-1-3】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されていること。

[現状]

本学では、新入生に対して「安全の管理要項」と題した冊子を配付し、講義や実習中の災害時や化学実験の注意事項等を周知している（資料 220）。実験・実習では、実習室内での保護メガネと白衣の着用を義務付けており、それらは本学の父母会である揺籃会から入学時に授与されている（資料 221）。各実習では実習前講義の中で、化学薬品の取扱い、廃液の処理方法、実習動物の扱い方等を指導している。「化学系実習Ⅰ」を例に挙げると、実習前講義では化学薬品・特に有機溶剤の取扱いや廃液の処理方法に加え、火災発生時の対応、緊急シャワーの設置場所の確認と使い方などを実習室内で具体的に説明している（資料 222）。2015（平成 27）年度 2～3 年生を対象とした基礎実習では、研究室毎に担当実習が配分されていたため、下表の通り 1 教員あたりの学生数の割合は 19～33 であった。

■2015（平成 27）年度 旧カリキュラム基礎実習における教員に対する学生の割合（基 1、資料 3-1）

科目名	学年	クラス数	1クラスあたりの学生数	教員数	学生の割合
物理系実習Ⅰ	2	2	142	6	24
化学系実習Ⅰ	2	2	142	7	20
化学系実習Ⅱ	2	2	142	7	20
生物系実習Ⅰ	2	2	142	7	20
生物系実習Ⅱ	2	2	142	7	20
生物系実習Ⅲ	2	2	142	5	28
物理系実習Ⅱ	3	2	131	5	26
物理系実習Ⅲ	3	2	131	7	19
製剤系実習	3	2	131	4	33
化学系実習Ⅲ	3	2	131	5	26
生物系実習Ⅳ	3	2	131	7	19
生物系実習Ⅴ	3	2	131	5	26
薬理系実習	3	2	131	5	26

そのため、2015（平成 27）年 4 月のカリキュラム改訂にあわせて教育実習センター（現・基礎実習研究センター）が、全ての基礎実習を統括し、実習内容を大幅に見直した。その結果、下表の通り、1 教員あたりの学生数の割合は 10～15 となり、学生への実技指導と安全性の改善につながっている。【観点 9-2-1-1】

■2015（平成 27）年度 新カリキュラム基礎実習における教員に対する学生の割合（基 1、資料 3-2）

科目名	学年	クラス数	1クラスあたりの 学生数	教員数	学生の割合
化学系実習 I	1	2	146	10	15
生物系実習 I	1	2	146	14	10

本学では、入学時に在学期間中の教育研究活動中に被った災害に対して、必要な給付を行う学生教育研究災害傷害保険（財団法人日本国際教育支援協会が運営）に全学生が加入している（資料 223）。また、新生には、全国大学生協共済生活協同組合連合会が運営する学生総合共済を大学生生活全般にわたり広くカバーする保険として推奨している（資料 224）。病院・薬局実務実習では、2010（平成 22）年度から、5 年生は財団法人日本国際教育支援協会が運営する学生教育研究賠償責任保険 A コースに全員加入し、保険料は大学が負担することとした（資料 225）。【観点 9-2-1-2】

毎年 4 月の新生に対するオリエンテーションで、所轄の消防署の担当官からの、「危険物等に係わる学校での災害防止」と題した講演を実施している（資料 226）。また、学内における事故や災害の発生時の対応として、消防計画を整備するとともに、学内に教職員をメンバーとした防火・防災管理委員会を組織している（資料 227-1）。消防計画に基づき、年に 1 回の消防訓練を実施するが、2015（平成 27）年度は都合により 2016（平成 28）年 4 月に実施した（資料 227-2）。防火防災管理の一環として、災害発生時の教職員の緊急連絡網（資料 228）が含まれ、緊急時の迅速な対応を図っている。さらに、2014（平成 26）年には、災害時の学生及び教職員の安否確認システム（資料 229）を導入し、定期的に安否確認の訓練を実施している（資料 230）。【観点 9-2-1-3】

根拠資料・データ

- 基 1 学年別授業科目
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 220 星薬科大学「安全の管理要項」
- 資料 221 平成 27 年度 揺籃会会員学生 入学祝品贈呈資料
- 資料 222 化学系実習 I 平成 27 年
- 資料 223 学生教育研究災害傷害保険の解説
- 資料 224 学生総合共済 パンフレット
- 資料 225 学生教育研究賠償責任保険 保険登録票
- 資料 226 平成 27 年度 新入生行事予定
- 資料 227-1 星薬科大学 消防計画
- 資料 227-2 自衛消防訓練通知書
- 資料 228 平成 27 年度 星薬科大学 教職員 緊急連絡網
- 資料 229 星薬科大学 安否確認／一斉連絡システム
- 資料 230 星薬科大学 安否確認／一斉連絡システム 訓練記録

『 学生 』

9 学生の支援

〔点検・評価〕

【基準 9-1-1】

- 1) 薬学科では、入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスを適切に行っている。
- 2) 入学までの学修歴等に応じ、薬学準備教育科目の学習を適切に行えるように、履修指導している。
- 3) 履修指導では、適切なガイダンスを開催している。
- 4) 在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるよう、履修指導・学習相談を積極的に行っている。

【基準 9-1-2】

- 1) 学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制を整備している。
- 2) 奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けており、独自の奨学金制度も設けている。

【基準 9-1-3】

- 1) 学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などを整備し、周知している。
- 2) 健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切に指導している。

【基準 9-1-4】

- 1) ハラスメント防止に関する規程を整備している。
- 2) ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口を設置している。
- 3) ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報を行っている。

【基準 9-1-5】

- 1) 身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮している。
- 2) 身体に障がいのある学生に対し、施設・設備上及び学修・生活上の支援体制の整備に努めている。

【基準 9-1-6】

- 1) 進路選択に関する支援組織及び委員会を設置している。
- 2) 就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを積極的に行っている。

【基準 9-1-7】

- 1) 学生の意見を収集するための組織・委員会として学生部及び学生部委員会を設置している。
- 2) これらが中心となって、学生の意見を教育や学生生活に反映するために、取り組んでいる。

【基準 9-2-1】

自己評価 25-26 において、「事故や災害の発生時や被害防止のための講習会が開催されているが、マニュアルが整備され、学生および教職員へ周知されているとは言えない。」とし、「実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制を整備して適切な指導教員数を確保し、合わせて事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルを整備し、学生および教職員へ周知する。」との改善計画を立て、実施した。今回の自己点検・評価の結果は以下のとおりである。

- 1) 実験・実習及び卒業研究等に必要な安全教育を行っている。
- 2) 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導は、適切に行われている。
- 3) 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会が開催されているが、より一層の学生及び教職員へ周知の徹底が必要である。

[改善計画]

【基準 9-1-1】

【基準 9-1-2】

【基準 9-1-3】

【基準 9-1-4】

【基準 9-1-5】

【基準 9-1-6】

【基準 9-1-7】

自己評価 25-26 の改善計画が実行され、2016（平成 28）年 3 月現在の改善計画は特になし。

【基準 9-2-1】

事故や災害の発生時や被害防止への対応について、ホームページなどを利用して、学生及び教職員への周知を徹底する。

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

(10-1) 教員組織

【基準 10-1-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

【観点 10-1-1-1】 専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-2】 教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 10-1-1-3】 専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

【現状】

2006（平成18）年度の新薬学教育制度への移行に伴い、本学は6年制の「薬学科」と4年制の「創薬科学科」を設置した。大学設置基準による本学の必要教員数は、60名（大学設置基準別表第一により薬学科34名以上、創薬科学科7名以上（8名以上であるが1名は兼任で可）、別表第二により19名以上）で、その内、実務家教員は6名である（基8、資料231）。2015（平成27）年5月1日現在、助教以上の専任教員は89名であり、その内、実務家教員は7名である。講師以上の教員は学長を含めて63名在籍している（基8、資料232）。なお、本学の教員は薬学科の専任と創薬科学科の専任とに分類されているが、同じ学部で専門を異にしないことから、それぞれの学科を兼担して指導を行っている。【観点 10-1-1-1】

2015（平成27）年5月1日現在、本学に在学している薬学科の学生数は1,686名であり（基2）、本学教員（学長を除く、助教以上の人数88名）1名あたりの学生数は、およそ19.2名である。【観点 10-1-1-2】

専任教員の職位の割合は、教授（学長を含む）24名27%、准教授22名25%、講師17名19%、助教26名29%であり、概ね適切な構成比率と考える（基8）。【観点 10-1-1-3】

2014（平成26）年度には、教育実習の中核を担う組織として、教育実習センター（現・基礎実習研究センター）を設置し、教育実習の効率化と質の向上を図っている。2015（平成27）年5月1日現在、教授1名、講師2名、助教1名、助手1名を配置している。また、同年度に、高度臨床教育、臨床研究、薬剤師の職能開発の推進を目的に、薬剤師職能開発研究部門を設置し、2015（平成27）年5月1日現在、教授1名（兼任）、准教授1名、講師2名を配置している。

根拠資料・データ

基 2 修学状況（在籍学生数・休学退学者数・学士課程修了状況）

基 8 教員・事務職員数

資料 231 大学設置基準による必要専任教員数

資料 232 星薬科大学 教員組織

【基準 10-1-2】

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 10-1-2-1】専任分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】専任分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

[現状]

本学では専任教員の配置について、教員の採用、昇任に係る「星薬科大学教員選考基準」(資料 233)において、当該職位に相応しい業績及び教育研究能力ならびに一定年数以上の経験を選考の資格と定めており、本基準に基づき選考を行っている。特に、教授の選任は原則として公募とし、専門委員会における書面審議を経て選考された候補者に対し、教授選考委員会においてプレゼンテーションを課し能力を判定している(資料 234 (訪問時公開資料))。教授選考委員会は教授会メンバーのうち、学長及び教授職にある者で構成され、主に教員人事の審議を行っている。2015(平成 27)年 5 月 1 日現在の委員数は、24 名である。専門委員会は学長及び教授選考委員会から選ばれた専門領域の近い 4 名以上の教員で構成されている。

したがって、教育上及び研究上の優れた実績を有する者、優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者あるいは担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されている(基 15、資料 235)。本学教員の論文発表数は、年度により増減があるものの、ほぼ一定しており、2015(平成 27)年度は 177 報であり、助教以上の教員(88 名)一人当たり約 2.0 報が発表されている(資料 236)。**【観点 10-1-2-1】【観点 10-1-2-2】【観点 10-1-2-3】**

根拠資料・データ

基 15 専任教員の教育・研究業績

資料 233 星薬科大学教員選考基準

資料 234 星薬科大学 教員公募資料(訪問時公開資料)

資料 235 星薬科大学ホームページ 教員組織と研究業績

(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kenkyusosiki.php>)

資料 236 HOSHI UNIVERSITY DATA 2015

【基準 10-1-3】

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 10-1-3-1】薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

【観点 10-1-3-2】専任教員の年齢構成に著しい偏りが無いこと。

[現状]

薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されている（基 10、資料 2-1 25～29 頁）。薬学専門教育科目に分類される必修の講義科目は、いずれも本学の専任教員が主として担当しており、非常勤講師のみで担当する科目はない。講義担当の中心は教授または准教授であり、2015（平成 27）年度の 1 年生からは「薬学教育モデル・コアカリキュラム改定版」（資料 19）に準拠した新カリキュラムによる教育が行われ、その中で薬学専門教育科目の 1 年次必修講義科目は 15 科目開講されており、講師（専任）のみで担当している科目は「数学Ⅰ」、「機能形態学Ⅱ」の 2 科目のみである。また、旧カリキュラムにおける薬学専門教育科目の必修科目は 52 科目開講しており、そのうち講師（専任）のみで担当している科目は「化学平衡」、「剤形を作る」、「薬剤師を取り巻く法律と制度」、「社会保障制度と薬剤経済」、「コミュニティーファーマシー」の 5 科目のみである。その他の科目はいずれも教授または准教授が担当している（資料 2-1 25～29 頁、資料 3-1 17、18 頁）。【観点 10-1-3-1】

2015（平成 27）年 5 月 1 日現在の専任教員の職位別の平均年齢は、教授 55.7 歳、准教授 47.2 歳、講師 44.4 歳、助教 37.8 歳、専任教員全員の平均年齢は 46.1 歳であり、年齢構成に著しい偏りは見られない（基 9、資料 237）。【観点 10-1-3-2】

根拠資料・データ

基 9 専任教員年齢構成

基 10 専任教員の担当授業科目および時間数

資料 2-1 平成 27 年度 学生便覧

資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科（2～6 年）

資料 19 薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成 25 年度改訂版 薬学系人材育成の在り方に関する検討会

資料 237 教員年齢別一覧

【基準 10-1-4】

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】 教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】 教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

[現状]

教員の採用及び昇任に関する基準、手続は「星薬科大学教員選考基準」(資料 233)、「教員選考に関する教授会内規」(資料 238)等に定められ、講師以上の教員の資格として、教育及び研究上の能力、業績、経験等を求めている。【観点 10-1-4-1】

助手、助教、講師および准教授の採用及び昇任は、所属教室・研究室・部門・センターの責任者の推薦に基づき、先ず教授選考委員会(資料 22 3頁)で審議し、その後教授会の審議を経て最終的に理事会で決定される。教授選考委員会は教授職にある者をもって構成され、その長は学長が務める。教授の採用及び昇任は、原則として公募とされる。公募は、教授選考委員会の下に設置される専門委員会で検討され、教授選考委員会の決定に基づき行われる。公募は、原則として先ず学内から公募を行い、学内から候補者が選出されなかった場合に学外から公募を行う。学外からの公募は、大学や関係する研究機関等に対して通知されるほか、本学ホームページにも掲載される(資料 234(訪問時公開資料))。応募者は専門委員会で書類選考され、概ね3名以内に絞りこまれた後、教授選考委員会において、候補者のプレゼンテーションが行われ、投票により候補者1名が選ばれる。その後、教授会、理事会の審議を経て決定される。このプレゼンテーションには、教育研究成果の概略発表と合わせてミニ講義を義務付け、候補者の教育上の指導能力を採用時の選考に反映させている。

なお、一般教養科目担当者が教授に昇任する場合は、教養科長の推薦に基づき先ず教授選考委員会で審議し、その後教授会の承認を経て最終的に理事会で決定される。

本学では、研究業績及び教育活動や指導能力等を客観的に評価し、可視化するため、2014(平成 26)年度に人事評価制度を導入した(資料 239)。【観点 10-1-4-2】

根拠資料・データ

資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧

資料 233 星薬科大学教員選考基準

資料 234 星薬科大学 教員公募資料(訪問時公開資料)

資料 238 教員選考に関する教授会内規

資料 239 星薬科大学教員活動評価実施規程及び星薬科大学教員活動評価実施要項

(10-2) 教育研究活動

【基準 10-2-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。

【観点 10-2-1-1】 教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。

【観点 10-2-1-2】 教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。

【観点 10-2-1-3】 教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、開示されていること。

【観点 10-2-1-4】 薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研修できる体制・制度の整備に努めていること。

【現状】

教員は、教育研究上の目的「臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指す」（資料 3-1 1 頁、資料 3-2 1 頁）を達成するため、日本薬学会が編纂した「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に準拠して策定されたカリキュラムに基づき、教育活動を行っている。教員は、学内外における教育、講演、研究会参加、研究発表あるいは共同研究等の機会を通して、教育及び研究能力の維持・向上に取り組んでいる。本学では、教員の教育能力の維持・向上のために、授業評価の実施（資料 240、資料 241（訪問時公開資料））及び FD 講演会の開催（資料 242）等を行っている。【観点 10-2-1-1】

教員は、それぞれの専門分野において、公的資金を獲得するなど教育目標を達成するための基礎となる研究活動を活発に行っている（資料 243）。【観点 10-2-1-2】

本学では、講師以上の専任教員の教育研究業績等を、ホームページ上に掲載しており（資料 235）、毎年刊行される「星薬科大学紀要」にも掲載し公表している（資料 244）。【観点 10-2-1-3】

薬剤師の実務経験を有する専任教員（実務家教員）は、実務実習先の医療機関の協力を得て研修を行っている。2015（平成 27）年度は、日本医科大学付属病院の薬剤部に、常時 1 名の実務家教員が 1 クール 6 ヶ月間常駐し、実務実習の指導とともに、薬剤師業務を行っている（資料 245）。その他にも、常時 2～3 名の実務家教員が、保険薬局にて週 1 回程度の研修を継続している（資料 246）。また、本学は 2009（平成 21）年 6 月に公益社団法人薬剤師認定制度認証機構により、生涯研修認定制度の実施機関として認証され（資料 247）、薬剤師向けの各種研修プログラムを実施しており、本学実務家教員はこのプログラム（資料 248）にも積極的に参加している。

【観点 10-2-1-4】

根拠資料・データ

- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 3-2 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (1 年)
- 資料 235 星薬科大学ホームページ 教員組織と研究業績
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kenkyusosiki.php>)
- 資料 240 授業評価アンケート等
- 資料 241 授業評価アンケート集計結果 (訪問時公開資料)
- 資料 242 星薬科大学ホームページ 教育と研究 FD 活動について
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/fd.php>)
- 資料 243 公的資金研究プロジェクト採択一覧
- 資料 244 星薬科大学紀要 No. 57
- 資料 245 日本医科大学付属病院薬剤部における研修について
- 資料 246 実務家教員の保険薬局における研修
- 資料 247 生涯研修認証状
- 資料 248 星薬科大学 生涯研修認定制度 研修プログラム

【基準 10-2-2】

教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。

【観点 10-2-2-1】 研究室が適切に整備されていること。

【観点 10-2-2-2】 研究費が適切に配分されていること。

【観点 10-2-2-3】 研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。

【観点 10-2-2-4】 外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。

[現状]

本学では、各教室、研究室及び部門に、適切な研究ができるように実験装置・設備が配置されているほか、各建物にはフロア単位で共同使用するゼミ室を配置している（資料 249-1）。また、研究をサポートする組織として、機器センター（資料 250）、動物実験施設（資料 251）、RI センター（資料 252）を設置している。機器センターには、専任教員を 3 名（1 名は兼任）配置し高額あるいは大型分析機器の管理・運営、分析サポートなどにあたっている。動物実験施設は、動物センターが 2 棟あり、うち 1 棟は清浄度別実験施設で、もう 1 棟は個別換気システムが配置された異種動物や微生物コントロールレベルの異なる動物実験の施設となっている。RI センターは、1 度に 50 人規模の実習が行える RI 実習室を有している。【観点 10-2-2-1】

本学の教員に対する研究費は、学生への教育費と含めて、教室、研究室、部門単位に配賦しており、研究費が適切に配分されていると考えている。その配賦額の積算は、教室・研究室単位に教員数に応じて、①基礎研究費、②実習費、③旅費、④卒論生費、⑤大学院生費・研究生費及び研修生費のほか、⑥教室・研究室・部門単位の業績評価に対する加算査定額を合計し、最終配賦額を決めている（資料 253（訪問時公開資料））。【観点 10-2-2-2】

本学教員（教授～講師）の授業担当時間数は、実習や卒論指導等も加味して平均すると週当たり 11 時間であるが、講義のみでは週当たりおよそ 3 時間（講義のコマ数にすると 2 コマ）である。各教員が指導を担当する実習実施期間には、多くの時間を教育にあてることになり、学生指導や卒論指導、各種委員会等、多忙ではあるものの、年間を通しての研究時間は十分に確保されている。【観点 10-2-2-3】

外部資金を獲得するため、総務部において外部資金情報を収集・発信している他、科研費に関する説明会などを随時開催している（資料 254）。また、2012（平成 24）年度に資金獲得業務の担当者として、新たに職員 2 名を採用し、イノベーションセンター内に配置している（資料 255）。イノベーションセンターは、本学と民間等外部の機関との共同研究等や地域との協力及び国際交流を推進し、本学における研究及び教育の活性化を図るとともに、地域社会の発展に資することを目的とし、2013（平成 25）年 9 月に設置された機関であり、外部資金の獲得業務も担っている。さらに、2014（平成 26）年度には先端生命科学研究所を開設し、イノベーション創出のための環境づくりを推進している。【観点 10-2-2-4】

根拠資料・データ

資料 249-1 教室・研究室・部門・ゼミ室配置図

資料 250 星薬科大学 機器センター概要

資料 251 星薬科大学 動物センター概要

資料 252 星薬科大学 RI センター概要

資料 253 予算配賦総表（訪問時公開資料）

資料 254 科研費説明会情報

資料 255 星薬科大学 人事発令

【基準 10-2-3】

教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取組み（ファカルティ・デベロップメント）が適切に行われていること。

【観点 10-2-3-1】教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備されていること。

【観点 10-2-3-2】教員の教育研究能力の向上を図るための取組みが適切に実施されていること。

【観点 10-2-3-3】授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。

【現状】

本学では、教員の教育研究能力の向上を図るため、FD 実施検討委員会を設置し、FD の推進の具体的な活動内容を検討し、実施している（資料 22 5 頁）。【観点 10-2-3-1】

2014（平成 24）年には学外から専門家を招き、FD 委員会が主催するシンポジウムを開催した（資料 242）。また、大学では毎年 1 回、主に学生、教職員を対象とした公開講座「先端科学創造シンポジウム」（資料 47）を開催し、各界の第一人者の講演を聞く機会を設け、教員の教育研究能力の向上を図る機会を設けている。【観点 10-2-3-2】

また、本学では 1997（平成 6）年度から全授業科目について、学生による授業評価を実施している。学生による授業評価は、アンケート用紙の設問に対しマークシート方式及び記述式で回答することによって授業を評価するようになっている（資料 240）。マークシート方式における学生への設問は 14 項目からなり、1～5 は教員について、6～10 は授業の内容と方法についての質問事項である。また、11～14 は学生の受講態度に関する設問であり、教員の授業評価とともに学生自身の自己評価も行えるように工夫している。評価内容はコンピュータで解析され、その結果が各担当教員に通知される。教員は学生による授業評価の解析結果をもとに、教授方法の問題点を探り授業内容の改善を図ることに努めている。また、アンケート用紙には自由回答欄を設け、学生の意見を求めている。アンケート集計後には教員が、これを受け取り、授業の改善に役立てている。

授業評価アンケート結果をもとに、2013（平成 25）年度から学期ごとに、評価の高かった講義を優秀講義賞、また、そのうち最も評価の高かった講義をベストレクチャー賞とする制度を設け、教員の教育能力の向上を図っている（資料 256 10 頁）。ベストレクチャー賞に選定された講義は、良い講義の参考として他の教員が聴講できるようにし、講義方法を学ぶ機会としている（資料 257）。【観点 10-2-3-3】

根拠資料・データ

- 資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧
- 資料 47 平成 27 年度 公開講座資料
- 資料 240 授業評価アンケート
- 資料 242 星薬科大学ホームページ 教育と研究 FD 活動について
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/fd.php>)
- 資料 256 平成 26 年度 星薬科大学報 第 79 号 10 頁
- 資料 257 ベストレクチャー賞について

(10-3) 職員組織

【基準 10-3-1】

教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 10-3-1-1】教育研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置されていること。

【観点 10-3-1-2】教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

【観点 10-3-1-3】教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

[現状]

2015 (平成 27) 年 5 月 1 日現在の本学の事務局の人員は、事務職員 43 名、技術職員 (看護師、労務職員) 4 名である。このうち、嘱託職員は 7 名である (基 8、資料 258)。学校法人星薬科大学が設置する事務組織、職制及び職務に関する事項は、「事務組織規程」(資料 204) に定め、各部の係の編成と事務分掌については「事務分掌規則」(資料 259) に定めており、「事務職員及び技術職員の選考規程」を満たす職員を採用している。そのため、適切な職員配置ができていると考えている。「事務組織規程」に定める職制では、事務局に局長を置き、総務部、経理部、管財部にそれぞれ部長を置き、教務部、学生部、就職部、図書館、薬用植物園、保健管理センターには、それぞれ部長及び部長補佐、館長、園長及び園長補佐、センター長を置き、通常教育職員をもって充てることになっている。また、事務組織には必要に応じ次長、課長、課長補佐及び係長等を置き、事務局長は理事長の指示を受け、事務全般を統括するとともに、学長を補佐する業務を担っている。職員の適正配置に活用するため、2014 (平成 26) 年度に人事評価制度を導入した (資料 260)。【観点 10-3-1-1】

本学では、教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者を適切に配置している。具体的には、薬用植物園の維持管理要員として、嘱託職員 1 名を採用している。RI センターにおいては、業務の一部を外部業者に委託し、管理補助業務の要員を配置している。動物センターにおいては、動物飼育業務について専門技能を有する外部業者に委託し、管理要員を配置している。実験排水設備については保守管理を外部業者に委託し、週 1 回の頻度で管理要員が対応している。また、次の通り TA (ティーチング・アシスタント)、RA (リサーチ・アシスタント) を採用し、配置している。修士課程在学中の学生のうち希望する者を TA に、博士課程在学中の学生のうち希望する者を RA として、TA・RA 及び PD 運営委員会 (資料 22 5 頁) で選考の上、研究科委員会で採用を決定しており、採用された TA 及び RA は教育補助や研究補助の業務を担っている。TA の業務として義務づけているものは、大学院で開講される「臨床薬学特別講義」の補助であるが、その他、基礎実習の補助、旧カリキュラムにおいては「早期体験学習」の補助などを担当している。また、RA の業務は、主として各分野で行っている研究の補助であるが、TA と同様に「臨床薬学特別講義」の補助、基礎実習の補助、「早期体験学習」の補

助の他、卒論生の指導などを担当している。【観点 10-3-1-2】

本学では教学系事務組織の教務部、学生部および就職部の各部長職に教員をを配置し、教員と職員が連携して教育研究活動の資質向上を図る体制が整っている。また、資質向上を図る別の取り組みとして教員と職員が連携して委員会を組織し、区民公開講座の実施、データ集の作成等のプロジェクトに取り組んでいる（資料 236、資料 261）。また、FD・SD 研修会を教員と職員が合同参加の下で実施し、資質向上に取り組んでいる（資料 262）。【観点 10-3-1-3】

根拠資料・データ

基 8	教員・事務職員数
資料 22	平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧
資料 204	星薬科大学事務組織規程
資料 258	職員配置図
資料 259	星薬科大学「事務分掌規則」
資料 260	星薬科大学職員活動評価実施規程及び星薬科大学職員活動評価実施要項
資料 236	HOSHI UNIVERSITY DATA 2015
資料 261	第 1 回 CWD 委員会議事要録
資料 262	FD・SD 共同研修会 開催通知

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

[点検・評価]

【基準 10-1-1】

- 1) 本学の専任教員数は、大学設置基準に定める数以上である。
- 2) 1名の教員に対する学生数は19.2名となっている。
- 3) 専任教員における教授、准教授、講師、助教の比率は、適切に構成されている。

【基準 10-1-2】

- 1, 2, 3) 専任分野では、教育上および研究上の優れた実績を有する者、優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者、あるいは担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者を配置している。

【基準 10-1-3】

- 1) 薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授を配置している。
- 2) 専任教員の年齢構成に著しい偏りはない。

【基準 10-1-4】

- 1) 教員の採用及び昇任に関して、適切な規程を整備している。
- 2) この規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考を行っている。

【基準 10-2-1】

- 1) 教員は、教育及び研究能力の維持・向上に取り組んでいる。
- 2) 教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っている。
- 3) 本学では、教員の最近5年間における教育研究上の業績等を開示している。
- 4) 薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研修できる体制・制度を整備している。

【基準 10-2-2】

- 1, 2, 3) 本学は、研究室を適切に整備し、配分しており、研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めている。
- 4) イノベーションセンターや先端生命科学研究所を設置するなど外部資金を獲得するための体制を、積極的に整備している。

【基準 10-2-3】

- 1, 2, 3) 教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制を整備し、その取組みを適切に実施している。また、授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めている。

【基準 10-3-1】

- 1) 教育研究活動の実施支援に必要な資質及び能力を有する職員を、適切に配置している。
- 2) 教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する補助者を、適切に配置している。
- 3) 教員と職員が連携して資質向上を図っている。

[改善計画]

【基準 10-1-1】

【基準 10-1-2】

【基準 10-1-3】

【基準 10-2-1】

【基準 10-2-2】

【基準 10-2-3】

【基準 10-3-1】

自己点検・評価の結果、2016（平成 28）年 3 月現在の改善計画は特にない。

『学習環境』

1 1 学習環境

【基準 1 1-1】

教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。

- 【観点 1 1-1-1】 効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適切であること。なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。
- 【観点 1 1-1-2】 実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI 教育研究施設、薬用植物園など）の規模と施設が適切であること。
- 【観点 1 1-1-3】 実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。
- 【観点 1 1-1-4】 卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。

[現状]

本学の所在地・校地面積・大学設置基準に基づく認定校地面積及び基準面積明細、認定校舎面積及び基準校舎面積明細、講義室及び実習室等の規模は、別紙の通りであり（基 12、資料 263）、教室の規模と数は適切で、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていると考えている。20 ある講義室の内訳は収容規模 360 人が 1（可動式の壁により 180 人規模の 2 室にすることも可能）、300 人が 1（2 室合併）、180 人が 7、100 人が 3、70 人が 2、60 人が 4 である。また、3 つあるホールのうち 2 つのホールについては講義に使用可能であり、それぞれ 280 人、300 人が収納可能である。ゼミ室は 13 あり、それぞれ 30 人収容可能である。【観点 1 1-1-1】

実習・演習を行うための施設の規模と施設は、適切であると考えている。160 人収容可能な実験実習施設が 5 室と 30 人収容できる施設が 1 室ある。情報処理教育施設としては、学生コンピュータ室と CBT ルームがあり、それぞれに 85 台と 89 台のパソコンが設置されている。2012（平成 24）年度には、学生コンピュータ室と CBT ルームのパソコン全てを更新し、整備を行った。RI センターには、1 度に 50 人規模の実習が行える RI 実習室を有している（基 12、資料 252）。動物実験施設としては、動物センターが 2 棟あり、うち 1 棟は清浄度に従い、SPF 区域・クリーン区域・再持込室に分けられ、多様な実験目的に応じた設定が可能となっている。また、もう 1 棟は個別換気システムが配置され、異種動物の同室飼育や、微生物コントロールレベルの異なる動物の飼育も可能となっている（資料 251）。また、本学の特徴の 1 つでもある薬用植物園には温室、水生植物園がある（資料 264）。見本園として、少量多種を栽培する方針をとっており、実習でも利用している。2007（平成 19）年度には温室設備の更新を行った。【観点 1 1-1-2】

本学では、「実務実習モデル・コアカリキュラム」(資料 18) に準拠した「事前実習」(資料 3-1 187、188 頁) を実施するため、適切な規模の施設・設備が整備されていると考えている。実務実習施設(資料 265) としては、新星館及び第二新館に実務教育実習施設があり、特に第二新館にはモデル薬局、調剤実習室、無菌調剤室、DI 室、セミナー室が設置されており、全体で 150 人の講義、実習が可能である。モデル薬局(調剤薬局) には、調剤棚、鑑査台、レセプト入力用のコンピュータそして患者窓口を配備し、実際に調剤薬局で行なわれている業務や OTC 薬の販売等を学生に教授することができる。また天井には 360 度回転式テレビカメラを配置することで、廊下を挟んだセミナー室にいる学生に対して、別の学生が患者応対を行っている映像を見せることができる。モデル薬局(病院薬局) には、調剤棚、鑑査台、患者応対窓口を配し、調剤薬局とは異なる病院薬局の仕事を学生に指導できるようになっている。模擬病室には、天井に集音マイクおよび 360 度回転式テレビカメラが配置されている。これによって、模擬患者への薬剤管理指導の練習を中継で、別室の学生に送ることが可能である。【観点 1 1-1-3】

本学の卒業研究は、教室・研究室・部門の中から学生が選択して行うが、各部署には卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されている(基 11、資料 249-1、資料 249-2 (訪問時公開資料))。卒業研究に使用する研究用大型機器は機器センターに設置し、共用で使用、管理を行っている(資料 250)。【観点 1 1-1-4】

根拠資料・データ

- 基 11 卒業研究の配属状況
- 基 12 講義室等の数と面積
- 資料 3-1 平成 27 年度 修学の手引き_薬学科 (2~6 年)
- 資料 18 薬学教育モデル・コアカリキュラム合本 平成 17 年 10 月 日本薬学会薬学教育改革大学人会議
- 資料 249-1 教室・研究室・部門・ゼミ室配置図
- 資料 249-2 固定資産・備品台帳 (訪問時公開資料)
- 資料 250 星薬科大学 機器センター概要
- 資料 251 星薬科大学 動物センター概要
- 資料 252 星薬科大学 RI センター概要
- 資料 263 星薬科大学 校地、校舎、講義室等関連資料
- 資料 264 星薬科大学 薬用植物園概要
- 資料 265 実務教育実習施設一覧

【基準 1 1-2】

適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-1】適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。

【観点 1 1-2-2】教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学修資源（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-3】適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。

【観点 1 1-2-4】図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。

【現状】

本学の図書館の総面積は 1,895 m² であり、2001（平成 13）年 9 月に開館した新星館 N 棟地下 1 階のメインサービスエリア（閲覧室及びラーニング・コモンズ、面積 1,332 m²）と 2002（平成 14）年 4 月に開館した本館 1 階の保存書庫（面積 563 m²）から構成されている（資料 266）。閲覧席数は閲覧室 191 席が常設されており、またラーニング・コモンズ 140 席も利用可能となっている。【観点 1 1-2-1】

所蔵資料は、図書 124,614 冊（和書 70,696 冊、洋書 53,918 冊）、逐次刊行物 1,330 種（国内雑誌 697 種、外国雑誌 633 種）、視聴覚資料 336 種である（基 14、資料 267（訪問時公開資料））。閲覧室に配架している図書は、60 %が自然科学分野の本で、内訳は医学 37 %、化学 22 %、薬学 21 %、その他（数学、物理、生物等）20 %となっている。電子ジャーナル（資料 268）は、3,741 種、電子書籍は 275 タイトルが利用可能であり、各種データベースも整備し、検索のためのパソコンを 21 台備えている。また、本館保存書庫は、利用頻度の少ない古い資料の保存書庫として、1979（昭和 54）年以前の製本洋雑誌と利用の少ない古い図書を配架している。図書館のカウンターでは、図書の貸出・返却への対応の他、レファレンス・サービス、ILL（図書館相互貸借）サービス、図書購入希望の受付等、利用者サービス全般を行っている。図書の貸出・返却、予約および ILL から図書および文献の利用動向を把握し、利用者のニーズに応え資料を提供できるようにしている。図書の選定は、図書委員（教員）が医学・薬学と、自然科学分野の選書を行い、図書館職員がその他の分野、ならびに利用の実態を見ながら全般的な選書をしている。さらに学生の購入希望と合わせて、教員、図書館職員および利用者の三者によるバランスの取れた蔵書構成を図っている。本学では図書館に図書館長、司書職員、事務職員および図書委員会を置くことが「星薬科大学図書館規程」（資料 269）で定められており、図書館長 1 名、司書職員 2 名及び事務職員 1 名が配置されている。図書委員会は図書館長が委員長を務め、各領域から選出された委員が図書館の管理・運営、予算執行、図書館資料の選定等について審議することとなっている。【観点 1 1-2-2】

2015（平成 27）年 4 月に、改装しオープンしたラーニング・コモンズは、学生がグループワークやディスカッション、プレゼンテーションの練習等を行うことができるスペースである。ラ

ーニング・コモنزの机は移動・組合せが自由で、150 インチのスクリーン、プロジェクター、音響設備、50 インチ液晶モニター、ポータブルプロジェクター、LAN シート等を整備し(資料 270)、定期試験や国家試験前の時期には、自習室(140 席)としての利用を認めている。

また、図書館の施設とは別に、本館内に 2011～2012(平成 23～24)年度に新たに卒論生学習室 1・2・3 を設置し、それぞれ 30 名、21 名、45 名の合計 96 名が自習できる学習室を整備した(基 12)。さらに、新館各階には情報ラウンジ、第 2 新館には演習室 1 及び 2 などの自習スペースを整備し、試験の時期には講義室も自習用に開放している(基 13)。**【観点 1 1-2-3】**

図書館の開館時間は、閲覧室が平日 9:00～21:30(時期によって閉館時刻が 20:00、17:00 または 16:30)、土曜日 9:00～12:00 である。休館日及び閉館時の図書館利用については、自動入退館システムを採用している(資料 271)。これにより、教職員(教室等主任者の許可を得た大学院生を含む)は、閉館時も図書館(本館、保存書庫)を 9:00 から 22:00 まで利用することができる。本館保存書庫は、自動入退館の資格がない学部生には利用時にカウンターでカードキーを貸与している。また、自習室の開室時間は、平日、土曜日とも 9:00～20:00 である。**【観点 1 1-2-4】**

根拠資料・データ

- 基 12 講義室等の数と面積
- 基 13 学生閲覧室等の規模
- 基 14 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況
- 資料 266 星薬科大学図書館 見取り図
- 資料 267 星薬科大学図書館 蔵書目録(訪問時公開資料)
- 資料 268 星薬科大学図書館 電子ジャーナルと電子ブック タイトル
- 資料 269 星薬科大学図書館規程
- 資料 270 星薬科大学ラーニング・コモنز家具レイアウトプラン図
- 資料 271 星薬科大学図書館利用規程

『学習環境』

1 1 学習環境

[点検・評価]

【基準 1 1-1】

- 1) 本学では、効果的教育を行う観点から、教室の規模と数及び参加型学習のための少人数教育ができる教室を適切に確保している。
- 2) 実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI 教育研究施設、薬用植物園など）の規模と施設も充実している。
- 3) 実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されている。
- 4) 卒業研究の内容に相応しい施設・設備も適切に整備している。

【基準 1 1-2】

- 1) 適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されている。
- 2) 教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書及び学修資源（電子ジャーナル等）などを適切に整備している。
- 3) 適切な規模の自習室を整備し、図書室・資料閲覧室及び自習室の利用時間も適切に設定している。図書室・資料閲覧室及び自習室の利用時間が適切に設定されている。

[改善計画]

【基準 1 1-1】

【基準 1 1-2】

自己点検・評価の結果、2016（平成 28）年 3 月現在の改善計画は特にない。

『外部対応』

1 2 社会との連携

【基準 1 2-1】

教育研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-1】 医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。

【観点 1 2-1-2】 地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-3】 薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。

【観点 1 2-1-4】 地域住民に対する公開講座を開催するようつとめていること。

【観点 1 2-1-5】 地域における保険衛生の保持・向上につながる支援活動を積極的に行っていることが望ましい。

[現状]

本学では、学術交流協定を締結している山梨大学、東京慈恵会医科大学、日本医科大学、慶應義塾大学及び順天堂大学等、医学部を有する大学との連携（資料 272）や企業との共同研究等（資料 273（訪問時公開資料））を通して、医療及び薬学の発展に努めている。また、東京医科歯科大学との間では、医療人教育の発展を目指して教育プログラムを一部共有する試みを行っている（資料 274）。さらに、2014（平成 26）年度には、産学、大学間連携の推進を図り、生命科学に係る基礎研究、応用研究及び実用化研究を行うことにより、学術研究の向上に寄与することを目的とする「先端生命科学研究所」を設置し（資料 275）、活動している。【観点 1 2-1-1】

本学では、主に地元の薬剤師会組織である東京都薬剤師会の活動に参加・協力している。本学教員が、東京都薬剤師会の実習受入委員会の委員になるとともに、本学で実務実習に関わる講習会やワークショップを毎年開催している（資料 276、資料 277）。また、日本保険薬局協会が主催の一部を担う認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップの開催にも積極的に協力している（資料 278）。さらに、東京都職員の研修会のサポートなども、定期的に行っている（資料 279）。

【観点 1 2-1-2】

本学は、2009（平成 21）年 6 月に公益社団法人薬剤師認定制度認証機構から生涯研修認定制度の実施機関として認証され（資料 247）、薬剤師向けの各種研修プログラムを実施している（資料 248）。2012（平成 24）年 6 月に、認証されてから 3 年後に必要な初回認証更新申請を行い、承認されている。2015（平成 27）年度は 10 名の認定薬剤師を認定し、これまでの認定薬剤師数は、合計 34 名となっている（資料 280（訪問時公開資料））。2015（平成 27）年度には、主催講座として 22 回開講し、年間受講者数は 1,699 名であった（資料 281）。【観点 1 2-1-3】

本学では、品川区との共催により地域住民を対象とした公開講座を開催している。学内にある

薬用植物園を活用し、講義と薬草見学からなる「薬草見学会」を春と秋に各 1 回、先端科学に関する各界の第一人者を講演者に学生及び教職員も対象とする「先端科学創造シンポジウム」を年 1 回開講している（資料 282）。2012（平成 24）及び 2013（平成 25）年度には小中学生も対象に、学内の教員による講演、クラブ学生による実験アトラクション・学内施設案内・各種イベントからなる「区民公開講座」を開講している（資料 283）。また、2013（平成 25）年度には、主に小中学生を対象に「科学コンテスト」を開催した（資料 284）。2015（平成 27）年 8 月には「星薬科大学実験科学教室」を開催した（資料 285）。さらに、本学の図書館では 2013（平成 25）年より品川区立図書館から「資料選択アドバイザー」の委託を受け、区立図書館における医学・薬学分野の図書選定に協力している（資料 286）。【観点 12-1-4】

本学では、平成 27 年度 3 名の専任教員が品川区学校薬剤師会に登録し、品川区立中学校及び小学校において学校環境衛生検査等で協力している（資料 287）。また、2015（平成 27）年度には、品川区立中学校及び小学校の保健の授業において薬の飲み方に関する説明を行ったほか、保護者向けに健康に関する実験、説明を実施しており（資料 288）、地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動を積極的に行っている。【観点 12-1-5】

根拠資料・データ

- 資料 247 生涯研修認証状
- 資料 248 星薬科大学 生涯研修制度研修プログラム
- 資料 272 星薬科大学 国内学術交流概要
- 資料 273 企業との共同研究契約書
- 資料 274 東京医科歯科大学 ワークショップ資料
- 資料 275 星薬科大学先端生命科学研究所規程
- 資料 276 東京都薬剤師会 実務実習伝達講習会
- 資料 277 認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ資料（東京都薬剤師会）
- 資料 278 認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ資料（日本保険薬局協会）
- 資料 279 東京都職員研修会資料
- 資料 280 認定薬剤師研修制度 認定薬剤師名簿（訪問時公開資料）
- 資料 281 星薬科大学 講演会等開催報告書
- 資料 282 星薬科大学 生涯学習「薬草見学会」、「先端科学創造シンポジウム」プログラム等
- 資料 283 星薬科大学 区民公開講座 プログラム等
- 資料 284 星薬科大学 科学コンテスト プログラム等
- 資料 285 星薬科大学 実験科学教室 プログラム等
- 資料 286 品川区立図書館資料選択アドバイザー委託契約書
- 資料 287 星薬科大学 学校薬剤師会登録関連資料及び学校環境衛生検査等に係る報告書
- 資料 288 品川区立小学校における実験実施に係る報告書

【基準 12-2】

教育研究活動を通じて、医療・薬学における国際交流の活性化に努めていること。

【観点 12-2-1】 英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信するよう努めていること。

【観点 12-2-2】 大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 12-2-3】 留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

[現状]

本学では、英文の大学案内を作成するとともにホームページを作成し、海外に向けて情報を発信している(資料 289)。英文の大学案内は 2014(平成 26)年度に改訂版を発行した(資料 290)。

【観点 12-2-1】

海外の大学との交流を積極的に進め、2016(平成 28)年 3 月 1 日現在では、下表の大学と学術交流協定を締結している(資料 291)。2005(平成 17)年と2009(平成 21)年には、これらの大学と合同のシンポジウムを本学にて開催している(資料 292)。また、2014(平成 26)年度には、本学の教員が 2014 年会会長を務めた国際学会が本学にて開催され、世界各国から約 130 名の研究者等が参加した(資料 293 22頁)。さらに、教員は個々に海外の大学等研究機関と共同研究を実施し、また海外における各種学会、シンポジウム及び研究会等へも積極的に参加している(資料 293 29、30頁)。**【観点 12-2-2】**

主にアジアからの留学生が大学院に毎年数名在籍している(資料 294)。2012(平成 24)年には、国費又は国費に準じる奨学金により本学の修士課程を修了した留学生に対し、博士課程への進学を支援するため一定の要件の下、奨学金を給付する規程を制定している(資料 295)。教職員が 6 か月超の長期の海外研修を行う場合は、担当科目に非常勤講師を配置するなどの対応を行っている(資料 296)。

協定提携校であるドイツ・ヴェルツブルグ大学との主な交流は次の通りである。2014(平成 26)年は、本学から、11 月に 1 ヶ月間、大学院生 1 名を短期研修に派遣し(資料 297 18、19 頁)、12 月に教員 4 名と大学院生 1 名が研究打ち合わせ等のため同大学を訪問した。また、2015(平成 27)年は、本学から、6 月に助教 1 名を 1 年間の予定で同大学へ派遣し(資料 298 23 頁)、11 月に教員 2 名と大学院生 2 名が研究打ち合わせ等のため同大学を訪問した。同大学からは、2014(平成 26)年 7、8 月に教員 2 名、大学院生 2 名、学部学生 2 名(資料 293 22 頁)が、また、2015(平成 27)年 7 月に教員 3 名と大学院生及び学部学生等 5 名が来校し、ジョイントシンポジウム等を開催した(資料 298 22 頁、資料 299 報 17、資料 300)。

2014(平成 26)年度には国際交流の推進を目的に、イノベーションセンターに国際交流室を設置した(資料 297 15 頁、資料 301、資料 302)。さらに、2014(平成 26)年度に海外における教

育、研究及び社会貢献に係る国際活動の推進を目的として、米国とカナダに海外拠点を設置した（資料 303）。カナダにおける海外拠点を活用し、2015（平成 27）年 1 月に 1 ヶ月間、薬学科 5 年生 1 名をカナダの薬局に派遣し、海外における初めてのアドバンスト実務実習を実施した（資料 297 17 頁）。また、2015（平成 27）年度にはカナダで 5 名の学生の実務実習を実施した（資料 31）。

【観点 1 2-2-3】

■国際学術交流 提携大学

提携年	提携先（国名）
1987（昭和 62）	北京大学医学部薬学院（中国）
2005（平成 17）	アイルランガ大学（インドネシア）
2007（平成 19）	チュラロンコーン大学（タイ）
2007（平成 19）	ウプサラ大学（スウェーデン）
2009（平成 21）	マレーシア・ブトラ大学（マレーシア）
2010（平成 22）	嘉南薬理科技大学（台湾）
2012（平成 24）	浙江工業大学（中国）
2013（平成 25）	ヴェルツブルグ大学（ドイツ）
2015（平成 27）	Royal College of Surgeons in Ireland（アイルランド）
2016（平成 28）	ヒューストン大学（米国）

根拠資料・データ

- 資料 31 海外アドバンスト実務実習関連資料
- 資料 289 星薬科大学ホームページ English
(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/english/>)
- 資料 290 HOSHI UNIVERSITY School Guidebook
- 資料 291 星薬科大学 国際交流協定書
- 資料 292 合同シンポジウム資料
- 資料 293 平成 26 年度 星薬科大学報 第 80 号
- 資料 294 留学生在籍簿
- 資料 295 星薬科大学大学院外国人留学生奨学金規程
- 資料 296 平成 24、25 年度 薬学科年次別授業科目単位配分表（抜粋）及びシラバス
- 資料 297 平成 27 年度 星薬科大学報 第 81 号
- 資料 298 平成 27 年度 星薬科大学報 第 82 号
- 資料 299 平成 27 年度 第 18 回 教授会 議事要録
- 資料 300 ジョイントシンポジウムプログラム
- 資料 301 星薬科大学イノベーションセンター規程
- 資料 302 イノベーションセンターに関する人事発令
- 資料 303 星薬科大学海外拠点規程

『外部対応』

1 2 社会との連携

[点検・評価]

【基準 1 2-1】

- 1) 本学は、医療界や産業界と連携し、医療及び薬学の発展に努めている。
- 2) 地域の薬剤師会などの関係団体及び行政機関との連携を図り、薬学の発展にも貢献するよう努めている。
- 3) 薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めている。
- 4) 地域住民に対する公開講座を開催している。
- 5) 学校薬剤師活動により地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動を行っている。

【基準 1 2-2】

- 1) 英文によるホームページを作成し、世界へ情報を発信している。
- 2) 大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動を行っている。
- 3) 留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制を整備している。

[改善計画]

【基準 1 2-1】

【基準 1 2-2】

自己点検・評価の結果、2016（平成 28）年 3 月現在の改善計画は特にない。

『点検』

1.3 自己点検・評価

【基準 1.3-1】

適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。

【観点 1.3-1-1】 自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 1.3-1-2】 自己点検・評価を行うに当たって、外部委員が含まれていることが望ましい。

【観点 1.3-1-3】 自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。

【観点 1.3-1-4】 設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。

【観点 1.3-1-5】 自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。

【現状】

本学の自己点検・評価は、星薬科大学学則第 2 条および星薬科大学大学院学則第 3 条に規定されている（資料 2-1 2頁、68頁）。自己点検・評価に関わる事項を検討するため、本学自己評価委員会規程に基づき自己評価委員会が設置されていた（資料 304）。2014（平成 26）年度までは、自己評価委員会は、学長が指名する委員長の下、教員 6 名及び事務職員 1 名で構成されていた。教員の委員は、教務部長、学生部長等の役職者が中心で、事務局からは総務部長が委員として参加していた。その他、総務部の職員 1 名が担当者として委員会の運営、自己点検・評価報告書の編集に携わっており、自己点検・評価についての大学と法人間の調整を図るため、理事長、学長、担当理事、事務局長、自己評価委員長及び副委員長により構成される自己評価連絡協議会が設置されていた。

また、2012（平成 24）年度には、薬学教育評価の受審を通して教育研究体制の改善・改革をするため、新たな委員会（薬学教育評価対応委員会）が設置された。委員は、各研究分野から選任された 13 名の教員と、5 名の事務職員から構成されていた（資料 305）。

2015（平成 27）年度には、自己評価委員会を自己評価ワーキンググループ、薬学教育評価対応委員会を薬学教育評価対応ワーキンググループとして改組するとともに（資料 22 4頁）、両ワーキンググループの親委員会として大学評価委員会が設置された（資料 306）。【観点 1.3-1-1】

本学の大学評価委員会における委員長は学長、副委員長は副学長とし、外部委員を 2 名含んでいる（資料 306）。2016（平成 28）年 3 月 31 日現在の委員の人数は 5 名である。【観点 1.3-1-2】

本学が実施する自己点検・評価の項目は、本学が加盟する大学基準協会の大学基準に基づき設定された点検・評価項目に準じている（資料 307）。本学が実施する自己点検・評価の項目は、大学基準協会が設定した点検・評価項目を踏まえ、法令改正や大学を取り巻く社会情勢を反映させたものであり、大学独自の自己・点検評価項目としても適切である。2012（平成 24）年度以降は、前記に加えて薬学教育評価対応委員会（現、薬学教育評価対応ワーキンググループ）により

薬学教育評価機構の評価基準に準じた評価を実施している（資料 308）。【観点 13-1-3】

自己点検・評価の作業は、各項目の関係部署の担当者が行い、各部署の責任者による確認を経て自己評価委員会（現、自己評価ワーキンググループ）で取りまとめられる。その後、学長、自己評価委員長、事務局長等の検討を経て内容が確定される。薬学教育評価も同様の手順で実施されている。【観点 13-1-4】

自己点検・評価の結果については、1995（平成 7）年 12 月に初めて「平成 6 年度星薬科大学自己点検評価報告書」を刊行し、第 3 号からは隔年度毎に、2008（平成 20）年度以降は 3 年度分ごとに刊行している（資料 307）。2011～2013（平成 23～25）年度分は、2016（平成 28）年度中に刊行する予定である。

2010（平成 22）年度には、大学基準協会の認証評価を受審し、同協会の大学基準に適合していることが認定されている（資料 309）。これら自己点検評価の結果については、本学ホームページにて公開している（資料 310）。

また、薬学教育評価における自己点検評価として、2009（平成 21）年度に「自己評価 21」を実施し、さらに、薬学教育評価のための本学独自の 2013、2014（平成 25、26）年度版自己点検評価として、「自己評価 25-26」を実施し、いずれも本学ホームページにて公開している（資料 310）。【観点 13-1-5】

根拠資料・データ

資料 2-1 平成 27 年度 学生便覧

資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧

資料 304 星薬科大学自己評価委員会規程

資料 305 平成 24 年度 薬学教育評価（第 3 者評価）対応委員会委員

資料 306 平成 27 年度 大学評価委員

資料 307 星薬科大学自己点検評価報告書 第 9 号

資料 308 自己点検・評価書（自己評価 25-26）

資料 309 大学基準適合認定証

資料 310 星薬科大学ホームページ「自己点検評価の結果」

(URL : <http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/johokaiji.php#3>)

【基準 13-2】

自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。

【観点 13-2-1】自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映させる体制が整備されていること。

【観点 13-2-2】自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善に反映されていること。

[現状]

自己点検・評価の結果について、個別事項は、関係部署の所属長の指揮の下、改善・改革を行っている。全学に係わることは、教授会や理事会に提案、報告し、改善・改革を行っている。特に、自己評価協議会で改善、改革が必要であると指摘された事項については、報告書の完成を待たずに、直接各部署の責任者に指示され、または教授会、理事会に諮る等して改善、改革を行う体制となっている。自己評価ワーキンググループの構成員には教務部長、学生部長、総務部長等が加わり（資料 22 4頁）、法人との調整を図る自己評価連絡協議会には学長、事務局長及び学校法人の役員も加わっていることにより、組織的に自己点検・評価の結果を改善・改革に結びつける体制を整えている。【観点 13-2-1】

本学は 2010（平成 22）年度に大学基準協会の認証評価を受審し、大学基準に適合していることが認定されている（資料 309）。その際、問題点の指摘に関する助言として 7 点の改善報告が求められたが（資料 311）、その内容は、教授会、理事会等に報告され、自己点検・評価を行う各部署の責任者、担当者に周知され、指摘事項の改善が進められた。

2014（平成 26）年 7 月末日に提出した改善報告書（資料 312）に対しては、同協会から、「今回提出された改善報告書からは、これらの助言を真摯に受け止め、意欲的に取り組んでいることが確認できる」との検討結果が通知された（資料 313）。

さらに、2012（平成 24）年度に設置した薬学教育評価対応委員会（現・薬学教育評価対応ワーキンググループ）で、薬学教育評価における自己点検・評価の 2013、2014（平成 25、26）年度版となる自己評価 25-26 を実施し（資料 308）、その過程においても必要に応じ教授会の審議を経て改善を行った。主な改善点は次のとおりである。

- (1) 薬学科の教育研究上の目的が定期的に検証されていなかったもので、本学教務部委員会にて定期的に検証する体制を整え、検証を実施した。
- (2) 薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更が速やかに行われていなかったもので、カリキュラム検討委員会にて変更を速やかに行う体制を整備し、実施した。
- (3) 医療過誤、医療事故の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師としていなかったもので、新カリキュラムではこれらの方々を講師に招聘した。
- (4) 実務実習の開始時期と事前実習の終了時期が離れる学生に対して、事前実習の到達度が確認されていなかったもので、2015（平成 27）年度からは、直前講習会を実施し、事前実習の到達度を確認した。
- (5) 「医療薬学特別実習」における問題解決能力の向上を適切に評価する根拠資料が十分整って

いなかったので、教務部委員会により卒業論文の作成要項・評価基準を整備し、これに基づく卒業論文作成や卒業研究発表などを通して、問題解決能力の向上を図るとともに適切な評価を実施した。【観点 13-2-2】

根拠資料・データ

資料 22 平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧

資料 308 自己点検・評価書（自己評価 25-26）

資料 309 大学基準適合認定証

資料 311 大学評価（認証評価）結果

資料 312 改善報告書

資料 313 改善報告書検討結果

『点検』

13 自己点検・評価

[点検・評価]

【基準 13-1】

自己評価 25-26 では、「自己点検・評価を行う組織に外部委員は含まれていない。」とし、「自己点検評価委員会あるいは薬学教育評価対応委員会に、外部委員を入れるべく検討する。」との改善計画を立て、実施した。今回の自己点検の結果は以下の通りである。

- 1) 自己点検・評価を行う組織を設置している。
- 2) 委員会に外部委員を含んでいる。
- 3) 自己点検・評価に適切な項目を設定している。
- 4) 設定した項目に対して自己点検・評価を継続的に実施している。
- 5) 自己点検・評価の結果は、ホームページなどで公表している。

【基準 13-2】

- 1) 自己点検・評価に関わる 2 つの委員会を設置し、自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映させる体制を整備している。
- 2) 自己点検・評価の結果を、教育研究活動の改善に反映させており、このことは外部評価によっても認められている。

[改善計画]

大学基準協会から指摘された、2 つの助言について改善を実施する。